

## 平成22年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成22年3月8日（月）午前10時開議

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成22年3月 8日

至 平成22年3月19日 （12日間）

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 議案第 2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

日程第 6 議案第 3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について

日程第 7 議案第 4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について

日程第 8 議案第 5号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて

日程第 9 議案第 6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 9号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第10号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度白馬村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度白馬村老人保健医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 3 3 予算特別委員会の設置について
- 日程第 3 4 発議第 1 号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定について
- 日程第 3 5 発議第 2 号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

## 平成22年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成22年3月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第10番	渡辺俊夫
第3番	太田伸子	第11番	高橋賢一
第5番	太田修	第12番	小林英雄
第6番	松沢貞一	第13番	太谷正治
第7番	柏原良章	第14番	下川正剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田忠
税 務 課 長 補 佐	西澤良典	住 民 福 祉 課 長	松澤衛
観 光 農 政 課 長	横澤英明	建 設 水 道 課 長	倉科宜秀
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	篠崎孔一
総務課長補佐兼総務係長	山岸俊幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 平 林 豊

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

議案第2号から議案第5号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第6号から議案第29号まで（村長提出議案）、発議第1号及び発議第2号（議員提出議案）説明、質疑、委員会付託

- 6) 予算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

2. 議案第 3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
3. 議案第 4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について
4. 議案第 5号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて
5. 議案第 6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 9号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 10号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 15号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 16号 墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
17. 議案第 18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
18. 議案第 19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
19. 議案第 20号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
20. 議案第 21号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
21. 議案第 22号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
22. 議案第 23号 平成22年度白馬村一般会計予算
23. 議案第 24号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
24. 議案第 25号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
25. 議案第 26号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計予算
26. 議案第 27号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計予算
27. 議案第 28号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

28. 議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算

9. 地方自治法112条の規定により議員から提出された議案は次のとおりである。

1. 発議第 1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定について
2. 発議第 2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

## **1. 開会宣告**

**議長（下川正剛君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成22年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## **2. 議事日程の報告**

**議長（下川正剛君）** 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

横川税務課長が療養休暇のため欠席し、西澤税務課長補佐が出席しておりますので、報告いたします。

### **△日程第1 諸般の報告**

**議長（下川正剛君）** 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年12月分、平成22年1月分の一般会計・特別会計・企業会計の例月出納検査報告書及び平成21年度財政的援助団体等の監査結果報告書が提出されておりますので、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成22年2月定例会が、2月17日、18日に、白馬山麓環境施設組合議会平成22年第1回定例会が、2月24日に開催されました。内容については、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### **△日程第2 会議録署名議員の指名**

**議長（下川正剛君）** 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第10番渡辺俊夫議員、第11番高橋賢一議員、第12番小林英雄議員、以上3名を指名いたします。

### **△日程第3 会期の決定**

**議長（下川正剛君）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成22年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月19日までの12日間といたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの12日間と決定いたしました。

### **△日程第4 村長あいさつ**

**議長（下川正剛君）** 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 平成22年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の

ご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ご存じのように、バンクーバーオリンピックは2月28日に終了いたしました。この間、多くの村内外の皆さんが、多目的ホールほかで白馬で育った6名の選手に熱い声援を送っていただき、心より感謝とお礼を申し上げます。

上村選手がモーグル競技でメダルにあと一步の4位入賞、渡部選手がノルディック複合団体に6位に入賞しましたが、他の種目では残念ながら入賞には手が届きませんでした。それでも日本じゅうの注目を浴び、精神的な重圧を受ける中で、各選手は精いっぱい頑張り、村民や後に続く子供たちに感動と誇りと希望を与えてくれました。改めて称賛と感謝の拍手を送りたいと思うところでございます。

この後、12日からはパラリンピックが開催をされます。谷口、夏目両選手の活躍を祈念するとともに、引き続き村民の皆様の温かな声援をお願いをいたすところでございます。

さて、今シーズンの観光客の入り込み状況は、2月末で対前年比85.7%となっております。2月の入り込みは対前年比94.2%と、景気と天候の悪い中で1万8,000人近く減少をしております。3月以降の入り込みも多くは期待できず、このまま推移をすると、村経済への影響がとても心配な状況であります。今年は湿った雪の日が多く、また、一度に降る量も多かったことから、今後の雨や気温上昇により、なだれ等も心配されるところであります。各スキー場においては、引き続き十分な安全対策をお願いをしたいと思うところであります。

観光局が運行しているナイトシャトルバス「元気号冬物語」の利用状況は、2月末現在約8,674人で、前年より28%も増となっております。円高により、インバウンド関係の来村者の減少を心配しておりましたが、さほどの影響はなく、利用者の80%は外国人の方であり、運賃を下げたことも利用増につながったものと思われるところであります。

白馬村の22年産米の生産目標数量が、12月25日の大北水田農業推進協議会で429ヘクタールと決定をいたしました。白馬村営農支援センターでは、2月中旬に村内3カ所で都合6回の農家集落懇談会を開催をし、米の数量配分や生産調整、並びに新たな施策であります戸別所得補償制度についての説明をお願いしたところであります。

政権交代による施策の見直しで、産地確立交付金は水田利活用自給率向上事業と変更になり、その結果、ソバに対する転作助成が大幅減となりました。こうした政策の急変に即応し、各農家に負担を求めるのは現時点では困難であり、また受託者の経営を維持し、そばの里事業への影響も最小限に抑えるため、現行助成の減額にかかわる約50%分を激減緩和対策として、村が新年度予算の中で助成することといたしました。

政府は年明け1月5日から通常国会を開き、景気に対するてこ入れの経済対策としての第2次補正予算を1月27日に成立をさせました。これを受け、白馬村においても今定例会に約1,500万円の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金にかかわる事業を含めた補正予算を上程するこ

といたしました。交付金の交付内容に合致する事業として、地元の中小企業ができる庁舎、ふれあいセンター共同調理場、学校、保育園等、公共施設における修繕を中心に予算立てを行ったところであります。また、緊急雇用対策として、本村でも国のふるさと雇用再生対策特別交付金、緊急雇用創出事業交付金を利用し、臨時職員等の雇用を21年度から3カ年にわたり行うこととしております。

ごみ処理広域化計画関係では、広域連合内に新たに設置されました、ごみ処理施設検討委員会では中立的な第三者の立場をとれるコンサルタント業者を事務局に据え、2月までに3回の委員会を持たれ、あす9日には4回目の委員会が開催される予定となっております。そして、これまでに新たな候補地の抽出方法として、公募の実施が決定しています。

前回の選定では、行政関係者だけで候補地を挙げ、回避地図、適地地図等を用いて法規制など前提条件からの絞り込み方式で候補地を決定したところでありますが、今回は最低限の条件だけは示し、自薦、他薦を含めた住民からの公募、市村からの推薦などで候補地を募集し、学識経験者、公募の委員も入ったこの検討委員会が、一般からの意見募集も折り込みながら、候補地を絞り込んでいくという方法がとられることになると聞いているところであります。

村としては飯森の教訓から、地元地区の同意の大切さを強く認識をしており、各区長には区として推薦できる場所がないかを既に依頼をしているところですが、折しも年度末で役員交代時期に当たること、募集期間も短いことから、区からの提言があるかどうかについては難しい面も予想されるところでございます。

しかし、今回、白馬村内から候補地推薦が皆無の場合、新しい施設が白馬村内に建設される可能性はなくなることとなります。議員各位にも、こういった場所はどうかといったようなご意見、推薦する場所がございましたら、お寄せいただければありがたく存じます。

次に、凍結防止剤の購入に関しての件であります。2月22日産業経済委員会で報告させていただきましたとおり、Cタイプについて、さらに成分確認のため検査を進めた結果、Cタイプとして購入した凍結防止剤は、塩化マグネシウム99%の製品であったこと、また違う袋から採取した2つのサンプルを分析したところ、有機酸が検出されなかったことの2点を確認いたしました。有機酸が含まれておらず、少なくとも村が求めた製品と違っていることから、2月19日付で契約を解除し、納入業者には行政処分として指名停止と違約金の支払いを課すことといたしました。関係職員については再度事情聴取をした上で、処分を行ってまいります。

また、私ども特別職は地方公務員法の処分規定の対象とはならないものの、特別職みずからが姿勢を正し、一刻も早く村民の信頼回復を得るため、ペナルティーとしての報酬の減額を議案の中で提案をさせていただいております。こういった結果になったことは、まことに遺憾であり、今後同様の事件が起こらないよう、庁内においては再発防止に向けて事務処理の実態を検証し、改善策等の検討を命じたので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

ケーブルテレビ事業につきましては、加入案内のお知らせを2月18日付で各家庭に発送をし、3月2日から4日にかけては、村内3カ所で9回にわたり説明会を開催をいたしました。また、区長会議でもお願いをしておりますが、各地区の総会等で時間をいただければ、地区担当職員が中心となって説明を行い、情報発信の媒体となるケーブルテレビへ、1人でも多くの方が加入されるよう努めたいと考えているところであります。

次に、今定例会の柱であります、平成22年度白馬村一般会計予算の概要について申し上げます。

当初予算規模は43億1,500万円で、前年度に比較しますと2,200万円、0.5%の減となりました。公債費では前年対比約3,400万円の減となり、確実に減少しており、財政健全化に向けて着実に歩んでいますが、一方で、現下の経済情勢の中、基幹税目である村民税が2,300万円、固定資産税が評価がえ等の影響により3,000万円近く落ち込み、税収全体では5,800万円ほど前年を下回るものと予想をしております。

国会で審議がされている国の22年度予算案は、総額9兆2,900億円余で、前年に対して大幅な歳出増となっておりますが、景気の低迷により税収が大きく落ち込む中で、国債への依存度がますます強くなり、自主財源より借金が上回るという深刻な歳入構造に陥っています。赤字国債の発行による経済対策関連予算により、昨年度の補正予算に続き、歳入の増は見込まれるものの不確定な要素もあり、依然として健全財政を目指して事業の取捨選択を慎重に行わざるを得ない状況にありますので、白馬村第4次総合計画のローリング、地域役員懇談会等の経過を踏まえて、緊急度や事業効果、公平性にもかんがみ、緊縮財政に努めながらも、活性化につながるための予算編成を行ってきたところであります。

重点施策としての主なものを紹介いたしますと、健全財政プロジェクトでは、引き続き財政健全化への確実な歩みを図るために、歳出削減等財政健全化に努めるとともに、健全化計画や事務事業評価等を見据えて、行財政運営を進めてまいります。また、本年は総合計画の後期計画の策定作業を行います。

福祉いきいきプロジェクトでは、中学3年生までの医療費給付の公費負担拡大や、重度身障者医療給付対象者の拡充、子育て支援センターでの一時保育の充実等の白馬村独自のきめ細かな福祉施策を進めてまいります。

安心・安全な道路整備プロジェクトでは、神城山麓線新設工事を始め、急施を要する地区等の道路整備や、村内30カ所の橋梁点検等を行います。

アルプスの里観光プロジェクトでは、五輪施設の有効な利活用を検討をし、観光再生のため観光局を中心とした観光振興に3,000万円を集中的に投資をいたします。

次に、歳入歳出について概要を申し上げます。

村税は約13億7,300万円で、前年比5,800万円、4.1%の減でございます。村民

税では個人、法人村民税合わせて2,300万円余りの減となりました。いずれも景気の低迷による影響が色濃く反映された歳入となっております。税収の3分の2以上を占める固定資産税については約3,000万円の減で、評価がえに伴う評価額の減少や、新規投資のないことが、その要因となっているところであります。たばこ税、入湯税も観光人口の減少等の影響により、合わせて500万円以上の減といった予算編成となっております。

このように、税収自体が年々減少傾向にあり、自主財源の柱である税収を昨年並みに維持できないことが、公債費が減少していくにもかかわらず、財政健全化を見据えるための長期財政計画の推進を困難にしているところであります。平成23年度からは県下で税の共同化にも取り組むこととなっておりますので、このことが滞納の解消や税収の確保につながることを期待をしているところであります。

地方譲与税や地方消費税交付金は、前年度同様の歳入を見込み、景気低迷の中で需要が伸びない自動車取得税交付金については約1,100万円の減といたしました。地方交付税については、前年度より1億2,100万円ほど減の14億6,000万円を計上いたしました。減額となった分については、後年度、元利償還金の100%が交付税算入される財源対策債の増額により確保されることとなっております。

国庫支出金は、神城山麓線の事業費が減少し、地域活性化基盤創造交付金が4,500万円ほど減少しましたが、新政権の目玉である子ども手当負担金が9,500万円ほど増加となったため、前年度比約5,000万円の増となりました。

県支出金は、保険基盤安定負担金が800万円ほど減となっておりますが、参議院議員及び県知事選挙、国勢調査等が行われることにより、前年とほぼ同額の予算となっております。

繰入金は4,500万円余を計上いたしました。公債費対策として減債基金から3,000万円を繰り入れ、その分を村の元気が出るようにと観光振興に回すことといたしました。また、中学生までの医療費無料化等を進めるために、福祉基金からも1,000万円の繰り入れをすることといたしました。

村債は、約4億8,000万円を予定しておりますが、主なものは交付税等の税収不足を補う臨時財政対策債で、約3億8,000万円の借り入れを予定しております。残りの約1億円が事業にかかわる起債であります。スノーハープの施設改修には交付税措置が80%ある辺地債を予定するなどして、後年度負担を極力抑えるための有利な起債計画を進めることとしております。

次に、歳出であります。歳入の伸びが見込めないため、原則としては枠配分方式によるゼロシーリングでの予算編成を行い、その後に重点施策に上乘せして予算配分することといたしました。各課においては補正を当てにせず、事業の計画、期間を意識しながら、取捨選択により事業を精査し、予算編成が行われたところであります。

歳出について費目別に申し上げますと、議会費の減は議会報酬の減額を実施していることに伴

うものが主なものであります。

総務費は、前年約1億1,000万円の増ですが、主なものは地域公共交通会議への負担金が約2,100万円、地域情報通信基盤整備関係に1,000万円、税の賦課関係に800万円、村長、知事、参議院議員選挙、国勢調査費にかかわる増が800万円、スノーハーブの橋梁改修のための5,700万円等が増額の要因となっております。

民生費については、前年度約8,500万円の増としましたが、主なものは子ども手当9,500万円、医療給付費1,100万円、自立支援給付費1,300万円、広域連合への介護保険の負担金700万円、後期高齢者医療の療養給付費負担金200万円等が増加の主な要因であります。

衛生費は、前年度比8,600万円余りの減といたしました。償還金の減により清掃センターの負担金が6,600万円、クリーンコスモに関する負担金が600万円、完成した森上駅公衆トイレの工事費分1,200万円等が減となっております。また、広域連合負担金も400万円の減となっております。

農林業費は、前年とほぼ同額であります。米生産調整に伴う負担金700万円を増額し、土地改良償還助成800万円が減となりました。

観光商工費では、前年度約1,100万円余りの増といたしました。白馬村観光局への負担金3,100万円、海外観光客受け皿整備に400万円、登山道整備に200万円、商工振興に200万円を増額計上し、完成した避難小屋工事分1,300万円等が減額となっております。

土木費については、前年比1億200万円の減であります。国庫補助として改良を進めております神城山麓線の工事費1億1,500万円の減が大きな要因となっております。

消防費は、前年度比約500万円の減であります。北部分団積載車購入に600万円を計画しておりますが、耐震診断委託で300万円、広域消防への負担金200万円が減となっております。

教育費は、前年度より約500万円増といたしました。安曇養護学校スクールバス運行経費として150万円、嘱託職員増員配置に400万円等の新規の予算で、昨年からは始めた幼稚園就園補助金は290万円の予算計上をいたしました。

公債費は、7億8,000万円余りで、前年比3,400万円余りの減であります。年々、着実に償還額も元金も減少をしております。

歳出を性質別に分類した主な点を申し上げますと、人件費は7億6,500万円ほどで、前年度比2,600万円余りの増となっております。特別職・議員の報酬カットを引き続き行っておりますが、一般職給料カットをやめたことや、職員の新規採用等が増加の主な原因となっております。

物件費は、毎年経常経費を削減し続けたために、委託料等の削減が限界となってきております。

また、緊急雇用対策に伴う臨時職員雇用等を行ったために、前年度900万円増の6億9,600万円余りいたしました。

維持補修費では、2億2,500万円余りで、前年度とほぼ同額の予算いたしました。

扶助費は、3億600万円余りで、前年度比1億2,000万円の大幅増となっております。子ども手当と医療給付費の増が大きな要因であります。

補助費は、7億6,000万円で、白馬山麓環境施設組合への負担金が減少したこと等により、前年度比3,000万円ほどの減であります。

普通建設事業費は、1億8,000万円余りで、前年度比1億1,000万円余りの減となっております。村道改良で1億1,500万円減となっていることが主な要因でございます。

繰出金は、5億8,000万円余りで、前年度比1,000万円余りの増であります。国民健康保険事業特別会計への繰出金が約1億100万円、後期高齢者医療関係会計繰り出しが8,000万円となっているところであります。介護保険事業では、北アルプス広域連合に前年比約500万円増の1億1,500万円余りの繰り出しを計上し、公共下水道事業への繰出金は2億6,200万円、農業集落排水事業特別会計繰出金は2,500万円といたしましたところであります。

次に、特別会計等の新年度予算について概略申し上げたいと思います。

国民健康保険事業勘定特別会計は、保険給付、特定健診、特定保健指導等事業の充実を図るために、歳入歳出を11億9,900万円余りの予算編成といたしました。後期高齢者支援金が不足する状況になっていることから、国民健康保険税の税率改正にかかわる議案を、今定例会に上程することといたしております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ6,400万円余りいたしました。主な内容は、歳入では後期高齢者保険料が4,600万円余り、保険基盤安定繰入金1,700万円余りを計上し、歳出では保険料負担金6,300万円余りを計上いたしましたので、よろしく願いをいたします。

また、老人保健医療特別会計は後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成23年までの間、過誤調整分の対応を行うために会計を据えおくものであり、歳入歳出をそれぞれ50万円余りとしたところであります。

下水道事業特別会計は、歳入歳出約5億6,300万円で、前年度当初予算に比べて高資本費対策借換債がなくなったために3億6,700万円余りの減となり、公債費についても、そのため3億8,500万円減となっております。事業面では大きな工事等の予定はなく、維持管理が主なものであります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入歳出約3,500万円で、前年度当初予算に比べて高資本費対策借換債がなくなったために約3,500万円の減となり、公債費についても3,400万

円の減といたしました。

水道事業会計は、引き続き需要の伸び悩みで厳しい状況にあります。収益的収入では2億9,300万円余り、支出では2億7,300万円余りを予定しております。資本的収入は約600万円、支出は約1億5,900万円で、資本的支出が資本的収入に対して不足する額は、損益勘定留保金等で補てんをすることとしております。

本定例会に当初提出いたします案件は28件ありますが、最終日の本会議には繰越明許費等のかかわる平成21年度一般会計補正予算（第6号）と、委員の選任についての同意案件、条例の一部改正を追加議案として提出することを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成21年度一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出に7,500万円余りを追加し、歳入歳出を約56億5,500万円とするものでありますが、主なものは地域活性化・きめ細かな臨時交付金にかかわる事業に5,500万円、除雪費に7,100万円の増額を計上し、事業費が確定した住民福祉課及び環境課関係の予算を4,600万円ほど減額いたしました。

それぞれの議案についての詳細は、担当課長より説明いたしますので、ご審議をいただき、円満なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会招集に当たりましての冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（下川正剛君）** これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第5 議案第2号から日程第8 議案第5号までは、会議規則第39条第3項の規定より、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第2号から日程第8 議案第5号までは委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定より、一議員一議題につき3回まで、また、規則第54条第3項の規定より、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

**△日程第5 議案第2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について**

**議長（下川正剛君）** 日程第5 議案第2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を申し上げます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について、ご説明を申し上げます。

長野県内の町村及び安曇野市をもって組織する長野県市町村総合事務組合は、60市町村から

なっていますが、東筑摩郡波田町が松本市に編入合併されるために、平成22年3月30日をもって脱退するために、規約の一部改正をする必要が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第2号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**△日程第6 議案第3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について**

**議長（下川正剛君）** 次に、日程第6 議案第3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、ご説明を申し上げます。

長野県内の全市町村78をもって組織する長野県市町村自治振興組合から、東筑摩郡波田町が松本市に編入合併されるために、平成22年3月30日をもって脱退するために、規約の一部改正をするため議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第3号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

**△日程第7 議案第4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合同規約の変更について**

**議長（下川正剛君）** 日程第7 議案第4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方

公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

木曾郡6町村、東筑摩郡6町村、北安曇郡4町村の中信地域16町村で構成される交通災害共済事務組合から、東筑摩郡波田町が松本市に編入合併されるために、平成22年3月31日をもって脱退するために、規約の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第4号 中信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

**△日程第8 議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて**

**議長（下川正剛君）** 日程第8 議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第5号について説明いたします。

平成22年3月31日から東筑摩郡波田町が松本市に編入することに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することにつき、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについては、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

**△日程第9 議案第6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第9 議案第6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

申請に対する処分や不利益処分の手続を定めた国の行政手続法の一部改正がなされ、これに伴い、村の条例の字句の改正が必要となったために一部改正をするものであります。

具体的には、法3条第2項に、裁判所もしくは裁判所の裁判により、または裁判の執行としてされる処分が追加されたために、第2項以下が第3項以下に繰り下げられ、第5章に届け出という章が設けられたために、これまでの第5章以下の章が第6章以下に下げられることになったために、条例の字句の改正が必要となったものであります。

詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第10 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第10 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは別表中の衛生組合長の報酬について、現状の働きに沿えるよう改めるもので、均等割をやめて会議出席割にし、ごみ集積場設置地区への加算金を2,000円から5,000円にふやす改正をするものです。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。この報酬の一部改正の目的を今伺いましたが、現状の働きに合わせてということですが、働きについては一定ではないのでしょうかということと、一部改正により金額的な変動幅はどれくらいになるのかをお示し願いたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** ただいまのご質問ですけれども、衛生組合長の今の働きというものが、一昔前は例えばハエ、ダニ、ウジと言ったような公衆環境衛生というようなことの分野もあったわけですけれども、今は、ほぼごみのことだけに特化されているわけでございます。そういった中で、地区集積場のある地区と集積場のない地区では、大分その働きに差があると、1年間のご労苦に差があるというようなことで、わずかではありますけれども、いい意味での差別化を図り、地区集積場のある地区の加算金をふやしたいと、そんなような考えでございます。

また、これによるところの予算は、約7万円増ということでございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。篠崎議員、よろしいでしょうか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺です。このごみ集積場の5,000円プラス、ごめんなさい、3,000円プラスになっているんですけれども、ごみの集積でなくて、そのリサイクルを快適にやっているところがあるんですけれども、言ってみれば集積場を設けないでリサイクルを行っているということなんですけれども、そのことについては全く考慮しないということになるんですか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** 今おっしゃられたところは和田野地区だと思います。和田野地区につきましても、ごみ集積場の設置をぜひお願いしているところでございますが、今は自主的な裸出し回収というような、若干イレギュラーなやり方をしているわけございまして、それを援助することも、事実上は特別扱いで収集業者を向かわせているようなことに関しては、予算を費やしているわけでございます。そんなことから、和田野地区に関して、ごみ集積場設置地区割を加算することはございません。

**議長（下川正剛君）** 以上で、質疑を終結いたします。

**△日程第11 議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第11 議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

現在、村長、副村長、教育長の報酬額を条例に規定する給与額より減額をしております。白馬村特別職等報酬審議会の意見を聞き、平成23年3月31日までさらに続けて行うことを附則で規定するものであります。村長については25%減の60万円を継続し、副村長、教育長については郡下他市町村との均衡を図り、14%から2%減の12%減とし、57万9,000円、51万6,000円にそれぞれするものであります。

また今回、凍結防止剤の購入について、職員の監督不行届と世間を騒がせた責任と襟を正すため、村長、副村長の報酬、4月、5月分について10%減額することといたしました。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。まず、副村長及び教育長の給料の減額幅が14%から12%に減るということですが、これは特別職等報酬審議会の答申を踏まえるということとありますが、その答申の内容を具体的にお示し願いたいということと、あと融雪剤問題に関連して、村長及び副村長の給与減額措置というのがとられておりますが、つなげてよろしいですか、その措置の根拠となるもの、あるいは尺度となるものがあつたということでしょうか。それがあつたということでしたら、それをお示し願いたいと思います。お願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 最初の1点目について、私の方からお答えをしたいと思います。

副村長、教育長の減額につきましては、管内町村の額より非常にカット率が白馬村の場合、いろんな状況から多いということで、その均衡を考えて、今回2%減額としたものであります。

なお、具体的な答申内容という話でありますけれども、村の方で出したこの金額に対して、報酬審議会の意見を聞きまして、特に問題がないという諮問に対して答申をいただいておりますので、それに変えさせていただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 2点目の質問についてお答えしたいと思います。

凍結防止剤に関係して、その村長、副村長の減額の尺度があるのかということとでございますけれども、村長の冒頭のあいさつ、それから、総務課長の提案理由の中でご説明で申し上げましたとおりであります。私ども特別職につきましては、地方公務員法のそういう規定はございません。他市町村の事例等々をかながみて対応しているわけではありますが、今回につきましては、契約の変更という行為そのものにつきましては、いろいろな仕事を進める上で問題はなかったのではないかと考えておりますけれども、ただ、その事務処理上のことについて、例えば製品の確認がなされなかったというようなことについて、職員の監督指導の問題があつたのではないかと、今回減額ということでご提案をさせていただいたものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 次に、第12番小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** 12番小林英雄です。今の第8号議案につきまして、私も白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質疑をいたします。

この質疑の内容ですけれども、村長と副村長の給与を4月、5月の2カ月間、10%削減が含

まれております。10%の削減が含まれておりますけれども、この4月、5月の2カ月間の10%の削減、それから確認なんですけれども、マスコミで報道されておりますように、今回の契約と異なる融雪剤、事件と申し上げていいと思うんですけれども、この事件の責任をとるということで間違いないか、その確認をまずさせていただいた上で、これはまずいかがでしょう。そういうことなんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。この額の妥当性等については、正確には具体的に理由をもって金額の提示というのは非常に難しいと思いますけれども、契約、そして納入、散布にいたるもろもろの過程において、行政側としてもとるべき手続が間違っていたという部分も当然ございました。そうした手続上の不備によって起こったこと。そしてまた、それを監督する立場にあった私、副村長が姿勢を、襟を正す、再度こういう問題が起きないようにと、いろいろな総合的な観点から、こうした形を出したというふうにご理解をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** この議案ですね、この8号議案で今のところは、この今の件については融雪剤の問題に関係があるという、そういう確認をいただいたところであります。そういうことであるならばですね、これはまだマスコミの方にはね、そういう説明をされたかどうか、されたようなんですけれども、今日初めて村長の最初のあいさつの中にも、若干触れられているようなんですけれども、この提案説明、今日初めてこの8号議案については聞いたわけなんですけれども、この中身についてね、この質疑をしなければならぬ、質疑の中身を、要旨を聞かないうちから、こういう質疑は本来できないわけであると。

しかし、マスコミ報道がそういう形で、どちらかと言えば先行的に、そういうことを明らかにして、先行してそういうことを我々は知り得ることができたということから、この質疑に対する中身までも、ある程度通告ができて、今私がここに立っていると、そういう状況なわけですね。

それで今確認いただいたんで、もし、そういうことであるならばですね、事件の全容というのは私はまだ解明されていないと思うんですよ。今、特別職のことが問題になっておりますけれども、一般職員のことにはまだこれから考えるというような発言もございましたし、その意味でね、あえて事件と申しますけれども、この事件の何に対しての責任なのかということは明確じゃないんですよ。それから2カ月の給与削減は、その責任がね、重い軽い、先ほどもちょっと篠崎議員も若干似たようなことで触れられたようなんですけれども、2カ月の給与削減は、その責任の重い軽い、これはもう本当に妥当なのかどうかということですよ。つまり、まだ解明されていないわけですから。それでマスコミの方には幾らか説明されているようなんですけれども、議会には説明、具体的にはされていないわけですから、全容がまだ明らかになっていない段階でね、先行するように2カ月の給与削減、その責任の重さ、これが妥当かどうかということについて、ぜひ伺っておき

たいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今日の質疑等については、たまたま議案を上程するという中で、ご質問をいただいておりますけれども、この融雪剤にかかわる経過等については、今まで全員協議会、そして担当委員会にもお話をしてまいりました。今、小林議員からは全容はわかっていないというお話でございますけれども、これについては委員会付託にもなっております。委員会の方で再度経過も含め、最終に至るまでお話をし、ご説明をし、ご理解をいただくつもりであります。

当然、その後の委員会審議をいただいた後で、また全員協議会へお示しをすることになるかどうかと、ぜひ、そんな順序でお答えをさせていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** ちょっと不明瞭な点はいろいろ残ると思いますけれども、とにかく、この件はね、まだ繰り返しますけれどもね、全容がまだ明らかになっていないし、議会の方でも具体的な形での説明がなされていないというふうに、私は認識をしております。

とにかく、これは8号議案とのかかわりでね、いろいろ申し上げたいことはたくさんあるんですけれども、とにかく最後にちょっと確認の意味でお尋ねをしておきたい、確認をさせていただきたいことがいくつかありますけれども、とにかく今私が質問いたしましたことについては、これから委員会でも明確に答弁をいただきたいというのが一つと。それから、どうなんでしょう。このNHK初め、新聞報道もなされておりますけれども、契約と異なる融雪剤との表現が非常に多いわけですよ。まだ繰り返しますけれども、全容の解明がないまま、こういう2カ月、4月、5月、10%削減、それからその責任の重さ軽さ、これが果たして妥当なのかどうかということ、改めて村長にも一言お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私と副村長のペナルティーについては、私ども、それが現時点では適正だという認識のもとに上程をしたわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** この減額もそうですが、その上のところで増額になっているんですけれども、これの根拠をもう一度ご説明いただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 先ほど篠崎議員さんの質問にもお答えをいたしましたけれども、大北地域の副村長、教育長等の報酬と比較し、その均衡を見て定めて、諮問をしたものでございます。

**議長（下川正剛君）** 渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番の渡辺です。それでは、その資料というものを提出いただけます

でしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 他市町村の内容につきましては、出していいものか協議をして、またお答えをしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。以上で、質疑を終結いたします。

**△日程第 1 2 議案第 9 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第 1 2 議案第 9 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第 9 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

課長職につきましては、給料から管理職手当を平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで、引き続き給与規則の 2 % 減に本特例条例の 1 % を加えて、引き続き 3 % カットするための条例の一部改正であります。

詳細については、新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいまより 1 1 時 1 5 分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 0 0 分

再開 午前 1 1 時 1 5 分

**議長（下川正剛君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第 1 3 議案第 1 0 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第 1 3 議案第 1 0 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第 1 0 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

国の学校安全保健法において、字句の改正が行われたことに伴い、「伝染病防疫手当」を「感染症防疫手当」、「伝染病」を「感染症」に、「伝染病菌」を「感染症の病原体及び伝染病菌」と字句を訂正するための条例の一部改正であります。

詳細については、新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第14 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国民健康保険税の課税額は、医療給付、介護分、後期高齢者支援分の3つによって課税をされておりますが、後期高齢者支援の負担が大きいため、後期高齢者支援分の課税額を、第6条は所得割ですが1.6に、7条の2につきましては均等割でございますが5,000円に、7条の3平等割ですが5,000円にそれぞれ改正をしたいものであります。また、7条の3中につきましては、平等割につきましては半額にする特例もありますので、それぞれ1,500円を2,500に改正したいものであります。

この条例は平成22年4月1日から施行する。

適用区分につきましては、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

**△日程第15 議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第15 議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（篠崎孔一君）** 議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この条例は、文化財保護法に基づきまして、文化財のうちで重要なものを指定し、その保護・保全に努めることを目的としているものでございます。

現在、村では36物件の文化財を指定をしております。今回は、これをさらに保存をする目的を強化をしたいということから、罰則規定を盛り込みたいという内容であります。

罰則規定につきましては、10万円以下の罰金又は過料を設けるというものでございます。過料は、1,000円から1万円未満の額が過料というふうに法律で定義をされております。それ以上が罰金刑という形でございます。

具体的には、文化財を毀損したり、あるいは盗掘をしたりというような状況では10万円を、

第3項では5万円以下の規定がありますけれども、許可を得ずに現状を変更してしまうという状況に関しては、5万円以下というふうに設けるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第16 議案第13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第16 議案第13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第13号について、説明申し上げます。

白馬村福祉医療費給付条例の第1条中につきましては、「乳幼児」を「乳幼児等」に字句を改めるものでございます。これにつきましては、県条例におきましても字句の改正をしたものであり、県において小学校3年まで拡大をするという関係でございます。

第2条中につきましては、字句及び「満7歳」を「満15歳」に改めるものにつきましては、中学校卒業までに改めたいものでありますので、参考資料の新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。

あと字句につきましては、2条から6条等に入れかえるものでございますので、よろしく御願いたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。福祉医療費給付対象年齢延長による昨年対比の予算の増額幅と、その財源的裏づけをすべてお示してください。お願いします。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** ただいまのご質問であります。昨年対比で乳幼児医療につきましては820万円の増額であります。財源的には福祉基金の取り崩しを1,000万円、残りにつきましては、小学校3年までにつきましては県の福祉医療が2分の1、半分につきましては支払いがされますので、そういったものを含め、残りは一般財源となります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。以上で、質疑を終結いたします。

**△日程第17 議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第17 議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例につい

て説明いたします。

第8条中の字句を改正するものでございますが、これにつきましては、先ほど総務課長が説明いたしましたように、国において学校安全保健法の字句の改正が行われたのに伴うものでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第18 議案第15号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第18 議案第15号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第15号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

第6条中の字句を改正するものでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第19 議案第16号 墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第19 議案第16号 墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** 議案第16号 墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

墓地等の経営許可の申請書を提出する際の添付書類のうち、従来、登記簿謄本と言っていたものが不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、現在は登記事項証明書となったことから、条例中の文言を修正するものです。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第20 議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）**

**議長（下川正剛君）** 日程第20 議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につき

ましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,581万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,552万7,000円とするものであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正変更でございますが、地域情報通信基盤整備事業については、限度額を1億2,090万円から1億5,310万円に変更し、公衆トイレ新設事業につきましては、920万円を皆減するものであります。県営農道整備事業につきましては、880万円を630万円に、道路新設改良事業につきましては、8,000万円を7,360万円に、災害復旧事業につきましては、2,990万円から2,650万円とするもので、公衆トイレ事業と道路改良事業の減額分は、公共投資臨時交付金事業で措置されますので、その分は交付税措置があるため、情報通信基盤整備事業に充てることといたしました。起債の方法、利率、償還等の方法につきましては記載のとおりでありますので、よろしく願います。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。地方特例交付金7目の地域活性化・公共投資臨時交付金、9月に補正をしたものであります。正式な交付金が決定されたために、1,050万2,000円を減額し5億1,869万8,000円とするものであります。

8目の地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、新政権による追加経済対策の補正予算でありまして、5,523万1,000円を追加するものであります。

分担金及び負担金についてであります。2番の土木費分担金、山麓線エコーランド道路改良等の地元の分担金が確定いたしましたので、144万6,000円を減額するものであります。

12ページをご覧ください。12ページの県支出金の民生費の県負担金、2節の保険基盤安定負担金であります。1,132万5,000円の減額であります。主なものは、保険基盤安定負担金の減であります。

13ページ、衛生費の県補助金であります。環境衛生費補助金343万5,000円の減。主なものは、新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業の補助金が210万3,000円ということで、実績に応じて減額したものであります。

下の県支出金、総務費の県委託金であります。1,484万4,000円の追加であります。ジャンプ台のリフト減速機の交換工事に伴い、今回、県が経済対策で追加補正をしましたので、その分を入としてみるものであります。

16ページをご覧ください。歳出であります。総務費の一般管理費、使用料及び賃借料100万円の減、コピー機の使用料、大体先が見えてきましたので今回100万円減額するものであります。

それから、財産管理費の工事請負費708万7,000円の増額ですが、先ほど言いました、きめ細かな経済対策交付金ということで、庁舎エントランスの舗装、バリアフリーのスロープ等

をつくるために、今回工事費として増額したものであります。

それから、次のページ、17ページの8の電算業務費、委託料、電算総合行政システム業務の委託料の額が確定しましたので、今回350万円を減額するものであります。

飛びまして19ページ、総務費、スポーツ事業費の施設管理費であります。15節工事請負費1,400万1,000円。先ほど申しあげましたジャンプ台のリフトの改修に1,400万1,000円を追加するものであります。

その下の老人福祉費は、扶助費の確定によりまして老人福祉施設の措置費420万円を減額するものであります。

それから20ページ、障害者福祉費、委託料で100万円の減であります。地域活動支援センター運営委託料につきまして、額がほぼ確定しましたので100万円減額するものであります。

それから、社会福祉施設費の15番工事請負費、きめ細かな経済対策交付金の関係で、ふれあいセンターの壁、床等を修繕するものであります。511万8,000円の増額であります。

それから、介護保険費、248万9,000円の減額でありますけれども、介護認定調査負担金の中の介護保険指定居宅支援事業費運営事業と、社会福祉事業の負担金を相殺する、事業費の組みかえをするものであります。

それから、住民総務費であります。繰出金で739万7,000円の減額でありますけれども、国民健康保険事業特別会計の繰出金を同額減額するものであります。

それから福祉医療費であります。450万円の減額。主なものは、乳幼児医療給金を400万円の減額であります。

22ページ、児童措置費、扶助費の300万円の減額であります。児童手当の関係で新政権の子ども手当に関する準備のために225万8,000円を減額し、児童手当につきましては、額がある程度確定したということから、今回300万円を落とすものであります。

23ページの保育所費、15節の工事請負費ですが、網戸修繕、柱塗装等をするものであります。屋根修繕工事請負費等は額が確定しましたので、結果として147万2,000円の減額というような形になっております。

それから25ページ、環境衛生費、13節の委託料ですが、雑排水の収集委託料、ほぼ確定しまして136万5,000円の減額であります。それから、合併浄化槽の処理整備事業の補助金、額の確定で118万5,000円を減額するものであります。

それから保健予防費、委託料234万1,000円の減額でありますけれども、新型インフルエンザの接種委託が200万円の減、それから妊婦健診の補助金等が120万円の減という形になっております。

それから、26ページの塵芥処理費でありますけれども、委託料882万9,000円の減。主なものは、白馬山麓環境施設組合の負担金が確定に伴い、988万円減額するものであります。

それから、その下のし尿処理費につきましても、事業費が確定したということから233万8,000円、クリーンコスモの負担金を減額するものであります。

27ページ、農地費の15節工事請負費、これもきめ細かな経済対策交付金事業であります、農業用施設の小規模修繕事業ということで459万9,000円、実際の額については500万円の増額をするものであります。

それから29ページ、観光施設整備費であります、工事請負費196万5,000円、きめ細かな経済対策交付金ということで、保養センター、下にありますスポーツアリーナの便所改修をするものであります。

それから30ページ、観光商工費の商工振興費、負担金300万円の追加であります、信用保証協会保証料補給負担金を300万円追加するものであります。

31ページ、土木費の道路維持費であります、除雪事業について7,110万円を追加いたします。それから15節の工事請負費であります、1,742万9,000円の増額であります、きめ細かな経済対策交付金を使いましてオーバーレイ、グリーンスポーツそばのつり橋の床板等の交換を工事をするものであります。

32ページ道路新設改良費ですが、工事請負費の368万円の減、事業費の確定に伴います減額であります。

次に、34ページをお開きをいただきたいと思えます。教育費の事務局費、工事請負費1,200万円ですが、中学校のベランダの手すり修繕に400万円、南北小の児童のトイレ改修に800万円の追加であります。これもきめ細かな経済対策交付金を使います。

それから、35ページの教育振興費、工事請負費234万6,000円の減額であります、放送施設設備改修の工事負担金が、事業費の確定により234万6,000円減額するものであります。

36ページをご覧くださいと思います。文化財保護費、工事請負費で102万5,000円の減額であります、歴史民俗資料館の屋根の塗装の工事を行いましたけれども、事業費が確定しましたので、今回減額をするものであります。

それから37ページ、ウイング21の改修事業であります、611万8,000円、ウイングの中のガスタービンの発電機修繕ということで、これもきめ細かな経済対策交付金を使って行うものであります。

学校給食費、需用費220万円、それから備品購入費320万円、これにつきましては南小の排水と釜改修、共調のシンク、畳、トイレ改修等を、きめ細かな経済対策交付金を使って行うものであります。

38ページ、現年発生公共土木施設災害復旧費、需用費106万円、それから工事請負費の570万円の減額であります、事業費が確定したことに伴いまして、今回減額するものであります。

す。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 今ご説明をいただきましたが、国からの交付金である地域活性化・経済対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金のそれぞれの目的とか、あるいは使途について制約があるかどうかについてお伺いしたいと思います。

あと改修工事のうち、白馬村の庁舎のバリアフリー化ということが今挙がりましたが、その箇所と、どういった工事であるかをお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 篠崎議員の第1点目のご質問でありますけれども、交付金につきましては、あくまでも村の財政が逼迫しているところで、国の方で補正財源として組んだ事業であります。

主な内容を言いますと、経済危機対策臨時交付金というのは、安全・安心の実現や、経済活性化に配慮した事業を設定しておりまして、うちの方は学校のICT事業とか、プレミアム商品券の発行事業、新型インフルエンザ対策事業等に使いました。

それから、公共投資臨時交付金につきましては、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施することができるようにということで出された事業であります。うちの方としては、森上駅前のトイレ建設とか、エコーランドの村道改良事業だとか、そういう投資的なものに使いました。

この2つの交付金につきましては、自民党政権のときにできた交付金であります。

それから、今回補正予算で上げました、きめ細かな臨時交付金につきましては、地元の中小企業に配慮した事業を設定するというので、きめ細かな小修繕を事業にするというようなことで、ウイング21の修繕とか、先ほど深空のつり橋の床板の修繕とか、そういうものに使うようにしております。内容につきましては、当然制約がございまして、その都度計画を国に上げまして、国の許可を得て行っているものであります。

それから、バリアフリーの関係でございますが、庁舎玄関のところに階段がございまして、その階段を経なくても、玄関の入り口まで車いすで来れるような形で、スロープをつくりたいと考えておるものでございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。10番、渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今のきめ細かな臨時交付金ですが、中小企業に設定をして、計画を国に上げるということになるんですけれども、このさまざまな5,000万円ほどの交付金で、中小企業を設定して地域を活性化させようということですが、これは全部一般競争入札でやられると

いうことですか。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 村の財務規則に従いまして、指名競争入札、あるいは随意契約等を行います。

**議長（下川正剛君）** 10番、渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 随意契約ということなんですけれども、これはどういう規定で随意契約になるのでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 地方自治法施行令に定められております範囲の中で、随意契約ができるということになっておりますし、具体的には村の財務規則の中で金額が指定してございます。ちょっと今手元に資料がございませんけれども、その金額の範囲であれば、随意契約ができるという規定がありますので、それらを準用してまいりたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 10番、渡辺俊夫君議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今お聞きしましたけれども、できるだけ、この融雪剤に関してもそうですが、透明性というものが議論されているところなんで、こういうものに関しても透明性を図るということで、一般競争入札にできるだけ持ち込むことが大事だと思うんですが、その見解についてお聞きします。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今、透明性を図るために一般競争入札というご指摘であります。指名競争入札にしても、随意契約にしても、透明性を高めていくということは重要なことだと思っております。一般競争入札の導入に関しましては、大規模な事業については、当然、そういったことも視野に入れながらやっていく必要があるだろうと思っておりますけれども、今回想定されております事業につきましては、比較的、金額も小さいということから、村内企業の育成ということを観点においた、指名競争入札が必要であろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 以上で、質疑を終結いたします。

**△日程第21 議案第18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第3号)**

**議長（下川正剛君）** 日程第21 議案第18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松沢住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,729万

4, 000円を減額し、12億1,139万円とするものでございます。

6ページからお願いをいたしたいと思います。まず歳入につきましては、国庫支出金につきましては、総額で853万4,000円を減額するものでございます。療養給付費等負担金が731万8,000円を減額するものでございます。

高額医療費共同事業負担金につきましては、74万8,000円の増額等でございます。

それから、3款の療養給付費等交付金につきましては、1,022万2,000円の増額でございます。これにつきましては、退職被保険者療養給付費等交付金でございます。

4款の前期高齢者交付金につきましては、1,910万7,000円の減額でございます。今年の額が確定をしたということに伴うものでございます。

共同事業交付金、第5款でございますが、全体では1,939万円の減額でございます。

1目の共同事業交付金につきましては478万4,000円、高額療養費の共同事業の交付金の増額でございます。

それから、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費の動向によったわけですが、2,417万4,000円の減額でございます。

それから、繰入金につきましては、754万3,000円の減額でございますが、保険基盤安定繰出金保険税軽減分が、確定見込みで減額をするものでございます。

それから、同じく繰越金につきましては、2,770万3,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、153万9,000円の減額でございます。

10ページの歳出につきましては、2款の保険給付費につきましては、総額で2,427万1,000円の減額でございます。

療養諸費につきましては2,587万5,000円、これは医療費が少なく済むという見込みの中で減額をするものでございます。

2目の高額療養費につきましては、160万円の増額でございます。

4款の後期高齢者支援金につきましては、1,792万9,000円の増額になるものでございます。

12ページの方にまいりまして、介護納付金につきましては、2,506万5,000円の減額でございます。

共同事業拠出金につきましては、総額で1,382万8,000円の増額でございます。共同事業拠出金につきましては299万6,000円の増額、それから、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1,083万2,000円の増額となるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第22 議案第19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

**議長（下川正剛君）** 日程第22 議案第19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,118万3,000円とするものでございます。

5ページの歳入からお願いいたします。1款後期高齢者保険料、1目後期高齢者医療保険料につきましては、208万7,000円の減額でございます。

3款繰入金につきましては、保険料の軽減が確定をしておりますので、それに伴い14万6,000円の増額でございます。

4款繰越金につきましては、22万8,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、7ページでございます。分担金及び負担金、1目の広域連合負担金につきましては、171万円の減額をするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいまより、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

**議長（下川正剛君）** 午前に引き続き会議を開きます。

**△日程第23 議案第20号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）**

**議長（下川正剛君）** 日程第23 議案第20号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 議案第20号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662万1,000円とするものでございます。

5ページの歳入明細からご説明をさせていただきます。2款国庫支出金、1目の医療費負担金につきましては、556万3,000円、これは国からの負担金でございます。

県支出金につきましては、7万円の減額。

6款の諸収入につきましては、21万2,000円の補正でございますが、内訳は第三者納付金が19万5,000円、返納金が1万7,000円でございます。

6 ページの歳出になりますが、1 款の医療諸費につきましては、ご覧をいただきたいと思いません。

7 ページの諸支出金につきましては、一般会計繰出金といたしまして 5 7 6 万 3, 0 0 0 円、この金額を補正をさせていただきたいものでございますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

**△日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）**

**議長（下川正剛君）** 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

予算の総額に増減はなく、歳出の款項目内での増減でございます。

5 ページをお開きください。歳出の説明です。施設管理費では、浄化センターと下水道汚水の圧送ポンプにかかわる電気料金の追加が主なものでございます。

1 款 2 項 1 目公共下水道建設費では、下水道認可区域外からの接続にかかわり、受益者負担金の前納に伴う報奨金と、公共下水道へ接続するための施設整備に伴う補助金の増額でございます。

2 款公債費の利子については、平成 2 0 年度に借り入れた借換債など、起債の金利が確定したことに伴う減額でございます。

以上で、説明を終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。1 0 番、渡辺俊夫議員。

**第 1 0 番（渡辺俊夫君）** この 5 ページの共同排水設備設置等の補助金ですが、場所はどこですか。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 瑞穂が 1 件（同日、白馬町 1 件の訂正あり）、深空が 1 件でございます。

**議長（下川正剛君）** 質疑を終結いたします。

**△日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）**

**議長（下川正剛君）** 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を57万3,000円減額し、7,031万2,000円としたいものでございます。

5ページをお開きください。歳入からです。1款使用料及び手数料では、使用料を49万円減額するものでございます。

3款一般会計繰入金については、使用料と繰越金が減額となるため、30万円を増額するものでございます。

6ページをお開きください。1款農業集落排水事業費については、年度末でいろいろな費用が確定したこと等によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号から議案第22号までにつきましては、お手元に配付してあります、平成22年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### △日程第26 議案第23号 平成22年度白馬村一般会計予算

**議長（下川正剛君）** 日程第26 議案第23号 平成22年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第23号についてご説明を申し上げます。

私の方からは、歳入全般と議会、会計、総務にかかわる歳出について説明をいたします。そのほかの歳出につきましては、各担当課長が順次説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

最初に2ページをお開きください。平成22年度の白馬村一般会計予算でございますけれども、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ43億1,500万円であります。

それから、第3条のところにありますように、一時借入金の関係ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定めます。

第4条歳出予算の流用ですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号で、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかわる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということでご

ございます。

それでは予算書9ページ、第2表地方債をご覧ください。第2表地方債でございますが、県営農道整備事業、農免道路にかかわるもので限度額が160万円でございます。

道路新設改良事業3,830万円、山麓線、その他地区道路の改良に起債をするものであります。

観光レクリエーション施設改修事業、スノーハープの橋梁補修等に、辺地債を借りて行うものでありまして、5,690万円を予定しております。

防災対策事業、北部分団森上地区の可搬ポンプ積載車購入にかかわるものでございまして、600万円を予定しております。

それから臨時財政対策債、地方交付税の不足分を国の方で100%元利償還してくれるものでございまして、3億7,800万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、ご覧のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの歳入明細でございますが、村税、個人村民税につきましては、景気低迷により対前年比1,460万7,000円減の2億5,109万9,000円という予算であります。

法人村民税につきましては、同様に景気の低迷等がございまして、884万4,000円前年に比較して減の5,895万7,000円でございます。

次の固定資産税は、評価替え、新規投資がないということから、前年に比較しまして3,005万6,000円減の9億6,031万2,000円でございます。

14ページをお開きください。村税のたばこ税でございますけれども、観光客の減少、喫煙者の減等により430万円減の5,670万円でございます。

15ページ、地方譲与税、これにつきましては、前年度までは地方道路譲与税という名称でございましたが、今回から地方譲与税という名前に変わっております。自動車重量譲与税、前年と同額であります。それから地方揮発油譲与税、それから利子割交付金、配当割交付金等についても前年並みの予算としております。

16ページをご覧ください。自動車取得税交付金、自動車の消費が伸びないということから、前年比約1,100万円の減額といたしました。

それから、次の地方特例交付金の減収補てん特例交付金は、200万円減の400万円でございます。

それから、9款の地方交付税、地方交付税につきましては、前年比1億2,100万円の減でありますけれども、この不足分は後で申し上げますが、臨時財政対策債で補てんされることになっております。

18ページをご覧ください。分担金及び負担金、民生費の負担金であります。社会福祉費の負担金891万7,000円で利用者の一部負担金でありまして、内容につきましては、そこに書いてある福祉施設の入所者負担金等でございます。その下の児童福祉費負担金は3,301万4,000で、主なものは保育所の保育料負担金等でございます。

それから、2目の総務費負担金につきましては2,624万5,000円ですが、デマンド、シャトル等の地域公共交通会議の口座を通しての入になりますので、そちらから村の方へ、一般会計の方へ入る形になっております。

それから使用料及び手数料、総務使用料の3,795万7,000円の主なものは、ジャンプタリフト使用料の3,576万7,000円でございます。

それから観光使用料460万円、主なものは記念館の入館料の360万円でございます。

それから教育使用料736万3,000円、主なものは体育施設使用料、ウイング21の使用料が主なものであります。

20ページをご覧ください。戸籍住民手数料は500万円、主なものは戸籍謄抄本の交付手数料であります。

国庫支出金、民生費の国庫負担金、児童手当負担金につきましては3,061万円。保険基盤安定負担金、低所得者の国保保険料減額分の補てんということで450万円。身体障害者福祉費負担金ということで、国の方から来るものが2,993万6,000円。それから新政権の目玉事業であります、子ども手当負担金は9,515万円ということで、予算上は皆増という形になっております。

それから、国庫支出金の衛生費国庫負担金は、主なものは461万4,000円ですが、浄化槽の整備事業費の補助金であります。その下の土木費の補助金は、地域活力基盤創造交付金ということで、神城山麓線等に対する臨時交付金で2,855万円であります。教育費の国庫補助金ですが、社会教育費補助金446万3,000円、青鬼地区の伝統的建造物の保存対策の補助金であります。

22ページをご覧ください。県の支出金、児童手当負担につきましては、児童手当負担金の県の負担金分が2,048万円でございます。それから保険基盤安定負担金の県負担分が4,463万3,000円、身体障害者福祉負担金の県負担分が1,491万3,000円という形になっております。

それから、県の支出金、総務費の県補助金でありますけれども、2,437万6,000円。主なものはオリンピック施設起債償還金の補助が1,122万6,000円、緊急雇用創出事業補助金、臨時雇用の経済対策が1,300万円であります。

それから、社会福祉費の補助金は1,435万5,000で、内容は右の欄に書いてあるとおりでございます。それから児童福祉費の補助金、主なものは乳幼児医療給付事業補助金750万

円等で、総額が1,296万1,000円でございます。

衛生費の補助金につきましては、合併浄化槽整備事業の補助金等が主なものでありまして、合計額が638万7,000円であります。

農林水産業費県補助金につきましては638万1,000で、中山間地等直接支払事業交付金等が主なものでございます。

24ページをご覧ください。林業費の補助金747万8,000円で、内容は右に列記のとおりでございます。

商工費の県補助金、ふるさと雇用再生特別事業補助金の527万4,000円が主なもので、総額が757万4,000円でございます。

電源立地地域対策交付金450万円で、福祉の充実ということで、保育所の人件費に充当をいたしております。

それから、総務費の県委託金ですが4,494万2,000円、主なものはジャンプ台の管理委託金4,417万7,000円が主なものであります。それから徴税費の委託金につきましては、1,686万6,000円でございます。県民税の徴収委託金であります。それから統計調査費委託金432万2,000円ですが、主なものは今年度行われる国勢調査の委託金423万9,000円が主なものであります。それから、選挙費の委託金につきましては、参議院議員選挙の委託金と長野県知事選挙の事務委託金でございます。

26ページをご覧ください。財産貸付収入1,724万円1,000円。主なものは振興公社への山小屋貸付収入1,000万円等でございます。

それから27ページ、繰入金でございますが、減債基金の繰入金が3,000万円、それからスキー・スポーツ育成振興基金の繰入金が390万円、福祉基金の繰入金が1,000万円、医療費の無料化等に充当いたします。

それから29ページ、諸収入。貸付金元利収入ですが3,053万9,000円。主なものは地域総合整備資金の貸付金元利収入金ということで、白馬メディア分1,052万9,000円、これは平成22年まででございます。それから白馬村商工振興資金預託金の回収ということで2,000万円を計上しております。

雑入、諸収入の主なものでありますが、検診手数料、衛生手数料、ごみ袋販売手数料、粗大ごみ処理手数料、消防団員の退職報償金、それから介護給付金、長野市町村振興協会の市町村交付金、スポーツ拠点づくり推進事業、佐野坂のマウンテンバイク等に対する助成金、介護保険地域支援事業受託金、SAJのオリンピック施設の整備補助金等が主なものであります。

村債については、第2表地方債で説明したとおりであります。交付税不足分が臨時財政対策債で補てんされた前年より増額となっております。

32ページをご覧ください。歳出でございますけれども、議会費の関係は議員の報酬を8%

カットしたということで、前年より210万円ほど予算が減っております。その他は前年とほぼ同額でございます。

33ページ、一般管理費ですが、特別職と一般職の件費が盛られている項目でございます。特別職の給料、一般職の給料、手当、保険料、退職手当等をご覧のとおりでございます。

それから、34ページをご覧をいただきたいと思います。コピー用紙等消耗品に294万4000円、それから通信運搬費、郵便料ですが735万円、それから例規システムの利用料ということで297万5,000円等が大きな主なものでございます。

36ページをご覧ください。財産管理費、庁舎等財産管理にかかわる費用でございます。昨年に比較しまして806万9,000円の減でございます。主なものは、公用車の燃料費に338万1,000円、光熱水費に630万4,000円、電話等に216万円、建物災害の共済保険料に544万6,000円、庁舎の保守管理に243万8,000円、神城駅の乗車券販売委託料300万円等が主なものでございます。

その下の交通安全対策費、防犯対策費、姉妹都市提携費等については、昨年同様でございます。

企画費3,260万7,000円の増であります。主な原因につきましては、各種団体負担金、これが白馬村地域公共交通会議への負担金ということで2,100万8,000万円ということで多くなっております。それから38ページ、いこいの杜の借上料ということで850万円、平成22年には計画を見直す形になっております。それから地域の花づくり、防犯等への地域づくり事業補助金ということで355万円の予算化であります。

それから、新しいものということで地域情報通信基盤整備事業を進めるということから、812万8,000円の維持管理事業を入れております。主なものにつきましては、施設の管理委託料ということで、施設の保守管理等に255万円、それから、ケーブルの電柱添架使用料ということで447万5,000円、それから、その下39ページでございますが、本年度は第4次総合計画の後期計画の策定をするということで、229万4,000円を新たに盛ってございます。

それから、会計管理費につきましては、大きなものは口座振替手数料の131万1,000円が主なものでございます。

その下の電算業務費につきましては、前年比392万6,000円の減でございますが、主なものは、電算総合行政システム業務委託料ということで1,463万5,000円、それから総合行政情報システムのハード・ソフトウェアのリース料で888万4,000円等が主なものでございます。

次に、43ページご覧いただきたいと思います。選挙費の関係でございますが、先ほど言いましたように、本年度は参議院議員選挙が行われるということで、国からの委託料ということで624万円、それから村長選挙費に432万7,000円、45ページですが、長野県知事選挙に524万円の予算化をしております。

それから、46ページ統計調査費でございますが、本年度は5年に一度の国勢調査が行われるということで、これが大きな予算になっておりまして、424万円の予算化をしております。

次に、88ページをご覧をいただきたいと思っております。消防費、非常備消防費、主なものは消防団員等公務災害の補償掛金が530万9,000円、消防団員の出勤賃金が450万円、消防団員の退職報償金、退職正副分団長に対する報償金ですが430万円等が主なものでございます。

それから、広域常備消防費、北アルプス広域連合への負担金が1億2,331万4,000円が主なものでございます。

それから消防施設費、消火栓の設置工事費が120万円、可搬ポンプ積載車、北部の地区ですが670万円等が主なものでございます。

それから90ページ、防災事業でございますけれども、耐震診断委託料ということで471万円、避難所施設が2カ所、簡易診断5戸、精密診断5戸というような予算化をしております。

107ページをご覧ください。公債費、元金が6億6,798万2,000円、利子が1億853万8,000円、合計7億7,652万円。前年に比較しまして3,427万1,000円の公債費の減でございます。

次、諸支出金、各種基金の利子積立金と寄附金の積み立てを盛ってある予算科目でございます。

それから、予備費については200万円という形でございます。

それから110ページ以降117ページまでは、給与費の明細書であります。118から123ページまでは債務負担行為に関する調書でありますので、ご覧をいただくことで説明は省かせていただきたいと思っております。

また、124ページは地方債に関する調書であります。平成22年度末の村債残高については61億2,100万円を見込んでおり、年々確実に減少しておりまして、災害財政以外の起債残高は38億5,400万円となる見込みであります。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 西澤税務課長補佐。

**税務課長補佐（西澤良典君）** 私の方からは、40ページに記載して上げてあります徴税費のことにつきましてご説明を申し上げます。

まず、1目の税務総務費でございますけれども、6,735万1,000円で1,213万8,000円の増になっております。ここの事業につきましては、税務課9名の職員の給与、また手当が主な支出でございます。21年度では8名の職員で予算計上してありまして、今年度は、22年度につきましては9名ということで、現状の職員の数で計上してございます。

次に、2目ですけれども、賦課徴収費の関係ですが、2,734万1,000円で998万円の増になっております。この中には賦課徴収事業で2,565万9,000円計上してございますが、主なる支出は賦課徴収業務電算委託料で1,178万5,000円で、前年度比で298

万4,000円の増になっております。それとあわせて国税連携委託料ということで376万5,000円増になっているわけでございますけれども、これは国の方でIT化ということで、税の申告につきましても電子申告ができるという形の中でとり行われているものでございまして、国税の所得税につきましても、平成19年分から電子申告ができるようになってきております。地方の方の私どもの市町村の方では、エルタックスと申しまして、法人税、それから償却資産、それから給報の報告書などは、昨年からできるようになってきたわけでありまして、所得税につきましても、確定申告のときに皆さん御存じだと思いますけれども、2枚目のところにマル住と書いてありまして、それがいわゆる村県民税の申告書も兼ねているわけです。今までは税務署さんの方から紙でいただいたものを、今度、国と地方の税を連携させるということで、エルタックスという名称のもとで、電子で各市町村の方に配信されるというような形になります。いわば、その整備で電算の委託料で298万4,000円の増と、それから国税連帯委託料ということで376万5,000円の増ということになっております。

そのほか土地鑑定委託料で189万7,000円計上してございますが、3年に一遍行われますいわゆる固定資産税の評価替えであります。24年度に実施される計画になっております。それにあわせて27点の評価を事前に行っていくものでございます。

それからもう一つ、債権回収事業で168万2,000円計上してあるわけでありまして、来年度、16筆の公売を予定しているものでございます。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 次に、松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** それでは、42ページをお願いいたします。

1目戸籍住民基本台帳費につきましては2,100万5,000円ということで、戸籍住民基本台帳、印鑑等窓口関係のものでございます。大きなものにつきましては人件費と、戸籍コンピューター化事業費775万1,000円でございます。

次に、50ページをお願いいたします。3款民生費1目社会福祉総務費、ここにしましては1,294万7,000円減の7,030万1,000円の予算でございます。人件費、民生児童委員関係、総務的なものでございます。大きなものにつきましては、白馬村社会福祉協議会補助金2,138万4,000円等でございます。

51ページ、2目老人福祉費につきましては5,945万7,000円でございます。ここにしましては高齢者に係る費用でございます。老人福祉事業につきましては2,828万2,000円、それから、中ほどよりちょっと下でございますが、老人福祉施設措置費が2,575万円、それから、介護予防・地域支え合いにつきましては2,006万1,000円等の事業の関係のものでございます。

52ページの方にまいりまして、下の方に乗合タクシー運行事業につきましては1,111万

4, 000円の費用を計上しているものでございます。

53ページ、障害者福祉費につきましては484万2,000円の増額の7,523万2,000円でございます。ここは障害者自立支援法に伴う費用で、大きくは自立支援給付と地域支援事業費でございます。心身障害者福祉事業といたしまして6,512万2,000円、54ページの方にまいりまして、中ほどよりちょっと上に、自立支援給付費5,433万円、それから、少し下のところに、地域生活支援事業が1,011万円等を予定しているものでございます。

55ページ、4目社会福祉施設費でございますが1,325万円。ここではふれあいセンターの維持と広域の負担金を予算化しているものでございます。保健福祉ふれあいセンター一般管理費が459万2,000円、それから、社会福祉施設事業ということで、広域の負担金815万4,000円、これでは特養と鹿島荘の運営費等を見ているものでございます。

5目介護保険費につきましては1億6,039万7,000円ということで、対前年比437万3,000円の増額でございます。ここでは高齢者が住みなれた地域で安心して、その人らしく生活を継続することができるようにするための介護サービスを初め、さまざまなサービスを、高齢者ニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供していく地域ケア費用等を計上しているものでございます。介護保険事業1億1,480万8,000円、そのうち北アルプス広域連合負担金につきましては1億1,478万8,000円を計上したものでございます。

56ページにまいりまして、介護保険指定居宅介護支援事業所運営事業といたしまして1,707万4,000円を計上しているものでございます。

57ページでは、地域包括支援センター地域支援事業といたしまして、2,851万5,000円を予定しているものでございます。

58ページにまいりまして、社会福祉協議会負担金ということで、人件費等でございますが1,180万5,000円を計上してございます。

次に、6目住民総務費につきましては1億9,298万1,000円、対前年比1,451万9,000円の減でございますが、ここでは人件費、国保後期高齢者への繰出金、また、老人保健の関係等を見ているものでございます。住民総務事業では789万円、それから、住民国保事業におきましては1億143万2,000円繰出金を見ております。それから、後期高齢者医療事業につきましては8,348万1,000円を計上しているものでございます。

次、7目福祉医療費につきましては、1,101万9,000円増額の4,720万8,000円を計上したものでございます。福祉医療費給付事業で4,720万8,000円を見ているものでございまして、乳幼児医療給付費につきましては2,220万円を見ているものでございまして、従来、小学校1年までのものにつきまして、今年度中学卒業まで見たものでございます。また、重度心身障害者医療給付費2,000万円につきましては、対前年で300万円の増額でございますが、今まで精神の1級であったものを2級まで拡大して見るものでございます。いず

れも福祉の増進を図るための医療費の自己負担への助成でございます。

次に60ページ、民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費につきましては532万9,000円、ほぼ前年並みでございますが、ここでは放課後児童クラブ、神城の体育館のところと、北小につきましてはふれあいセンターの3階で行っているもので、大きくは児童クラブ事業費の532万9,000円の、指導員3名分の人件費が主なものでございます。

次、61ページでございますが、2目子育て支援費でございますが、国の施策によりまして1億6,684万1,000円を計上したものでございます。財政的には従来の児童手当に上乗せをして、子ども手当月額1万3,000円を中学校卒業までの世帯に支給をするものでございます。

次62ページ、保育所費につきましては、182万8,000円の増額の1億4,444万5,000円でございますが、4月当初の予定人員は175名の子供を、26.5人の職員等に見る事業でございます、人件費が主なもので、保育所関係につきましては83%くらいが人件費なものでございます。そういうことで、しろま保育園運営事業につきましては1億3,132万2,000円、64ページにいきまして、中ほどよりちょっと上に、子育て支援ルーム運営事業につきましては1,312万3,000円でございます。ここは旧中部保育園、子育て支援ルームで休日、それから土曜保育、一時保育、それから子育て中のお母さんが子連れ等でいろいろ活動する場を提供しているものでございます。

次、65ページ、3款の民生費の3項国民年金費1目の年金総務費につきましては590万2,000円、ここでは前年対比511万6,000円多くなっておりませんが、人件費を1名、このところに割り振ったもので、ここでは国民年金関係の取り次ぎ等を行っているものの経費でございます。

次、66ページ、衛生費1項保健衛生費になりますが、67ページの2目保健予防費につきましては、ほぼ前年並みの4,726万3,000円を計上したものでございまして、住民のがん検診、乳児から成人の検診、予防、教育指導、妊婦健診等の事業をここで行っているものでございます。保健予防事業が4,663万3,000円、68ページにいきまして、自殺対策緊急強化事業63万円、国等とともに一緒に取り組んでおりますが、この中では相談業務とか教育等の関係の費用を計上したものでございます。

3目医療対策費につきましては、村の医療対策、休日当番医、スキー傷害平日夜間緊急の関係、それから、病院群輪番制等の経費を負担しているものでございまして、ほぼ前年並みの916万6,000円、医療対策事業につきましては716万6,000円、それからスキー傷害診療につきましては200万円負担しているものでございます。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 次に、丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** それでは66ページをお開きください。衛生費のうちの環境衛生費ですけれども、1億円余でございます。主なものは、雑排水収集処理委託料の327万円、これは雑排水槽の汚泥の収集処理でございます。北アルプス広域連合負担金2,643万9,000円の内訳は、火葬場の関係、それと、ごみ処理広域化関係が含まれております。

水道事業会計補助金837万8,000円は、落倉嶺方の簡易水道統合時の約束で、起債の償還の2分の1を平成37年度まで補助するものでございます。

67ページの公衆トイレの管理事業839万3,000円は、村内17カ所の公衆トイレの管理経費でございます。

その下の合併処理浄化槽整備事業につきましては、建設水道課の所管となりますが、私の方からついでにご説明いたしますけれども、補助金といたしまして5人槽27基、7人槽5基など計34基を当初予算で見込んでおります。

次に、おめくりいただきました下の69ページをご覧ください。衛生費の塵芥処理費でございますけれども、塵芥処理事業の中の消耗品370万円計上してございますが、村の指定ごみ袋を製作する費用でございますけれども、新年度は新たに可燃ごみの小という小袋を新たにつくりたいというふうに考えております。13061の塵芥処理の委託料3,942万9,000円、これがごみの収集処理全般にかかわるものでございまして、一般ごみの収集からリサイクル物収集、粗大ごみ等11項目の委託費の総額でございます。対前年57万1,000円少なくなっております。

めくっていただきましたところで、70ページに山麓の清掃センターの負担金が計上してございますが、1億3,500万円余でございますけれども、償還が終わった関係等もございまして、対前年6,627万6,000円の減となっております。

その下のし尿処理費の中のクリーンコスモ負担金につきましても、同じく636万3,000円の減となっております。

衛生費の温暖化対策費は、小さな額ではございますけれども、19万2,000円を計上いたしまして、小学生向けの啓発冊子ですとか、ワットアワーメーター等の購入を計画しております。

次に、87ページをお開きください。土木費の中の都市計画総務費と、その下の都市公園費は環境課の所管となっておりますけれども、都市計画総務費の中には廃屋対策事業で1棟分50万円をとりあえず予算計上してございます。

都市公園費の47万7,000円は、大出公園管理にかかわるものでございます。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 横澤観光農政課長。

**観光農政課長（横澤英明君）** 私の方からは、5款の農林業費、6款の観光商工費につきましてご説明申し上げます。

まず、71ページをお願いいたします。1項農業費の1目農業委員会費でございますけれども、1,729万3,000円でございます。ここでは主に農業委員会補助事業の農業委員報酬14名分、一般職2名分の人件費が主なものでございます。

2目の農業総務費が4,439万6,000円でございます。これは職員5名分の人件費が主なものでございます。

次、72ページの農業振興費でございます。1,842万7,000円で748万8,000円の増額でございますが、ここでは転作ですとか、水田、畑作関係の事業を行っているわけでありまして、農業振興事業の中では、わずかなものでありますけれども、印刷製本費26万3,000円ありますが、農振見直しの関係の費用を上げてございます。

それから、73ページの産地づくり対策事業828万9,000円がございまして、予算の概要にも挙げてございましたが、米生産調整負担金ということで701万円を計上してございます。22年度から国の米所得補償モデル事業が始まります。転作には、水田利活用持久力向上事業というもので転作を推進していくということでありまして、今までの転作の事業に比べて大幅に支援額が減っているということで、白馬村では100ヘクタールを超えるソバの作付を行っているわけですが、これが支援が減ることによって荒れてしまったりしかねないということで、そばの里づくりを進めております白馬村にとっても、観光の景観にとっても非常に困ることありますので、それらの減額分について支援をしてみたいということでございます。県の方でも、これが大幅に減らないようにということで検討していただいておりますので、県の方の対策費で足りない部分に充てていきたいということでお願いをいたします。

次に、74ページでございますが、4目農地費が6,551万9,000円で1,500万円ほどの減額でございます。この減額の主なものは、右端の一番上でありますけれども、県営農道整備事業で187万円を計上してございますが、1年前の予定ですと、21年度にすべて終わらせてしまうという予定だったんですが、これが若干工事が残りまして、22年度に工事が先伸びになった部分があるということで、先ほどの補正予算では280万円ほどの減額をさせていただきましたけれども、この減額したうちの100万円ほどは事業が縮小したということで、残りの187万円が22年度の工事費に対する負担金分になるということでございます。

それから、村単土地改良事業が6,194万2,000円ほどでございますが、これの中の土地改良事業償還助成金が2,900万円ほどでございます。これも償還が終わってきておりますので、約800万円ほど減額になっております。

次、2項の林業費でございます。1目林業振興費が1,543万1,000円でございます。520万円ほどの増額でございますが、森林整備の関係等増額になっているものでございますが、76ページの森林整備事業が496万2,000円でございます。間伐等促進事業補助金は177万2,000円で前年並みでございますが、これは22年度の事業の進み具合によって増額に

なってくる場合がありますので、そういう場合には補正予算ということでお願いをしたいと思  
います。森林整備地域活動支援交付金が270万円で、170万円ほど増額でございます。

それから、新規事業が一番下でございますが、森林病害虫等防除事業で379万2,000円  
を計上してございます。カシノナガキクイムシが昨年の秋に入ってきたことが確認されましたの  
で、被害木伐倒委託料、これは枯れた木を切り倒して、そこから虫が出ないように処理をする  
というものでございますが、そういうものとして97万5,000円。それから原材料費につきま  
しては虫が入ってもらっては困るという木に薬剤を注入すること、それから入ってしまった木に  
コーティングをして、そこから虫が出なくするというので、2種類今予定しておりまして、現  
在のところ280万円ほどの計上でございます。

次、3項の地籍調査費でございます。地籍調査事業では2,342万2,000円で300万  
円ほどの増額でございますが、今年は北城13区、14区、15区ということで、68ヘクター  
ルの実施を予定しておりまして、去年は新規の着手を一年休んだ関係で、今年は新規16ヘク  
タールで、その分として測量業務委託料が増加になっているものが、この300万の増加の主な  
ものでございます。

次に、78ページの観光商工費の観光費でございますが、1目の観光総務費5,180万  
7,000円で、730万円ほどの減額でございます。この内訳はですね、右の観光総務事業の  
ところでは職員4名分の人件費が主なものでございまして、その下の長野県観光協会事業、こ  
こでは長野県観光協会からの借入金の償還をここでしているということでありまして、その償還  
が終わってきていて、740万円ほど減額になっているというものでございます。

次、2目の観光施設整備費でございます。これは1,889万円で、減額も1,900万円近  
く減額になってございますが、この減額の主なものは、21年度は避難小屋を再建したというこ  
とで、事業費が2,000円ほど減っているということが主なものでございます。

平地観光施設管理事業の中では、79ページの一番上の方ではありますが、下水道加入負担金が  
133万3,000円を計上してございますが、先ほどの補正予算の中で、岳の湯のスポーツア  
リーナのトイレを改修するという、きめ細かな交付金の中で挙げてございましたけれども、今ス  
ポーツアリーナのトイレはくみ取り式のトイレでありまして、公共施設の中でくみ取りトイレと  
いうのは数少ないものの中の一つということで、これをその補正予算で改修を見込みましたので、  
その分につきまして、下水道加入の負担金をここで計上しているものでございます。

それから、山岳観光施設維持修繕事業の中では、施設維持管理委託料190万円ほどござい  
ますが、これは登山道の管理委託、それから混雑期の猿倉駐車場の整理をシルバー人材センターに  
委託するというものが主なものでございます。それから、その下ですね、登山道整備工事につ  
きましては、とおみ尾根の登山道の整備を計上してございまして、前のページの収入のところ  
に山岳環境保全事業補助金というのが230万円計上してございますが、県の方でアサヒビール

基金を使った補助に該当するというので、このとおみ尾根の分を計上しているものでございます。

記念館の管理につきましては860万円ほどで、前年並みでございます。

次、3目の観光宣伝振興費でございますが、1億2,001万2,000円でございます。3,400万円ほどの増になっておりますが、21観光戦略費が1億1,000万円ほどでございます。

次の80ページの方へお願いいたしますが、ここでは観光局での負担をあげてあるわけでありませけれども、ふるさと雇用再生委託料520万円ほどでございますが、昨年に比べて110万円ほどの減額になっております。これは厚生労働省の方の関係の基金を県でつくってありまして、そこから補助金をいただけるという、人件費に使っていただけるという事業であります、その分として527万5,000円でございます。

それから、白馬村観光局負担金が1億100万円でございます。昨年に比べて3,100万円ほど増額ということでございますが、今年の秋にデスティネーションキャンペーンが行われるということで、これは長野県と、それからJR東日本がタイアップして、大きく長野県を宣伝していくというものでございまして、これにあわせてJR東日本が新型のリゾート列車を大糸線に走らせてくれるということで、秋からそれが始まるわけでありませ、そういうことで、長野県としても、あるいは広域としても、いろいろなところでもって売り込みをしていくわけでありませ、白馬村としてもこの機会をねらって、大きく宣伝をしてまいりたいというものでございませ。それでこの3,100万円の増額の主なものでございませが、まず100万円はデスティネーションキャンペーンの、この対応に関するものでございませ。それから、この宣伝関係は、今までお金をかけて全国的な月刊誌等に広告を打つというようなことは、ほとんどしていなかつたんですけれども、このDCキャンペーンにあわせて、大きくそれをやっていきたいということで、そういう月刊誌等の関係で2,000万円ほど計上しております。

それから、新規事業ですけれども、新しい、今、民宿再生事業や郷土食の関係いろいろやっておりますが、やはり歩くということも、大きくクローズアップされてきておりますので、白馬小径の再現、それからフットパスの整備ですとか、学習旅行の拡大です、あと地域文化の活性、地域食文化の体験・推進、土産物開発推進等、新たに取組んでいくものもありますし、その新たに取組むものの調査に関する経費というようなこと。

それから、補助金関係では県の元気づくり支援金をいただいて、それを利用した、活用した事業を行っていくわけでありませけれども、白馬の小径再編成事業、白馬の観光局ホームページ配信事業充実事業、これは今、日本語、英語だけでありますけれども、中国語、韓国語を合わせたものにしていく、またライブカメラを21年度で整備して、非常に解像度のいい映像を配信しているんですけれども、これは絵だけじゃなくて、今見ている場所の温度がどのくらいなのかと、

気温がどのくらいなのかというようなことも入れ込んでいきたいと。

それからもう一つ、白馬村の地域文化発信ということで郷土食の関係、それから文化体験講座の関係の実施をしていくという補助金関係ですね。それから、もう一つ補助金関係では、財団法人地域総合整備財団というところの補助金を活用いたしまして、今、郷土料理の掘り起こしをやっておりますが、このレシピ本を出していきたいということで今考えております。それらの補助金も補助率さまざまありますけれども、地元負担分として充てていきたいというものに約1,000万円で、合計3,000万円ほどという予定でございます。

それから、その下の観光振興負担金でございますが、360万円ほどありますが、これが56万円ほど増額でございます。この増額の主なものは、北アルプス観光協会の負担金が増額になっているということで、先ほどもお話しいたしましたが、DCキャンペーンの関係で大糸沿線というエリアでの観光宣伝、それからもう一つ、大北広域という面での宣伝の実施ということで、新たにというか、56万円の追加増額をして進めていきたいというものでございます。

海外観光客受皿整備事業につきましては990万円でございますが、シャトルバスの元気号の運行経費でございますが、元気号3路線分の経費でございます。

それから、4目の観光安全浄化対策費414万1,000円でございます。これにつきましては、ほぼ前年並みでございますが、中ほどにトイレ等管理委託料というのが22万6,000円でございますが、21年度に再建いたしました小雪溪にトイレがありまして、これは携帯トイレをその部屋の中で使うという部屋なんですけれども、それをやっぱり人がついていないと、どういう汚され方をするかわからないということで、森林管理署じゃないですね、環境省の方からも相談がありまして、何とかそういうせつかくつくったトイレを使えるようにしていきたいということで、ごみの下ろしとか、そういうものに充てていきたいというものでございます。

それから、5目の観光特産費は279万4,000円で、ほぼ前年並みであります。26万円ほどの増額の主なものは、81ページの修繕費15万円上げてございますが、加工所のボイラーの煙突の修理費用でございます。あとAEDをつけていきたいということで、リースでありますけれども、AEDの借上料、それから備品購入費につきましては、そのAEDのケースの費用でございます。

それから、6目の遭難対策費285万5,000円でございますが、主には春夏冬の登山補導の費用が主なものでございまして、次のページの82ページでは遭対協負担金ですね、これが北アルプス北部遭対協の関係、それから村遭対協の関係で、120万円ほど合計で計上してございます。

それから、2項商工費ですね、1目商工振興費でございますが、3,402万4,000円で、240万円ほどの増額でございますが、ここでの主なものは、信用保証協会保証料補給負担金が600万円計上してございますが、これが200万円増加しております。21年度も補正をしま

して、1, 200万円ほどの金額になっていると思いますが、景気のいい悪いにも影響しますが、恐らくまだこれでは足りない金額になるかと思いますが、そういう場合には、借りたい人が借りられるようにこの負担金を増額させていくようには、またなるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

私の方からは以上でございます。

**議長（下川正剛君）** ただいまより、2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

**議長（下川正剛君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 発言を訂正させていただきます。

渡辺議員の質疑に対して、深空1件、瑞穂1件というふうに説明をいたしました。深空1件、それと白馬町1件の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。深空1件と白馬町1件、合計2件ということでございます。

それでは説明をさせていただきます。ページについては、83ページからということになります。建設水道課関係について説明をいたします。

最初の1目土木総務費は、職員の人件費が主なものでございます。

次の、2項1目道路橋梁総務費は、公用車や村道台帳補正にかかわるものが主な支出でございます。

84ページをお開きください。2目道路維持費、説明案の道路維持補修事業は村道の維持管理に要する費用で、光熱水費228万円は道路照明灯などの電気料、原材料費550万円は各行政区で行っている共同作業等で必要となる資材の購入費用でございます。

次の除雪事業でございますが、前年度とほぼ同様な予算としてございます。光熱水費670万円は無散水消雪施設4カ所の電気料、85ページになります、除雪委託料1億5,200万円は、民間事業者を除雪をお願いする委託料、機材借上料340万2,000円は定置式の凍結防止剤散布機6機分のリース料でございます。原材料費600万円については、凍結防止剤の購入費用でございます。22年度においては、積雪寒冷地等の実例を収集しながら、その種類だけではなく、散布量を減らすことも含めた検討を予定しております。

3目道路新設改良費、説明欄、村道改良国庫補助事業は神城山麓線の建設事業費用が主なものでございます。前年度比1億1,560万円余りの大幅な減額となりましたが、国からの予算配分額を考慮したことによります。橋梁点検委託料190万円は、21年度に引き続き村道橋の点検を行うものでございます。

86ページをお開きください。説明欄の道路改良起債事業は、継続している青鬼線、休止をし

ておりました高島線、それと新規にみそら野地区内村道の改良舗装事業を行うものです。

続きまして、4目交通安全施設整備費はガードレール、センターライン等に要する費用でございます。

3項河川費の河川総務費は、砂防事業に係る同盟会等への負担金が主なものでございます。

87ページをご覧ください。一番下にあります3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計繰出金2億6,200万円でございます。22年度から、東部地区の農業集落排水施設を公共下水道へ統合できないか検討するための委託料分200万円が増額となっております。

88ページをお開きください。5項住宅費の住宅管理費は、村営住宅17戸分の管理費用でございます。

以上で説明を終わります。

**議長（下川正剛君）** 篠崎教育課長兼スポーツ課長。

**教育課長兼スポーツ課長（篠崎孔一君）** それでは、教育課関係並びにスポーツ課関係を予算科目に沿って説明をいたします。

47ページをお開きをいただきたいと思います。47ページの総務費のスポーツ事業費からあります。まず、1目のスポーツ事業費につきましては、職員3名分の人件費を計上させていただきました。

2の施設管理費は、スノーハープ及びジャンプ競技場の管理費であります。スノーハープは昨年に比べかなりの増額となりましたが、次のページ、48ページにあります。設計監理委託料2,008万2,000円、それから1個飛びまして、施設改修工事費4,600万円余を計上しておりますけれども、締めて5,690万円ほどがスノーハープの橋梁の改修ということでございます。Aコースの木橋、それからCコースの木橋3カ所、締めて4カ所の橋梁と、Aコースののり面の改修を締めて5,400万余円を計上しているものであり、これを起債の事業を使いながらやっていくということでございます。

それから、説明欄の下の方へいきまして、ジャンプ競技場の維持管理9,200万円余でございます。ジャンプ競技場が県の指定管理を受けておりますけれども、この9,200万円のうちの約8,000万円が県の指定管理の業務の中で行うものであり、残りが村単独での事業というふうに振り分けをいたします。県の指定管理のほかに、村で実施をする主な事業としましては、施設改修工事費で504万円を計上してございますが、ノーマルヒルのランディングバーンのマットの張りかえや、アプローチ部分のスノーチャイナと呼ばれている滑走面の改修を行います。この費用はSAJオリンピック施設の整備補助金を充当をさせていただくものであり、このオリンピック施設整備補助金は6回交付をされますけれども、22年度が4回目というような形になります。

それから49ページ、スポーツ事業振興費であります。まず、説明欄のスポーツ振興事業につ

きましては、スポーツ拠点づくり推進事業補助金500万円、内訳は全国小中学生マウンテンバイク大会の補助であります。これは財源のところにもありますスポーツ拠点づくり推進事業助成金、地域活性化センターからの交付金になりますけれども、この500万円を満額充てるものであります。22年度で6回目の交付となり、活性化センターからは10回交付をいただくというようなこととお話をちょうだいしております。

スキー大会の推進事業の1,400万円余りでありますけれども、主は、それぞれのスキー大会の負担金でございます。白馬少年の400万円のほかに、各種スキー大会の負担金としましては、全日本選手権のジャンプ、それからコンバインド、全日本の技術選手権、記録会として行いますサマーフェスティバル、この4大会に対して総額1,000万円の負担を見込んでおります。

その下、スキークラブの事業でありますけれども、スキークラブの人件費の補助と、それからスキー選手育成の補助金ということで1,000万円を計上いたします。この1,000万円のうち、財源欄にありますようにスキースポーツ育成振興基金の390万円と、ふるさと白馬村を応援する基金100万円、計490万円の基金を、この1,000万円の財源に充てるという予算編成としております。

続いて、次の50ページはスキースポーツ振興事業であります。スキー大会に優秀な成績をおさめた方への奨励金を差し上げている事業でございます。

ページが飛びますけれども、90ページ、91ページから教育費の関係の説明となります。

90ページ、教育総務費、教育委員会費でありますけれども、まず、教育委員会の総務事業につきましては、教育委員の報酬あるいは教育関係団体の負担金が主な支出でございます。

それから、91ページの事務局費でありますけれども、こちらの方は教育長及び職員3名分の人件費が主な支出となっております。

92ページに移ります。説明欄の中ほどに、幼稚園就学奨励事業290万円余りが計上しておりますけれども、私立幼稚園への補助制度であり、21年度から創設をし、実施をしたものであります。来年度も低所得層にこの補助をするということで、対象は20名を見込み、290万円ほどの金額となります。これに関しては国庫補助が充てられ、23%ほどが充てられるというふうに推計をし、予算立てをいたしました。

その下、特別支援学校通学支援事業の150万円余りでありますけれども、安曇養護学校のスクールバスが長年の要望がかない、小谷地域までバスが延長するというので、この4月から運行する運びとなりました。学校側と、県を含め調整をした結果、今後この2年間はこのスクールバスの介助員の賃金を市町村側が負担をしていくような形で組み立てをいたしました。実際には、このお金の全額は、国からの緊急雇用対策の事業の補助金を充てますので、一般財源の持ち出しはございません。

続いて、教員住宅費でありますけれども、主な支出は教員住宅料の助成ということで、学校の

先生方の民間アパートを利用されている方への助成であります。

93ページ、小学校のまず学校管理であります。南小、北小学校とも、それほどの対前年比の増減はございません。主だった改修は21年度の今回のきめ細かな改修事業によって整備をされるということで、増額はございません。

それから教育振興費、まず南小学校の教育振興事業、94ページになります。説明欄3行目の嘱託職員等の賃金500万円ほど充てておりますけれども、昨年に続き適応指導の臨時、それから、図書館図書業務の司書の免許を有する教員を2名分を配置をする賃金でございます。

それから、95ページの中ほどからは、北小学校の教育振興事業となります。こちらの方の嘱託職員の賃金890万円余りは、昨年に比べて110万円ほど増額となりました。人数的には昨年2名の増員をし、今年はその人数は変わりませんが、臨時から嘱託職員に雇用を変えまして、フルに3名が常勤体制で雇用できるように職員の充実を図りたいというものでございます。

続きまして、97ページになります。今度は中学校の教育振興費であります。中学校の教育振興事業費は、昨年に比べて310万円ほど増額となりました。増額の要因は、7の嘱託職員賃金578万8,000円のところで280万円ほど増額となりましたけれども、1名村費での講師を増員をさせていただきます。これは特別支援に関係をする生徒が、昨年よりも倍くらいに増えるという見込みから、その体制を組むために、村の方で雇用を図って充実をしていくという内容でございます。

続きまして、次の99ページになります。社会教育費であります。社会教育総務費の社会教育一般事業761万1,000円でございますけれども、主なところはウイング21を活用するための自主公演の委託料で150万円を、昨年と同額で計上しております。そのほかには人件費、職員の1名分が主なものでございます。

公民館費でございますが、ほぼ昨年と同額でございます。

次の100ページに移ります。図書館の関係であります。図書館事業は昨年比100万円ほど増額になっております。増額の理由は13の委託料のところで図書館システムの保守管理委託の58万円と、図書館の蔵書システムの使用料が増えているのが主な要因であります。21年度に図書館のシステム化を図り、今度システムを管理するための経費がかかるというところでの増額でございます。

それから、101ページの文化財保護費であります。文化財保護費のうち、説明欄の後段にあります伝統的建造物群保存事業であります950万円余りでありますけれども、主な内容は、次のページ、102ページの19の補助金のところであります。伝建物修理補助金880万円を計上しております。22年度の計画としましては、降旗泰二さんという方の母屋を来年度、再来年度の2カ年で改修をするという初年度分ということで、約1,000万円余の事業費を見込んでおりますけれども、それに対する85%分が、この金額に相当するという予算立ててございます。

続きまして、5項の保健体育費の1目保健体育総務費であります。こちらの方の保健体育の事業には、職員の1名分の人件費が主な内容でございます。

それから、103ページの説明欄の、この項目で言いますと19の負担金のところを、科目を少し分けました。昨年までは白馬村体育協会の補助金の中に、一括スポーツ教室、あるいは少年団の助成金を包括をしておりましたけれども、今年度からこのところを細分化をし、どこの事業に幾ら出すかというふうに明文化をいたしました。参考までであります。スポーツ少年団助成金につきましては、各団体プラス1万円での予算立てて増額をさせていただきました。

続きまして、2の体育施設費であります。体育施設維持管理事業は、ほぼ昨年と同額でございます。こちらは南北トレーニングセンター、それからグラウンド、B&G体育館、プール、グリーンスポーツ等の管理費用を見てございます。

ページ、104ページ、ウイング21の維持管理事業であります。予算額は全体的に減っておりますけれども、事業として組み立てをした内容で、臨時職員の賃金が100万円ほど増額となっております。理由としましては、月曜日の休館の関係につきましては一切なくし、年末年始のみ休館とするというように、新年度から体制を組むための人件費の増額となるものでございます。

それから105ページ、学校給食費であります。南小学校の給食関係は、全体的には100万円ほどの減額となりましたけれども、給食婦の体制としまして、今までは常時2名、プラスご飯のときには1人増員をするという体制でありましたけれども、現場の状況としてかなり厳しい状況がありましたので、常時3名体制とするということに人員の増員を図りました。

それから、共同調理場の給食関係はほぼ昨年度と同額であり、施設の改修は前倒しをして、今年度の3月の補正で対応をしまいたいということでございます。

教育課並びにスポーツ課の説明は以上であります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。予算の概要の方であります。人件費の給料カット、ごめんなさい、予算の概要の8ページです。人件費の給料カットについての一定の成果が見られたという記載がございますが、一定の成果とは具体的にどのようなものなのか、お示しいたいということ。

あと予算書の方ですが111ページ、時間外勤務手当、これは流動的なものであるのではないかと、性質のものであるのではないかとと思われるんですが、増額されておりますが、その増額の理由をお示しく下さい。お願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** それでは、2点の質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

人件費の給料カットの一定の成果とは、どのようなものかということのご質問でございますけれども、平成16年度から21年度12月まで、財政が非常に逼迫しているということで、職員に給料カットの協力を求めてまいりましたけれども、ここへきて起債残高も減ってまいりましたし、財政調整基金の取り崩しもしなくて二、三年済んだということで、そういうことから、こういう表現を使っておりまして、今年度は財政調整基金の繰り入れをやめたという状況になっております。

それから、2点目の時間外勤務手当の増額の理由でありますけれども、一応は、今年度の実績を加味しながらやっているわけでありまして、基本的には今申し上げました職員の人件費のカットをやめたということで、その分が今年の場合には選挙が、大きな選挙が3つ行われます。そんなことで、その辺の関係から、それからスポーツ大会等がございますので、時間外勤務手当が伸びるという状況になっておりますので、よろしくお願いします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。次に、第5番太田修議員。

**第5番（太田 修君）** 5番太田修です。まず1点目といたしまして、予算書の13ページになりますが、2項の歳入明細の中の1款1項2目の村民税の関係でございますが、こちらの2節の滞納金繰越分と、それからその下の2項になります固定資産税の関係でございますが、こちらの方の2節の滞納繰越分について、これは昨年と比べまして減額になっております。その減額になった理由をお伺いいたします。

それと、引き続きまして予算書の80ページになります。こちらの方で、第6款1項の3目の19032の観光局への負担金でございますが、これは大まかな説明は先ほど課長さんの方から受けたわけでございますけれども、その中の説明の中で宣伝、DCキャンペーンに2,000万円ということでお伺いいたしましたけれども、この主な内容といいますか、どんなところへどのように使われていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、3点目といたしまして、こちらの22年度の予算概要でございますが、こちらの方の2ページから3ページにかけてでございますが、こちらの方でアルプスの里観光プロジェクトということで、その中に、「21観光戦略事業では、観光宣伝事業の新規事業分として新たに3,000万円を計上し、」とございますが、先ほどの観光局のものは含まれているのかどうか。

それともう1点なんです、予算書の方の82ページになります、観光商工費の関係で、1の計、上段の計と2億49万9,000円、それから、その下の観光商工費3,402万4,000円を足しますと2億3,452万3,000円となり、約5,200万円ほどがちょっと、どこにどういう感じであらわれているのか、その辺についてお伺いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。西澤税務課長補佐。

**税務課長補佐（西澤良典君）** 今、最初にご質問のありました、税関係の村税の関係につきまして、

私の方からお答えを申し上げます。

まず、村民税のことをございますけれども、景気が低迷する中、個人の所得が伸びない状況でありまして、こちらの方では6.5%ほどの所得割が伸びないのではないかという予測をしております。したがって、1,700万円ほどの減を予算計上しているわけをございます。

また、法人の村民税につきましても、均等割と所得割をございますけれども、現在掌握いたしております法人の数は、21年度に比べまして4法人ほど増えておりまして、59万5,000円ほど均等割は伸びておるわけですが、所得の方につきましては34%ほどの減をこちらの方で予測しております。したがって、906万5,000円の減ということで、おおむね96%の徴収率を計上してございます。

また、滞繰りの方のございますけれども、滞繰りになりますところの法人のところは1,060万円ほど予測しておりまして、徴収税率9%で95万4,000円の徴収を計上してございます。前年度に比べまして37万4,000円ほど下がっているわけをございます。

また、固定資産税のことですけれども、固定資産税はご存じのとおり土地と家屋と、それから償却資産と3つで構成されているわけをございますけれども、土地の下落によりまして1,132万4,000円減を、こちらの方で予測しております。また、家屋につきましても新規等あまり大きな投資がなされないという予測の中で、580万円ほど減になるという予測を立てております。また償却も大きな施設投資が行われておりませんので、1,141万3,000円ほどの減を予測しておりまして、91%の徴収率をかけて計上してある金額をございます。

また、滞納繰越分につきましては、恐らく年度末で8億400万円ほどの滞繰りを考えて予測しているわけをございますけれども、徴収率の6.2%程度ではないかという予測の中で、4,985万円計上してございまして、3,300万円ほどの減というような予測を立てて、予算計上させていただいたわけでありまして、以上です。

**議長（下川正剛君）** 横澤観光農政課長。

**観光農政課長（横澤英明君）** お答えいたします。観光局の負担金の1億100万円と、それから、重点プロジェクトの3,000万円増額というものは、この1億100万円の中に3,000万円が入っているということをございます。それで先ほど、この1億100万円の内訳について、概要をお話させていただきましたが、プラス3,000万円につきましては、今後毎年ということではなくて、今年そのDCに合わせて今年だけという考え方でございます。

それで、特に宣伝の媒体ですけれども、月刊誌5紙を今のところ予定しておりまして、サライ、BE-PAL（ビーパル）、ランドネ、一個人、BRUTUS（ブルータス）のような、こういう雑誌を予定しておりまして、中でもBE-PALにつきましては、月刊誌出ておりますが、白馬村だけで1冊になるように、160ページ1冊になるようなふうにして、それを全国で売ってもらうというようなことも検討しておりまして、そういうもの、それからそのほかにつきまして

は、サライが2回、それから、ランドネが5回、一個人が1回、BRUTUSが1回というようなことで予定をしているものでございます。2,000万円以外の事業につきましては、先ほどのお話のとおりでございます。

それから最後の、この観光費と商工費の合計の話がされたんですけども、ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったんですが。

**議長（下川正剛君）** はい。

**第5番（太田 修君）** この最後に、今の21観光戦略の後に、括弧して、観光費総額2億8,700万円とございますよね。私が質問したのは、82ページ予算書で見ますと観光費の合計が2億49万9,000円、それから、6款の商工観光費を含めましても2億3,452万円ほどになるわけなんですけど、その誤差はどこかに出ているんでしょうかという質問ですが、よろしくお願ひします。

**議長（下川正剛君）** 横澤観光農政課長、この今の83ページの観光商工費の2億、それから6款の観光商工費の三千何かがしが、この予算の概要の説明の数字と違っているということですか。そういう質問でありますので、答弁を求めます。課長。

**観光農政課長（横澤英明君）** ここで言っている観光費総額2億8,700万円というのは、商工費を別にしてある数字で、こういうふうになっていて、これが間違っている数字で、この数字は2億49万9,000円というふうになるのが正しいというふうに思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員。

**第5番（太田 修君）** すみません、1の先ほどの13ページの関係になりますけれども、滞納の関係ですみません、もう一度お願いいたします。

私ども昨年9月に平成20年度の決算が行われたわけでございますけれども、確かにその決算の額と、予算の方には連動していかないというように、今お伺いしたんですけども、一応、これにつきましては、ちょっと企業会計では考えられないのかなというような気がしております。

そんな中で、一応、他市町村はどのような方向で今処理をされているのか。そしてまた県・国の上部団体は、こういった何というか会計を指示しているのか、その辺についてお伺いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田議員、今のはページは何ページですか。

**第5番（太田 修君）** すみません。13ページの方で、先ほど滞納金でお伺いしたんですけども、昨年に9月に私ども平成20年度の決算を承認しているわけでございまして、その中での繰越額というか滞納額の繰越しと、実際、今回の予算とは合わない、連動性がないということと、それからほかの市町村、あるいは県・国の上部機関も、そういうものに対して、こういう指導をしているのかどうかということをお伺いしたいです。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今の太田議員のご指摘は、13ページのそれぞれ滞納繰越額が、決算額とちょっと離れているという趣旨だろうと思います。決算につきましては、その年度の実績で計上しますので、実際に入った数字が載ってきますし、ここを出しています滞納繰越額につきましては、確実に見込める収入ということで、昨今の経済状況を判断しながら、滞納額に徴収率をかけて算出をさせていただいておりますので、前年度とは経済状況が違いますので、厳しい予測を立てておりますので、したがって、予算的には小さな数字を見積もったということでご理解いただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。次に、第10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺です。まず28ページですが、基金繰入金ということで3,000万円を繰り入れているんですけども、残金は幾らになったのでしょうか。これを支出すると幾らになるのかということです。

それから、38ページのところで一番下の説明欄ですが、施設管理委託料というのがありますけれども、これは地域情報通信施設維持管理事業ですが、これはどこに委託をするのでしょうか。

それから、その下の電柱のこれ使用料ですね、これはどこへ支払うことになるのでしょうか。

それから、55ページのところで社会福祉施設費ですけども、説明欄の中段の下にですね、社会福祉施設事業というものがあつて、その下に連合の負担金というのがあります、815万円ですが、この内訳はどのようになっているのでしょうか。

それから、58ページですが、これは社会福祉費の方の費用ですが、説明欄のところに1,180万円社会福祉協議会の負担金というのがありますけれども、この内訳をもう一度説明してください。

それから、ページの65ページですね。民生費で国民年金費、これで1名の増というものを盛っておると説明でありましたけれども、この1名の増の原因はどのようなものなのでしょうか。

それから、68ページに自殺対策緊急強化というのがありますが、カウンセラーの賃金として12万円ということですが、この説明をもう一度、もう少し詳しくお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** まず第1点目のご質問に対してですが、予算書の107ページを見ていただきたいと思います。これに対する支払いが減債基金の繰入金、歳入の本年度の特財のところに3,000万円とありますが、これに対する特財でございます。

それから、2点目のご質問でございますが、施設の管理運営委託はN T Tにお願いしようということ考えております。

それから、電柱の添架使用料でございますけれども、これは中部電力及びN T Tの電柱に対する添架ですので、そういうこと考えております。

**議長（下川正剛君）** 松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** お答えいたします。介護保険の北アルプス広域連合負担金につきましては、介護保険を広域で運用しておりますので、その事業の負担分ということでございますので。

次に、社会福祉協議会への負担金、これにつきましては社協に席のあるケアマネージャー等の人件費2名分をここに主に盛ったものでございます。

それから、自殺対策の関係のカウンセラー等の賃金でございますが、人選につきましては今進めているところでありますが、いずれにしても、自殺の対策につきましては事前に特定して相談とかというわけにいきませんので、まず全体的な教育をしたり広報をかけて、それから、特に一般的に言われているのは、追い込まれたときには人に話をしないと、こもりがちになるという部分がありますので、そういった部分を見ながら、この部分でいろいろ相談事業を展開していきたいということで、今、人選等については詰めているところでございます。

国民年金の関係につきましては、予算書を今年度機械に入れて更正をしていくという関係で、今までは違う部署、住民の方で見ていた人件費を、国民年金の担当のところに分けて盛ったということで、増えたということではございません。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今の自殺予防のカウンセラーの件ですけれども、これは非常に専門的な知識を要することになると思います。というのは命を預かることになりますので、この辺は慎重にしなきゃならないと思うんですが、これはその窓口を、この行政の中につくるということで、そこで電話を受けられるという、そんな施設の賃金ということで12万ということですかね。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 窓口につきましては、国とか、県とか、村も役場の中で、それぞれ保健師の方にいろいろな相談の窓口は設けてございますが、それとはまた別個に、ちょっとこの部分は考えているものでございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** それと、先ほどのちょっと戻りますけれども、40ページに徴税費がありました。これも説明によりますと8名から9名に1人増員ということで、説明がありましたけれども、このことについてお聞きしたいです。

それから、ページの69ページに塵芥処理委託費というのが下の方にありますけれども、下から3行目の説明欄ですが、これの委託先はどこになるのかということ。

それから、先ほど5紙に2,000万ということですが、BE-PALを丸一つ、1冊やるということなんですけれども、特集にするということですが、これの費用は、もくろみとしてどのくらい盛ってあるのか。

それから、最後ですが110ページのですね、給与費明細書の中で、比較のところに、その他の特別職というのが30名増えていますけれども、これは何なのか説明を求めます。

**議長（下川正剛君）** 西澤税務課長補佐。

**税務課長補佐（西澤良典君）** 一番最初のご質問でございますけれども、まず徴税費のところでは1名増ということですが、まず昨年21年度の予算は、20年度のときの人員で8名分ずつつくってあるわけですが、補正で21年度予算を9名に直しておりますので、今年と単純に対比しますと1名の増と形になっております。現状は今9名でやっておりますので、その9名分の計上で、22年度の予算がなされているということでございます。

**議長（下川正剛君）** 丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** ここにつきましては、11項目の業務を7つの業者に委託しております。新年度において、また新たに入れかわる可能性がございますけれども、はじから申し上げますと、不法投棄のパトロール等をシルバー人材センターに、可燃物・不燃物のごみ収集を株式会社カザマに、リサイクル物の保管運搬処理及び粗大ごみの収集業務を株式会社G・フレンドリー、ガラス・陶器くず等の埋め立てごみ処分を飯山陸送株式会社、蛍光灯の蛍光管の処分料をJFE環境という会社に、乾電池の処分は東邦亜鉛、あとリサイクル物の関係のビン・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック容器包装等につきましては、リサイクル協会というような分かれになっております。

**議長（下川正剛君）** 太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 白馬村特別職の職員で非常勤のもの総数をかけてありまして、この30人分は、総合計画をつくる関係の特別職で、委員の意味でございます。

**議長（下川正剛君）** 横澤観光農政課長。

**観光農政課長（横澤英明君）** 月刊誌の関係で、BE-PALだけでどのくらいかということですが、BE-PALの106ページで1,500万円を予定しております。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。ただいまの太田修議員の数字の誤差についての修正は、今度の委員会までにしっかりとした正確な数字を出すようお願いいたします。

以上で、質疑を終結いたします。

#### △日程第27 議案第24号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

**議長（下川正剛君）** 日程第27 議案第24号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** それでは、議案第24号について説明を申し上げます。

平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,998万6,000円と定める。

それから、一時借入金については5,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の説明につきましては、11ページの歳入の方からお願いをしたいと思います。歳入につきましては、1款国民健康保険税につきましては、3億1,012万円を見込んでいるものでございまして、前年度に比べまして2,225万5,000円を増額で見ているものでございます。これは、さきに提案をさせていただきました後期高齢者支援分の課税額を上げたいというものを、上げることによって増額を見込んでいるものでございます。内容につきましては、現年度課税、それから退職者分等ご覧をいただきたいというふうに思います。

12ページ、国庫支出金につきましては、まず国庫負担金の部分につきましては2億8,002万6,000円を見込んだものでございます。ここでは医療費は歳出のところでも説明を申し上げますが、今までどんどん伸びてきたところでございますが、少しその伸びがとまったように傾向が出ておりますので、それに伴って、ここの部分でも減額を計上させていただいたものでございます。

次、2項の国庫補助金につきましては、特別調整交付金等を見込んだもので、これにつきましては8,143万7,000円を見込んだものでございます。

次、3款の療養給付費等交付金につきましては6,287万8,000円ということで、これも減額を、前年比減額を見込んでございます。

次に、4款前期高齢者交付金につきましては、1億3,062万4,000円を見込んだものでありまして、前年比で5,562万4,000円の増額でございます。

5款の共同事業交付金につきましては、全体では1億3,538万6,000円を見込んでいるものでございまして、共同事業交付金につきましては2,660万4,000円、それから14ページにいきまして、保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億878万2,000円を見込んでいるものでございます。

財産収入につきましては、19万4,000円を見込みました。

7款繰入金につきましては、全体で1億3,143万2,000円を見込んでおります。一般会計繰入金につきましては、1億143万2,000円、それから、15ページの給付費準備基金繰入金につきましては、3,000万円を見込んだものでございます。ここにつきましては、所得の減と後期高齢者医療支援に伴い、財源不足が見込まれるために計上したものでございます。

次、諸収入につきましては、全体で382万6,000円を見込んだものでございます。内訳につきましては、15ページから17ページにかけますが、大きなものにつきましては、5目の雑入の特定健診負担金等でございます。

次に、県支出金につきましては、全体では6,405万3,000円を見込んでおりまして、高額療養費共同事業負担金につきましては1,152万7,000円、それから、県の補助金につきましては5,252万6,000円を見込んだものでございます。

次、18ページの歳出になりますが、総務費の1目一般管理費につきましては2,517万1,000円を計上したもので、人件費、総務的なものでございます。

2の連合会負担金につきましては54万円増額の174万円。

19ページにいきまして、徴税費の賦課徴税費につきましては146万5,000円を見込んだものでございます。

国保運営協議会費等は7万6,000円見込み、総額で2,845万2,000円を計上したものでございますので。

次に、2款の保険給付費につきましては、全体で7億5,081万4,000円を見込んだものでございます。1目の一般被保険者療養給付費が5億9,000万円、それから21ページの退職者の関係につきましては5,500万円、その下の一般被保険者療養費900万円につきましては、柔整骨の関係でございますが900万円、22ページにまいりまして、それぞれ退職者の療養費60万円、審査手数料218万8,000円で、合計が6億5,678万8,000円でございますが、医療費が15年から20年にかけて約1.5倍伸びておりますものが、ここに来て少し動きがなくなったということと、予算編成、入が確保できない部分の中で、過去3年間の医療費の実績等をもとにして算出をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

次に、高額療養費につきましては全体で8,200万円を見込んだものでございます。対前年比で1,360万円の増額でございますが、入院の関係の方が伸びておりますので、高額療養費につきまして増額計上をさせてもらっているものでございます。

次に、24ページの出産育児一時金につきましては、138万6,000円増の1,050万6,000円を計上させていただきました。

葬祭費につきましては、大幅に減をしておりますが57万円、これにつきましては高齢の方が後期高齢者の医療の方に移っておりますので激減をしております。

精神につきましては、前年度並みでございます。

それから、高額介護合算療養費につきましては、一応3万円を計上させていただいているものでございます。

次に、3款老人保健拠出金につきましては、621万3,000円を見込んでいますのでございます。

4款後期高齢者支援金でございますが、ここにつきましては1億6,287万4,000円を計上をさせていただいております。

次に、5款の前期高齢者納付金につきましては、38万3,000円を計上したものでございます。

28ページの6款介護納付金につきましては、7,764万4,000円を計上をさせていた

できました。

次に、7款の共同事業拠出金につきましては、総額で1億5,307万9,000円を計上させていただきます、前年度比で2,347万8,000円の増額でございます。共同事業拠出金につきましては、高額療養費で4,093万円、それから、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1億1,214万8,000円を見込んでございます。

次に、8款保健事業費につきましては、総額で1,619万2,000円を見込んでいます。特定健診事業につきましては1,521万5,000円、保健事業につきましては97万7,000円を計上させていただいております。

基金積立金はご覧のとおりですので、お願いいたします。

諸支出金につきましては、全体で204万円を見込んだものでございます。償還金及び還付加算金が104万円、それから、国庫支出金等返納金につきましては100万円を見込んだものでございます。

公債費は前年度並み。予備費につきましては200万円を計上させていただきました。これにつきましては、福祉医療を引き上げてございますので、医療費にどのような影響が出てくるかということを考えたときに、伸びてくるという部分が予想されますので、予備費に100万円多く計上をし、医療費の増が出た場合には対応をさせてもらいたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

あと給与明細等については、ご覧をいただきたいと思えます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

#### △日程第28 議案第25号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

**議長（下川正剛君）** 日程第28 議案第25号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** それでは、38ページからお願いをいたします。議案第25号につき説明をいたします。

平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,484万9,000円と定める。

一時借入金につきましては、1,000万円と定めるものでございます。

43ページからお願いをいたします。歳入につきましては、1款後期高齢者保険料1目後期高齢者医療保険料につきましては、4,667万4,000円を見込みました。前年比で109万2,000円の増額でございます。

手数料は1,000円。

繰入金につきましては、総額で1,787万2,000円を見たものでございまして、一般管理費繰入金136万円、保険基盤安定繰入金が1,651万2,000円を見込んでいるものでございます。

44ページ、繰越金をご覧をいただきたいと思います。

諸収入につきましても、ご覧をいただきたいと思います。

次に、歳出に移らせていただきます。1款総務費徴収費につきましては、131万円を見込んだものでございます。

2款分担金及び負担金につきましては、広域連合への負担金ということでございますが、6,319万6,000円を見込んだものでございます。

公債費は前年度並みでございます。

46ページにまいりまして、諸支出金、予備費につきましても、ご覧のとおりでございますので、よろしくお願いたします

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

#### **△日程第29 議案第26号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計予算**

**議長（下川正剛君）** 日程第29 議案第26号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 48ページをご覧をいただきたいと思います。議案第26号について説明を申し上げます。

平成22年度白馬村老人保健医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ50万円と定める。一時借入金につきましては、20万円と定めるものでございます。

本会計は、過去のもの過誤調整に対する予算が主なものであります。

なお、平成22年度予算で終了を一応する予定であります。

53ページをご覧をいただきたいと思います。歳入につきましては、支払基金交付金、1款、その中の1目、2目につきましては医療費の交付金とか手数料でございまして、18万1,000円を見込んでいるものでございます。

2款の国庫支出金1目の医療費負担金につきましては、10万4,000円を見込んでおります。

3款県支出金1目の県負担金につきましては、3万7,000円を見込んでいるものでございます。

54ページの繰入金につきましては、一般会計繰入金が13万8,000円を見込んでいるものでございます。

5 款の繰越金 2 万円につきましては前年度並み。6 款の諸収入につきましては 2 万円を見込んでいます。内訳は、第 3 者納付金と国保への返還金等でございます。

歳出につきましては、1 款医療諸費でございますが、全体では 4 5 万円を見込んでいます。内訳につきましては、医療給付費等、1 目は以下の関係、2 目については柔道整復の関係、3 目につきましては高額療養費、次のページにいまして、4 目については審査手数料をそれぞれ見込んだものでございます。

2 款の公債費、それから 3 款の諸支出金につきましてはご覧のとおりでございます。3 諸支出金の 1 目一般会計繰出金 2 万円を見込んでいます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

#### **△日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度白馬村下水道事業特別会計予算**

**議長（下川正剛君）** 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 6 0 ページをお開きください。議案第 2 7 号 平成 2 2 年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

下水道事業特別会計予算は、第 1 条にありますとおり、予算総額は 5 億 6, 3 9 4 万 8, 0 0 0 円で、前年度と比べ 3 億 6, 7 1 6 万 3, 0 0 0 円と大きな減額となりました。理由につきましては、高金利の起債を低金利な起債に借りかえる高資本対策費借換債の対象がないためでございます。

6 3 ページをお開きください。地方債でございます。3. 5 %以内で 1 億 1, 0 0 0 万円を予定しております。

6 6 ページをお開きください。歳入から説明をいたします。1 項分担金については 1 0 0 万円を見込みました。

次に、2 項負担金は前年度より 8 7 2 万 7, 0 0 0 円増の 1, 9 0 4 万 7, 0 0 0 円を見込みました。これについては、飯森地籍で計画されている大規模開発において、下水道加入が見込まれるため計上したことによるものです。

2 款下水道使用料は、近年の上水道使用料の減少傾向と新規加入を考慮して、1 億 7, 0 5 0 万円といたしました。

3 款の一般会計繰入金は、2 0 0 万円増の 2 億 6, 2 0 0 万円といたしました。

次のページでございます。6 款下水道債は、歳入の不足を補うため、前年度と同額の資本費平準化債 1 億 1, 0 0 0 万円を見込みました。

歳出の説明に移ります。68ページをお開きください。1目一般管理費は1,202万5,000円増額の3,212万9,000円でございます。説明欄にあります、認可申請書作成業務委託料1,000万円は、下水道法と都市計画法により策定が義務づけられております事業計画の変更認可申請書類の作成の委託料でございます。それと、統合申請書作成業務委託料200万円につきましては、東部地区農業集落排水施設の公共下水道への統合を検討するための業務委託ということでございます。

69ページでございます。2目施設管理費については、浄化センター及び下水道管の維持管理にかかわる費用でございます。主な支出については、電気料と浄化センターの委託料となっております。

70ページをお開きください。2項1目公共下水道建設費では、公共ますの設置工事費を240万円見込みました。

71ページをご覧ください。2款公債費の元金は、借換債がないため3億3,200万円と大きな減額となりました。22年度末の地方債残高は62億9,000万円余りとなります。

72ページをご覧ください。2目利子でございますが、2,300万円余りの減額となりますが、これについては平成17年度から取り組みました低利な金利への借りかえの効果だというふうに考えています。

73ページ以降については、給与費明細書等でございますので、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今説明を聞いて、ちょっと教えてもらいたいんですが、68ページに認可申請書作成業務ということで説明を受けました。説明欄の真ん中辺ですが、この1,000万円というものの、かなり高額になるんですけども、この1,000万円の根拠と、それから、この委託先というのはどこなのか教えてください。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 算出根拠については、コンサルタント業務を行っている設計会社からの見積もりでございます。委託先については、今後見積もりをとる等して決めていきますが、最終的には、入札ということになろうかと思えます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これにより質疑を終結いたします。

#### △日程第31 議案第28号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

**議長（下川正剛君）** 日程第31 議案第28号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 80ページをご覧ください。議案第28号 平成22年度白馬村農

業集落排水事業特別会計予算について説明をいたします。

予算総額については、第1条にありますとおり3,572万7,000円で、21年度と比べ3,515万8,000円と大きな減額となりました。高金利の起債を低金利な起債に借りかえる高資本対策費借換債の対象がないためです。

85ページをお開きください。歳入からでございます。1款使用料は、近年の上水道の使用水量の減少を考慮し832万6,000円といたしました。

2款一般会計繰入金は、21年度と同額の2,500万円といたしました。

4款雑入の地元負担金は、東部地区と野平地区からのものがございます。

87ページをお開きください。歳出を説明いたします。1目一般管理費は、使用料の賦課徴収に関する支出であります。

2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼動に関する電気料、汚泥処理、運転管理の委託料が主なものでございます。

88ページをお開きください。公債費の元金は、先ほど説明いたしました借換債がないため、3,294万2,000円と大きな減額となりました。22年度末の起債残高は2億2,963万9,000円となります。利子は21年度予算と比べ、189万7,000円の減額となりました。これについては公共下水道と同様、借換債の効果というふうに考えております。

89ページ以降は説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、終結いたします。

#### **△日程第32 議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算**

**議長（下川正剛君）** 日程第32 議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 92ページでございます。議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算について説明をいたします。

まず、第3条です。収益的収入及び支出の予定額です。収入は2億9,390万4,000円、支出は2億7,364万2,000円で、2,026万2,000円の黒字を予定しています。

93ページになります。第4条です。資本的収入及び支出です。収入は647万4,000円、支出は1億5,976万円で、不足する額1億5,328万6,000円は、地方公営企業法の定めにより減価償却費等の損益勘定留保資金や、建設改良積立金などで補てんすることにしております。

94ページをお開きください。第6条の一時借入金は1億円を、第8条のたな卸資産の購入は

4, 000万円をそれぞれ限度と定めました。

95ページをご覧ください。予算の実施計画を説明します。収益的収入では、水道使用料を2億8,149万3,000円見込みました。

96ページをお開きください。収益的支出です。1目浄水費は、二股浄水場にかかわる経費です。委託料568万3,000円は、浄水場各種施設の維持管理に伴う委託料です。動力費480万円は電気料でございます。

2目配水及び給水費は、配水管及び配水池等の維持管理にかかわる経費です。97ページの工事請負費750万円は、漏水修理やメーター交換の工事費、動力費1,440万円は配水池等の電気料でございます。

4目総係費は、水道料金の賦課徴収にかかわる経費です。

98ページをお開きください。5目減価償却費は1億1,500万9,000円を、営業外費用では起債償還利子等の支払利息3,077万4,000円を見込みました。

99ページをご覧ください。資本的収入は加入負担金で100万円、他会計補助金497万4,000円は、統合前の簡易水道事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金です。

100ページをお開きください。資本的支出です。

配水設備工事費1,550万円は、源太郎配水池の補修、楠川取水ポンプ取りかえ、源太郎水源井戸ポンプ取りかえなどを予定しています。

営業設備費1,214万1,000円は、計量法の定めにより、8年に1回行わなければならない水道メーターの購入費用でございます。

企業債償還金1億1,935万5,000円は元金分でございます。22年度末の企業債残高は、8億1,300万円余りとなります。

101ページ以降は説明を省略いたします。

以上で終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

### **△日程第33 予算特別委員会の設置について**

**議長（下川正剛君）** 日程第33 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第23号から議案第29号までは、いずれも平成22年度予算の案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第29号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決

定をいたしました。

**△日程第34 発議第1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定について**

**議長（下川正剛君）** 日程第34 発議第1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 発議第1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定について。

白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例を、別紙のとおり提出する。

条例趣旨。日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定しています。

村税の滞納を放置しておくことが、納税義務を果たさずに、権利を主張することを黙認することになり、また、村民の納税義務に対する公平感を阻害することになります。

この条例は、村税を滞納し、かつ、納税に著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進し滞納を防止するために、特別措置を講じることにより、村税の納税意欲の高揚と徴収に対する村民の信頼を確保します。

あわせて申し上げるならば、徴収が滞っている、その状況は県下ワースト1というものの記録を9年間更新しているということです。条例の内容に関しては、次おめぐりいただいて、ご覧になってください。

なお、この中にあります7条のところに、村税滞納審査会というものがありますが、これらについて、この条例に基づいて施行規則をつくる必要は今後生まれてきます。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第1番横田孝穂議員。

**第1番（横田孝穂君）** 1番横田孝穂です。発議第1号に対し、質疑いたします。

一つ、滞納者に対する措置、第6条、「滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項を公表することができる。」とあります。また、公表の方法、第11条について、「納税者の氏名等の公表は、広報紙への記載、その他村長が必要と認める方法で行うものとする。」とありますが、現在、小田原市においては滞納者の氏名等の公表は、平成12年7月に条例化しておりますが、個人情報保護法の問題、また、民法上におけるプライバシーの侵害など、また実際には発生した時点における個人の権利、不利益の救済等があり、実際には実施に至っていない状況であります。

また、議員必携264ページ、村税の徴収における不納欠損処理についても、固有の氏名の表示は避けるなど慎重な配慮が必要であることは当然であると記載しております。白馬村村税の滞納に対する特別措置に関する条例案のうち、氏名公表について、個人情報保護法及び民法上に

おけるプライバシーの侵害など、個人情報の保護と活用のバランスが大変重要な課題であります  
が、どのようにクリアし実施するのか、説明をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今のご質疑にお答えいたします。今、横田議員から質疑をいただきました、公表に関してです。今議員ご指摘のように、小田原市、それからほかにもいくつか、この公表条例を設置している自治体があります。実際、その今言われたように、個人の情報保護という  
もの、そういう法律があります。その兼ね合いについては論議するところであります。

小田原市においても、実際、前任期のときに視察に行ってお話を伺いました。そのときには、  
この公表条例に関しては、今のところは実施をしていないという状況ではあるけれども、実施し  
て、やはり裁判になって、やっぱり論議する必要もあるかなという話をいただいております。す  
なわち、条例化することに関しては何ら問題はないということです。実際に、これを条例どおり  
措置をするかということには、やはり慎重になるべきであろうと思います。

ただ、この条例の趣旨に関して、やはり私たちの、この白馬村のワースト1を続けているとい  
う状況下において、あらゆる手段を講じるべきということで、こういう条例を設置するとい  
うことで提案をしています。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。横田議員。

**第1番（横田孝穂君）** 一部説明がありました。2つ目に質疑を通告してありますので、質問い  
たします。村税滞納審議会への諮問についての関係であります。村税滞納審議会における委員  
会の設置が見当たりませんが、構成委員また内容等、細部についての説明をいただきたいと思  
います。

また、条例上において秘密を守る義務がないのが何を意味しているのか、審議会の委員にお  
ける職務上の知り得た秘密を漏らしてはならない、委員における守秘義務、秘密を守る義務はど  
のように扱っていくのかを伺いたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。渡辺俊夫君議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今の質疑にお答えいたします。この審査会の構成運用に関しても、先ほ  
ど申し上げたとおり、この条例に伴って施行規則なりを整備する必要があります。

ちなみに、この審査会に関して小田原市ではどのようにしているかという、弁護士とか、さ  
まざまな専門家を入れて審査会を構成しているというふうにお聞きしております。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 次に、第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。この発議第1号についてですが、これもどちらか  
という規則事項に入ることかも知れませんが、お考えを伺いたいと思います。

停止を予定される行政サービスの考えられる、現在考えていらっしゃる範囲をお示しいただきたいということと、行政サービスの停止と滞納者の氏名等の公表について、その履行の時期はいつであるか。あるいは、もし定期的にお考えの場合は、その回数、1年に何回とか、そういう回数もあわせてお示しいただきたいと思います。

そしてまた氏名等の公表を受けた住民が、税金の滞納を解消した場合は、どのように処理されるのかお示し願いたい。そして、これが一番大事なことなんです、条例の効果としてはどれぐらいを考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁求めます。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今の質疑にお答えいたします。これは6条に関することであろうと思いますが、行政サービスに関してはたくさんあります。いろんなサービスがあるかと思います。先ほど申し上げたように、これは条例が、言ってみれば施行に当たって、必要な施行規則を整備するということになるかと思いますが、その施行規則の中に、どういうものを盛り込むかということも議論すべきであろうかと思いますが。

それから、公表のこの効果ですが、効果はどのくらいあるかというもくろみを言われましたけれども、小田原市とか、それから南伊豆とか、そういうところでお聞きすると、やはり効果はあるというふうにお話をしていました。どのくらい効果があるのか、実効性はあるのかというお話だと思うんですけども、それについては私が今お答えする、そういうような情報を持っていませんのでお答えできませんが、やるべきことはすべて尽くすという中で、この条例をぜひ制定をしたいということを申し述べておきます。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 渡辺議員、税金の滞納を、滞納を解消したときはどのように処理するのかという説明がございません。

**第10番（渡辺俊夫君）** 答弁漏れしました。失礼しました。それについても、やはりこの条例に伴った施行規則の中で論議すべきことでありまして、今お答えする材料がございませんので、以上です。

**議長（下川正剛君）** 以上で、質疑を終結いたします。

#### △日程第35 発議第2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

**議長（下川正剛君）** 日程第35 発議第2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第12番小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** 12番小林英雄です。発議第2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について、発言をいたします。

白馬村議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由を読ませていただきます。議員の自由な発言を制限する時代錯誤な議会会議規則は、改正すべきとの立場で、その理由を述べます。

地方議会のあり方が問われ、議会活性化が叫ばれ、栗山町に発する議会基本条例制定など、怒濤のごとく改革の波が日本国中に湧き起こっている最中、全く後ろ向きの議会規則が昨年12月議会で決定をされました。これを知った村民からは、「議員の自由な発言を制限し、まともな議案の審議を困難にする矛盾に満ちた議会規則だ」との批判の声も聞いております。そうした声が湧き起こっています。

「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」（第2次地方（町村）議会活性化研究会）で言われております、議長発言許可の弾力的運用など、本会議での討論活発化の提言にも逆行する、まさに時代錯誤の議会規則になってしまったと言わなければなりません。

全国町村議会議長会では、標準町村議会会議規則を定め全国の町村議会に通知しています。この標準町村議会会議規則では「発言の請求」は前の白馬村議会会議規則とほぼ同じであります。あらかじめ発言通告書の提出義務はありません。

全国の町村に例を見ない発言制限と、議会の活性化を損なう内容を持つ議会規則は直ちに改正し、村民のためにあるべき議会をめざして、今後も積極的に議会改革を進めていかなければならないと考えるからであります。

以下、文面が用意してございますけれども、省略させていただきます。

続いて、白馬村議会会議規則（昭和62年白馬村議会会議規則第1号）を次のように改正する。

第43条第2項を削る。

第51条を次のように改める。

発言の要求のところで、51条、会議において発言しようとする者は、挙手または起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

二人以上発言を求めたときは、議長は先の挙手者又は起立者と認める者から氏名をして発言をさせる。

第51条の2を削る。

以上であります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。ちょっと内容というよりも、条文番号の不一致とあります。条文番号の処理について確認をさせていただきたいんですが、提出された発議第2号の案の中には、附則の上に、第51条の2を削る。附則、この規則は、公布の日から施行するという形で終わっていますが、現行は51条の3及び4があるわけですが、そしてまた、第52条についても発言の通告をした者がという形で、通告した者という言葉が出ていますが、その

部分に関しては何も記載がございませんが、それらについては、どのようにお考えであるかということと、第52条をもし変更するとすれば、条文番号についてどのようにするのかお示しいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 説明を求めます。小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** 条文のことについてご質問がありましたけれども、私は、この提案理由で、はっきり今回のこの議案について、この発議についてはですね、やはり通告制が問題なのでありまして、繰り返しになりますが、先ほども申し上げたとおり、この会議規則の対照表が裏面に載っておりますけれども、51条、これを発言の要求というところで、51条、ここがとても大事だというふうに考えております。特に、現行のところについては、この51条で間に合うのでないかというのが私の見解です。

それから、この提案理由ですけれども、とにかく繰り返しになりますけれども、例えば今回のこの3月議会で通告制が実施されて、実際に前日の9時までには、とにかく説明も、議案の説明も提案の説明もないのに質問の要旨を記入して、質問の要旨ですね、そういう改革が12月になされたわけで、そうしますと、それは事実上不可能ではないかという、そういう趣旨のもとに、この発議をさせていただいたわけです。

私は、それ以上お答えすることはできません。その1点のみでございます。

**議長（下川正剛君）** 小林議員、発議に対しての説明をと、今篠崎議員が質問しているわけなんです、自分の意見ではなくて、質問に対する答弁をお願いいたします。

篠崎議員、今の答弁でわかったでしょうか。

**第2番（篠崎久美子君）** 私の質問とは、ちょっと違うところにお答えがってしまったような感じがするんですが、やはり発議をされるからには、きちんとした条文番号をつけて、発議をされたいかがかと思うんですが、51条の1、2までは新しい改正案がございますが、3と4に関しては前のところを見ても、51条2とあって、その次に51条の2を削るとありますが、ということは51条の3項、4項はどうなるのかということ。あと51条の2を削った後の52条ですが、52条の中にも、この発議の趣旨であります「質問の通告をする者」という形で、通告という形の言葉が出てきておりますので、52条以下の条文についてはどうされるおつもりであるかお伺いしたいということでございます。

**議長（下川正剛君）** 小林議員、答弁を求めますがいかがでしょうか。

**第12番（小林英雄君）** この一番最後の改正案の、この51条と、それから、会議において発言しようとする者は挙手または起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。2、二人以上発言を求めたときは、議長は、先の挙手者または起立者と認める者から指名して発言をさせると。私は発言の要求はこれのみでよいというふうに考えております。

**議長（下川正剛君）** 以上で、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第1号、発議第2号につきましては、お手元に配付してあります、平成22年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から3月15日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会を行い、3月16日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、明日から3月15日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会を行い、3月16日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時10分



平成22年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成22年3月16日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

## 平成22年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成22年3月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	渡 辺 俊 夫
第3番	太 田 伸 子	第11番	高 橋 賢 一
第5番	太 田 修	第12番	小 林 英 雄
第6番	松 沢 貞 一	第13番	太 谷 正 治
第7番	柏 原 良 章	第14番	下 川 正 剛

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長 補 佐	西 澤 良 典	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	横 澤 英 明	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	篠 崎 孔 一
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 平 林 豊

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

**議長（下川正剛君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（下川正剛君）** 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

**議長（下川正剛君）** 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された7名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内についての再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第11番高橋賢一議員の一般質問を許します。第11番高橋賢一議員。

**第11番（高橋賢一君）** 11番、高橋賢一です。ただいまから一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

82の国と地域が参加して開催されました、カナダのバンクーバーでの冬季オリンピックは、数々の名場面を残して17日間の幕がおろされました。準備の状況はニュースでしか見ることはできませんでしたが、準備段階での2008年には金融危機が世界を襲い、世界同時不況に見舞われた経済悪化の中で、儉約と運営の質の確保に御苦労されている様子が伝えられております。

五輪におけるスポーツは、単なるスポーツではなく、政治でもあると評した記事などもありましたが、挙国体制で臨まれ、見事になし遂げた大国カナダのスピリッツに感動しているものであります。

本年2010年、オリンピックイヤーに当たりまして、バンクーバーオリンピックの余韻が冷めないうちに、今から12年前、1998年の長野オリンピックの競技施設の現状と、今後のスポーツ状況、選手育成等についてお伺いをいたします。

最初に、オリンピック施設の起債償還についてお尋ねをいたします。競技施設建設にかかる当初借入金は約52億円、本年3月末の起債残高は、ジャンプ競技場の1億6,726万円であります。平成2年から25年償還の最終償還期限を平成26年4月として、交付税措置分と県補助

金を充当して返還しています。ジャンプ競技場は措置率43%の地域総合整備事業債で、クロスカントリーは平成6年から措置率80%の辺地債を起債し、償還してまいりました。

しかし、償還を始めて12年後の平成14年、田中県知事のときに補助率の見直しが行われました。その結果、補助率4分の3を3分の2に、さらに平成16年には2分の1まで引き下げられました。結果、償還満期の平成26年までに、白馬村は当初計画より公債費1億4,544万を余計に支払う計算になっております。

そこで、3つの質問をいたします。最初に、起債償還費から交付税措置分を引いた残金の4分の3の県補助金を約束しておきながら、2回にわたり2分の1まで補助金を減額した理由について伺います。

2つ目に、起債した償還金を支払わないわけにはまいりませんが、支払い方分について、インフラ整備の補助金などに還元していただくことはできないものかどうか伺います。

3番目に、地方分権が進む中で、約束した補助金を一方的にほごするようなことになりますと、経済影響の不況の影響を受けやすい末端の町村は、起債を必要とする事業予算を計算できませんが、いかがなものでしょうか。

以上、3点について伺います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 高橋議員から、オリンピック競技施設の起債償還に対する県費補助金について、3点ご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、白馬村では長野冬季オリンピック競技会場地として、アルペン、クロスカントリー、ジャンプ競技会場等の整備のために集中投資を行い、その結果、オリンピック競技施設建設の起債借入額は52億円余りになりました。急激な投資的経費の増加による関係市町村の財政状況の悪化を軽減するため、長野県においては、オリンピック施設起債償還費等補助金交付要綱を定め、平成4年度から運用しておりましたが、アルペン会場の急な変更などもあり、平成7年度には要綱が改正され、通常2分の1以内の補助率が、特例措置として4分の3に引き上げられ、白馬村に対して補助金が支払われることになりました。

しかしながら、吉村県政から平成13年度に田中県政にかわったことに伴い、長野県の危機的な財政状況を改善するための県政改革ビジョンが発表され、その中で具体的な取り組みとして、58事業の見直しが行われました。当時、オリンピック施設起債償還費補助金は、長野市、白馬村、野沢温泉村に交付をされておりましたが、4分の3を交付されていたのは白馬村のみであり、長野市、野沢温泉村との均衡を図る意味合いもあり、段階的な縮小が決定されたものであります。当時の福島村長も県庁に出向き、田中知事に直接経緯や特殊事情を訴えてきたところでありましたが、決定は覆りませんでした。

2点目のご質問であります。白馬村としても財政状況ヒアリング時など、機会あるごとに長

野県の補助金が減少したことにより、負担が多くなっていることを訴えております。しかしながら、県からいただいていたものは補助金であり、契約や債務保証とは性格が異なるため、負担増となった部分に見合う額を、別枠でインフラ整備のために補償していただくことは、非常に困難であるというのが現状でございます。

3点目のご質問であります。オリンピック施設起債償還費補助のように、県が補助するもののほかに、国では普通交付税において償還分を需要額に算入をしております。お見込みのとおり、国・県の事情により、一方的に補助や算定を減額されるような事態となれば、自主財源の乏しい市町村の財政は成り立っていきません。そういうことから、議員がおっしゃられるように、非常に歯がゆい思いをしているところであります。

白馬村の財政状況が悪化した要因の1つは、小泉内閣の三位一体改革による普通交付税の減額であったことは記憶に新しいところであります。白馬村の財政状況は徐々に回復をしておりますが、国・県の動向に左右されないような、自主財源を主軸とした財政基盤の確立が必要であると実感をしており、今その取り組みを進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** 2番目の質問でございますが、インフラの整備の補助金などというお話を申し上げました。9月に一般質問を行いまして、このときにオリンピック道路の除雪費等の面倒は見てもらえないものかという質問をいたしました。その答弁は、県の方に交渉中であるという答弁をいただきましたが、これらも含めて、広く解釈したインフラの中で、補助金を還元していただくようなことができないかどうか、もう一度お尋ねします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。今、高橋議員おっしゃられること、私も単にこの補助金の増額ということにかかわらず、それに見合うインフラ整備に使えるような形での、何とか還元をしていただけないものかというようなことは、就任以来、数回にわたって県の方へも要望をしてまいりましたけれども、なかなか県の方も財政事情が大変厳しいという状況の中で、明確なお答えをいただけないと申し上げますか、非常に決定された補助費の復活は難しいと、こういうふうに言われているのが実情でございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** 無理だという回答でありますので、2つ目の質問に入りたいと思います。

次に、施設の大会利用の実情についてお尋ねを申し上げます。2006年から2010年までの5年間、冬期間に白馬ジャンプ競技場でのラージヒルが利用された状況を見てみますと、隔年おきに3回使用されたのみであります。今年は交互に開催される全日本選手権大会が札幌で開催

されましたので、白馬のラージヒルは出番がありませんでした。一方、国内に2つしかない札幌と白馬のオリンピック会場、札幌ではHBC杯、NHK杯など、伝統あるジャンプ大会が毎週のように開催されておりまして、折からオリンピックへ出発前の壮行の意味もあってか、大変うらやましく思っておりました。

白馬はインカレや長野県大会週間がありましたので、今年はノーマルヒルは使用されましたが、これらの大会は開催地が固定された大会ではありませんので、ややもすると、競技場が全く利用されない年も予想されます。ジャンプ台、使用される、使用されないにかかわらず、競技場の管理は機器類を整備し、除雪をして雪面を整え、移動の足場を確保しておかなければなりません。しかし、大会を開催するには大変な経済負担と人的協力が必要であることは十分承知をいたしておりますが、1998年長野冬季オリンピックでは、日本選手が金2個、銀1個、銅1個のメダルを稼いだメモリアル競技場であります。ぜひ年1回のメモリアル記念大会が開催できますように、格段のご努力をお願いするものであります。

平成20年度事務事業評価のスキー大会推進事業に示す評価について、競技大会に照らして幾つかお伺いをしたいと思います。

まず1つ目でございますが、大会推進についての評価では、村民が要望している、村民にとって必要なことだとしているのに、総合評価では、村が行うべき事業ではないとしているまず根拠を伺いたいと思います。

2番目でございますが、今後の方向性として、村負担の縮小について検討し、費用対効果を確認するとしておりますが、最初に、村の負担を減らすための費用対効果のスケールってなんでしょうか。お伺いします。

3番目といたしまして、大会を開けば宿泊客が見込めるので開催の価値はある。受益者負担を考え、観光協会が主体となるというふうに記載されておりますが、単純に考えれば、宿泊料金の中から大会運営費の一部を負担しなさいということでしょうか。

以上、細かいわけですが、3点お伺いします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。福島教育長。

**教育長（福島総一郎君）** 高橋議員さんの方から2番目の質問ということで、施設の大会利用についてのご質問がありましたので、順次お答えをまいります。

ジャンプ競技場ラージヒルを使用した大会開催と、スキー大会推進事業に関する、最初に事務事業評価についてのご質問がございました。

まず、この1つ目として、スキー大会推進事業の総合評価でも村が行うべきことではないとしている根拠についてお尋ねがございました。事務事業評価の関係につきましては、庶務を総務課で行っているところでございますけれども、事務事業評価について少し申し上げたいと思います。

まず、事務事業評価につきましては、白馬村事務事業評価制度実施要綱に基づき、より効率的

で効果のある施策の選定及び実施した施策の客観的な検証を行い、もって次期施策への適切な反映と予算の有効活用に資するとともに、評価に対する情報を村民に公表及び説明する責務を明らかにすることを目的としているところでございます。

そして、お尋ねの中でもお話がありましたけれども、評価につきましては、事務事業を所管する部署による評価、そして所管部署で行われた自己評価を、管理職職員で構成する庁内評価委員会による再評価、そして庁内評価委員会で行われた評価を、評価委員会という学識経験者等による第三者の委員会による外部評価として行われたところであります。

平成21年度、いわゆる平成20年度実施分については、所管部署評価及び庁内評価委員会の評価につきましては、すべての事務事業の評価を実施しているところでありますけれども、この資料から、評価委員会でどの事務事業を評価するのかを最初に決定をしているところでございます。そして評価対象事務事業として選定しているということは、委員の皆さんが調書の内容から財政的見地、または関心のある事務事業と言えるかと思えます。

ご質問の総合評価の部分につきましては、今回の評価結果としては、担当課へのヒアリングも行った結果、庁内委員会、評価委員会ともに村が行うべき事業ではないということになりましたけれども、あくまでもこの事務事業評価委員会は独立した機関でありますので、村が、いわゆる村長、あるいは担当課が直接関与しているということではございません。

なお、評価結果には明記されておられませんけれども、討議の中では、関係する団体等の自主運営についての意見が出されたことは、この委員会の庶務を行っている総務課の方からお伺いをしたところでございます。

ただし、この要綱の中では、村長は評価結果を予算編成や事務事業の見直し及び施策等に反映させるように努めることとされておりますので、この辺につきましては、政策的な部分が大きく、今後、評価結果との調整を図っていかなければというように考えております。ということで、よろしくお願いたします。

失礼しました。2つ目の今後の方向性として、村負担縮小に関連して、費用対効果の物差しと大会運営費の負担についてご質問がございましたので、お答えいたします。

費用対効果につきましては、単に大会自体の収支状況での判断ということだけではなくて、その大会を開催することによって宿泊、あるいは地域全体にもたらす経済効果としてとらえているところでございます。

しかしながら、1つの例を申し上げますと、1月に開催をいたしました全日本学生スキー選手権大会、いわゆるインカレの大会を見ましても、4年前に白馬で開催したときに比べると、500人ほど参加者が減ってきているというような状況でもあります。スキー競技人口の減少とともに、大会関係者の宿泊の数も減少しまして、宿泊関係者からは期待する収入が見込めないとの声も聞いているところでございます。

多額の費用をかけて建設したジャンプ競技場やクロスカントリー競技場を、長野オリンピック以降、国際大会から国内大会に至るまで、多くの大会を開催してきていることにつきましては、高橋議員さんご承知のことと思いますけれども、特にジャンプ競技の国際大会規模になりますと、一例を申し上げますが、昨年9月に開催したF I Sサマーグランプリ大会におきましては、大会運営費用として約3,200万円ほどの経費がかかりました。その財源につきましては、その確保に非常に苦慮をしているわけですが、ご承知のオリンピックムーブメント推進協会の方から2,000万円、村の負担が900万円、入場料が100万円、スキークラブほかで200万円という収入を得ての、大会費用を捻出することができて、開催をしてきたという状況でございます。

大会招致や開催に関することにつきましては、議会でもご承知のことと思いますけれども、行政、そして議会の代表、スキークラブ、索道事業者、常設観光協会等で組織する白馬村スキー大会開催協議会で協議をし、検討いただいて、大会の誘致や開催について進めてきているところでございます。

財源確保につきましては、行政のみならず、主宰するスキー競技団体、あるいは民間からの負担金や協賛金の確保が難しい状況に加えて、次の質問にもありますけれども、多額の支援をいただいていた長野オリンピックムーブメント推進協会からのスキー大会補助は、この協会の解散に伴いまして、本年度以降をもって事業が終了するというようなこともお聞きしているところでございます。

このムーブメント推進協会の解散に伴い、基金は長野県に残金が多少あるようでして、配分されるとお聞きしております。県では現在といたしますか、22年度に向けて、配分された基金をオリンピック施設の有効活用につながる国際大会等に、一定の期間支援をしていくと、そういう方針を出しているとお聞きしているところでございます。

村でもこのオリンピックムーブメント推進協会からの補助金分を、すべて一般財源で賄うということは大変厳しい状況にありますので、新たな資金調達の仕事として、日本スポーツ振興センターからの助成を受けられるように、長野県スキー連盟と連携をして申請等も進めているところでございます。

全日本スキー連盟、長野県スキー連盟、白馬村スキークラブを初めスキー関係団体でも、それぞれの立場で財源確保にはご努力をいただいておりますけれども、オリンピック施設を活用した国際大会が、担当部局である教育委員会といたしましても、今後も引き続き開催できるように、いろんな機関と連携をしながら努力してまいりたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** ただいま施設の大会利用について説明をいただきましたが、私の聞いた

かったのは、この大会は大変国際大会になれば効果はある。だけでも費用もかかるというようなことがあります。この事務の総合評価によりますと、費用対効果をまず見きわめてから、その大会をというようなくだりがありましたので、そうなりますと、私、最初にジャンプ台のノーマルを手がけたときに、まだあの台は土の台でした。そのときに実はインターカレッジが実は来たんです。ところが、あそこにいる人間五、六人で台を整備するなんてことは不可能に近い。下は雪上車が上がらない。そんな中で困って開催地の観光協会に応援を頼みたいというお願いをしました。それは観光協会だって慌てますよね、そんな人材用意していないわけですから。そうじゃなきゃ大会ができないと。そういうことをもって、この大会はお手伝いをいただけるから費用対効果ということに対して、費用をかけなんでもできるかという、こういうことになりますと、競技大会って開催できないんじゃないかっていうことを、まず一番先に思ったんですね。

今のお話を聞いていますと、ちょっと横道にそれますが、今年のバンクーバーのオリンピックのときに、ラージヒルの皆さんシュプール見られた方おられると思うんですが、白馬のシュプールは円筒のスピルでこう切っていきますんで、横が波の溝になっていますけれども、バンクーバーの台は縦の溝でした。その結果、世界一滑らないアプローチだと、こんな評価を受けた。でも整備する者にとっては、もし縦にあれば、マーキングができれば、ものすごく使いいい台になるわけでありまして。そういうことも含めて、ジャンプ台の方のつくることについても、やはり経費を削減してやっていかないといけない時代、もっと苦しい時代が来るんじゃないかなと、こんなこと思ったからお尋ねをしたわけでありまして。

特に、大会のグレードということになりますと、その考え方の問題でありますけれども、日本の国体は、もう既に開催してくれるところがなくて、ようやく秋田の角館の方で大会を引き受けてくれるというようなことに決まりましたので、なかなかこの費用対効果の物差しというのは、私、難しいことだと思うんですが、いずれにしても行政の力を借りなきゃ、改装1つできないわけでありまして、よろしくまたお願いをしたいというふうに思います。

特に、スコアボードタワーの改装につきましてはお願いをしてあったんですけれども、いろいろ予算の都合で、またできないというようなことでありますが、あれも早急にやっておかなければ、大会を見てもわからないような大会になりますので、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

それでは、3つ目の質問に入ります。長野五輪選手の発掘と育成についてお尋ねを申し上げます。先ほど教育長の方から説明がありましたけれども、ダブるところは申しわけないんですが、割愛をしていただいて進めたいと思います。

長野オリンピックムーブメント推進協会による、長野オリンピック記念基金を活用した事業が本年度いっぱい終わるために、基金の残金を財源に、県独自で冬季競技の振興を図るとして、冬季競技強化育成推進事業費として6, 100万円が計上されました。長野県では新たに基金を

設立して、県の体協が進めている冬季五輪競技の選手発掘、SWANプロジェクトを推進して、育成事業やジュニア選手の強化などに充てる方針であるとしております。

白馬村におけるオリンピックムーブメントにかかるスキースポーツ育成振興基金についてお尋ねをいたします。白馬村スキースポーツ育成振興基金は、平成20年度末、残高約1,800万円ですが、今後の育成事業について、基金を含め予算の骨子と育成の方向についてお伺いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。福島教育長。

**教育長（福島総一郎君）** 3つ目のご質問の、五輪選手の発掘と育成につきましてお答えをさせていただきます。村では村内の小中学生のスキー選手を育成するために、白馬村スキー選手育成会に対して、平成22年度当初予算では1,000万円を負担金として計上してございます。その財源といたしまして、スキースポーツ育成振興基金の一部を取り崩して充てております。高橋議員さんのご質問の中でお話がありまして、基金残高につきましては、今年度末で約1,800万円ですので、仮に400万円ずつ取り崩して、この事業を行っていくということになりますと、5年後には基金もなくなるという状況にはなります。

一方で、白馬村スキー選手育成会では、個人会員、法人会員合わせて約300万円の賛助会費と、村からの補助金を合わせた1,300万円を収入財源として、スキー選手育成事業を行っているところであります。

担当部署の教育委員会といたしましては、基金の有無にかかわらず、毎年度、現在のところでは1,000万程度の補助を行いながら、子供たちのスキー選手としての育成を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、基金を取り崩していけば底を尽きるから、じゃあその時点でその分を全部減額して、育成事業を縮小するというのではないことを、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** 昨年の予算会議のときに、もう基金は尽きちゃうんだけどという話を、事業課の皆さんとしたことありますが、使うのはあつという間だと思うんですよ。ところが選手育成って、長く非常に時間がかかると思いますので、またこの辺を考慮して、基金に温存する、体協はこれは仕方ないと思いますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

もう1問追加質問でお願いをしたいと思います。バンクーバーで団体を制したオーストラリアチームは、国立スキー学校持っていて、14歳からトップ選手になるまで、一貫教育を施しているようであります。日本は育成システムに問題があると指摘されておりますが、10歳のとき、長野オリンピックを見た選手が、すぐにジャンプ少年団に加入して、中学を卒業して1人でフィンランドに渡り、コーチ宅に住み込みながらトレーニングをして、10年後の今年、バンクーバー五輪に日本代表として出場いたしました飯山出身の竹内拓選手の生い立ちであります。

我が国でも、毎日その日の収穫高で判断せずに、まい種で判断しなさいというお話もあります。時間をかけた強化指導と、そして国の力を借りて加盟団体と連絡を図りながら競技力を向上していくことが大変重大であると考えますが、この辺の連携については、長野県、あるいは国との連携、こんなものについて何か考えがあればお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。福島教育長。

**教育長（福島総一郎君）** 高橋議員さんの方からは、追加質問ということで、競技力の向上につきましてご質問がございました。これは国レベル、県レベル、そしてまた観光で生きる村レベルで、いろいろこの問題につきまして経費的なこともあり、また組織的なこともあり、今までもそれぞれのその担当の職員の方も検討されてきたことだと思いますけれども、それについての具体的な考えが、今どうだというものは持っていませんけれども、98年のオリンピックが、6年半くらい前に白馬が会場になるというようなことで、平成3年に長野に決まって以降、たまたま私も平成4年からオリンピック会場へ勤めておまして、それを契機に、オリンピックに出場できる選手を育成しようという村民の機運が高まって、今のオリンピック選手育成会というものが、平成4年でしたか、設立がされました。これも1つの選手強化の方策だというふうに思っておりますし、またそれが功を奏して、今度のバンクーバーに6名も選手が白馬村で育って出場したというようなこともありますので、村だけでなく、今、日本の国ばかりでなくて、国際的にも優秀な選手を育成することについて、いろいろな問題を抱えているということをお聞きしております。

それは1つには、選手強化費の問題かと思えます。その方策について、やはり関係機関、あるいは国レベルでも、十分にその選手の育成ができるように取り組んでいかれることを、今、大会を担当している教育委員会の部署としても思っております。

また、議員さんを初め村民の方々もいろんな知恵を發揮しながら、県等へも要望できることはしてまいりたいという段階のことしか申し上げられませんが、よろしくお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** 通告をしないで恐れ入りますが、この間ちょっとテレビ見ていたら、ある番組がありましたので、その件について、おわかりでしたらご質問をさせていただきたいと思えます。その番組はスノーレッツはどこへ行ったという番組でありまして、今、長野オリンピックのときのスノーレッツは、各市町村に何本か分けたそうでありますけれども、1つは五竜とおみのホールに、何か5つスノーレッツが並んで飾っていて、お客様は非常に和んでいる様子が報道されておりましたが、白馬に2つ来たはずのスノーレッツですが、1つはどこに行ったかわかりませんが、1つは倉庫の端に何か、もう使用不能になって寝ているというお話をお伺いしたんですが、値段を聞きますと、あれ1個50万で、5個で250万なんですね。そういうものが再現できれば、村民ホールでもどこで置き場所あると思うんですが、おわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。篠崎教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（篠崎孔一君）** 現在、スノーレッツについては、かなり破損している状態がありまして、展示というような状況には至っておりません。ウイングの倉庫に保存しているという状況でございます。

オリンピックのメモリアルとしましては、記念館等をつくりながら、現在そういった施設の中でできる限りの展示をしているという現状でございます。ただいまの高橋議員さんのご質問に対しまして、今後そういった状況もさらに確認をしながら、どう活用ができるかというようなことも、また検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

**第11番（高橋賢一君）** 用意いたしました質問がすべて終わりましたので、先ほど申し上げましたように、SWANのプロジェクトの推進に大きな期待を寄せ、またオリンピック選手に夢をはせながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（下川正剛君）** 第11番高橋賢一議員の一般質問を終結いたします。

次に、第12番小林英雄議員の一般質問を許します。12番小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** 12番小林英雄です。私は今回、昨年12月に読売新聞で報道された融雪剤契約と異なる製品の、あの問題の記事でございますが、それから端を発した、この融雪剤の問題について質問をさせていただきます。

朗読をさせていただきます。記事にもあるとおり、私は契約と異なる製品の提案も受け入れも、これは問題だったと思います。それはなぜかと言いますと、それでは何のための契約かということになるからであります。本当に必要だったら、決められた手順で、きちんと契約の変更を行うべきだったと私は今でも思っております。

村長は今回の事件で、業者側、行政側、それぞれ何が一番大きな問題だった、問題点だったか、何だったと考えていらっしゃるか、端的にお願いをいたします。

それから、山田工務店に対する指名停止の理由と根拠条文を説明していただきたい。

それから、山田工務店との契約を財務規則128条1項で解除したと、全員協議会でそういう説明がありました。この条項は内部規則で、対外的には契約書などで明記しなければ効力がないのではないかと思います。

次に、山田工務店に対して損害賠償を求めたということですが、その根拠となる条文と算定基礎を説明していただきたい。また、契約と異なる物品に対して支払った公金の返還は請求しないのかという問題であります。

それから、この一連のことに関連して、職員に対しての処分があったら、その理由、根拠条文を説明していただきたいと思います。

それから、今後のことにも関連しますけれども、塩カル、塩化カルシウム、塩カルよりも環境

に優しいものとして、低塩化物有機酸系を導入したんだと思います。低塩化物有機酸系を山田工務店と契約を解除したなら、ほかの業者から購入してまくべきではなかったのではないのでしょうか。

さらに、低塩化物有機酸系融雪剤の購入予定数量と推定総金額はどうなっているのでしょうか。契約には必須の事項ではないかと思しますので、質問をさせていただきます。

それから、2月24日の全員協議会で、そこでの説明では、今回問題になった融雪剤は韓国のソウルにある製造販売会社のジェイマ社が、中国天津のチャングル社に製造を委託したものを山田工務店が輸入した製品とのことですが、今後は国内産に限定する考えはないのでしょうか。

いろいろ申し上げましたけれども、順次端的にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 小林英雄議員からの融雪剤の問題についてご質問をいただいております。7項目にわたって質問をいただいております。順番に従ってお答えをしてみたいと思いますけれども、私の説明で足りない点については、また担当職員、副村長をして答弁もさせますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の、融雪剤が決められた手順で変更契約の手続を行うべきだったと思うがとのご質問でございます。これにつきましては、小林議員ご指摘のとおりだと思っております。今回は、高品質、高価格のものを試験的に使用して、その効果を見るという目的があり、継続的な使用でなかったため、安易な取引をしてしまったことが、大変大きな原因だと思っております。しかし、村が求めていた低塩化物有機酸系の凍結防止剤に変更したことは、何ら問題のないものと考えております。

2番目の、業者側と行政側の最大の問題点はとのご質問でございます。行政の最大の問題点は、購入契約における事務手続に仕様書がないなど多くの適切でない点があったことと、環境に優しい凍結防止剤を散布することに対する認識と、知識が欠如していたことだと思っております。

業者としての問題点については、あくまでも私としての感想ではありますが、変更を提案した際、書面によらず口頭で行うとともに、品質等を証明する書類や、製品のサンプルを示さなかったことであったと考えております。

次に、融雪剤問題の事後処理について、1つ目の、山田工務店に対する指名停止の理由と根拠条文を説明してくださいとのことにつきましては、お答えとして、今回の凍結防止剤購入に関して、村が見積もり依頼時に示した低塩化物有機酸系と指定した製品が、結果として指定した製品と異なる製品で納入されたことは、契約の相手方として不適切な行為があったと認められることから、白馬村建設工事等入札参加資格者にかかわる指名停止要綱、別表第1の3にある、村が発注した建設工事の施工に当たり、契約に反し、工事等の契約の相手方として不適当と見られると

きという定めにより、建設工事等請負人選定委員会の協議を経て、3月2日から2カ月間の指名停止処分を行ったところでございます。

次に、2つ目の契約解除の効力についてのお尋ねであります。契約解除の理由は、白馬村財務規則第128条第1項第1号にある、契約の履行について不正の行為があったときといたしました。財務規則は地方自治法の委任を受け定めたものでありますので、対外的な効力を有していると考えております。なお、民法第570条に、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、契約を解除することができる規定をされていますので、申し添えておきたいと思っております。

次に、3つ目の損害賠償の根拠条文と算定基礎、及びCタイプに関する代金の返還請求についてはのお尋ねであります。3月3日に受注者に対して損害賠償を請求いたしました。損害賠償の根拠は、民法第415条の定めによります。

損害賠償金の算定基礎を説明いたします。1つ目は契約不履行、すなわち契約を解除したことにより発生する損害として、契約解除後に購入した塩化カルシウムとAタイプの購入差額分、7万5,075円でございます。

2つ目は、村が実施した契約の適正履行を確認するために要した費用である各種の分析試験費用31万400円でございます。その合計額である38万5,400円を損害賠償額といたしました。Cタイプは村が期待する融雪系効果も得られており、特に不利益はなかったと判断をしておりますので、代金返還を請求する予定はございません。

4番目に、職員に対して処分があったらその理由と根拠条文を説明してくださいとのことにつきましては、職員に非違行為があったときになされる処分を懲戒処分といい、地方公務員法第29条にその定めがあります。

処分理由としては、1つとして、法律、条例、規則、もしくは規定に違反した場合。2つ目に職務上の義務に違反し、または職務を行った場合。3つ目には、全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合などと規定をされており、任命権者が懲戒理由に該当すると認められる行為の原因、動機、結果、影響などを勘案した上で処分するかどうか。また処分する場合、その内容について決めるべきものであります。

また、職員の懲戒手続等につきましては、条例で定めなければならないとされており、職員の懲戒に関する条例による取り扱いをいたしました。なお、決定に当たっては、懲罰委員会を開催をし、その報告をもとに決定したことを申し添えておきたいと思っております。

次に、融雪剤問題の今後についてであります。解除後の凍結防止剤購入は、同じ低塩化物有機酸系とすべきではなかったかとお尋ねについてであります。問題となりましたCタイプの成分分析結果に疑問があり、成分が違つたとすれば契約は解除となるため、1月25日の納品を最後として、調査結果が出るまでは塩化カルシウムを散布することにいたしました。再度見積もりをとることも検討いたしました。この問題に起因して、凍結防止剤に関し調べたところ、その使

用を決定するには時間がかかることや、納品をストップしていても契約は継続していることを考慮し、塩化カルシウムの散布といたしました。

契約解除後の散布についても、随意契約により環境に優しい凍結防止剤を考え、購入することも考えましたが、今回の事件を考慮すれば、随意契約とする理由が見つかりませんので、競争入札で相手方を決定すべきであること、また仕様書の作成ができないことなどの理由で、既に単価契約を行っている塩化カルシウムの購入とした次第でございます。

次に、融雪剤の購入予定数量と推定総金額についてのお尋ねであります。過去の実績により、見積もり依頼時点での購入予定数量は、低塩化物有機酸系で60トン、塩化カルシウムで40トンと推定していました。なお、購入予定金額は合わせて400万円でございます。購入予定数量を明示すべきことは、小林議員ご指摘のとおりであります。22年度からの購入は仕様書を作成し、その中で使用予定数量を明示してまいりたいと思っております。

次に、3つ目の今後は国内産に限定する考えはありませんかとお尋ねについてでございます。今回問題となりました凍結防止剤は、中国の工場で製造されているものであります。また、今回見積もりを提出した他社の製品もその製造工場は中国にあると聞いていますし、これら塩化物と有機酸を混合した凍結防止剤のほとんどは、中国で製造されているとも聞いているところであります。

また、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化マグネシウムといった凍結防止剤は、国内産と比べ中国製の方が安いと聞いていますし、非塩化物の凍結防止剤も、中国やアメリカでつくられたものが多いように聞いております。私たちの身の回りには、外国の工場で作られた製品がたくさんあり、それをすべて否定すべきものではないと考えております。

次年度に向けては、さきの産業経済委員からのご質問にお答えをしましたように、今回の凍結防止剤購入の事務手続においては、正すべき点が種々ありますので、積雪寒冷地の実情を収集するとともに、散布量を減らすことも含め、検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お尋ねの件について答弁をさせていただきました。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** 最初の質問なんですけれども、この山田工務店がCタイプと称して、非常に効果はあるし値段も高いけれども、同じ価格で結構だと、使ってみないかと、そういう経過でございます。それで実際にまいてみたら、それはまがい品だったということがはっきりしたわけですね。

その山田工務店が推奨した商品、Cタイプと称するものが、実際はああいう事件が起きてしまったわけなんですけれども、そのときに説明を、これどなたかそういう具体的な説明を、いい品物だと、価格は高いけれども同じ価格で結構だということで、その場でのやりとりが当然あったわ

けですけれども、そのときにですね、その商品の在庫確認といいますかね、そういう確認はしなかったんですか。そういういいものがたくさんあるということが用意されているんだったら、もしそれがよければね、よかったら、非常に効果がある、しかも高いけれども同じ価格でいいと。そういうふうに山田工務店から言われて、それを実際に使用したわけですけれども、そのとき、そういういいものがあるんだったら、実物を確認するということはされたんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 在庫確認については、受注者側から90トンまでなら提供できるというふうな協議がございました。実物の確認というところなんですけど、先ほど村長が答弁で申し上げましたように、一応当時サンプルの提示というのを求めなかった、サンプルの提示もなかったし、こちら側からも求めていなかったということでございます。以上です。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** この最初のこの問題なんですけれども、今回その散布したものはCタイプではないということが明らかになったわけですね。山田工務店が説明したCタイプの実物が存在するとかしないとかという、そういう確認が90トンということなんですけれども、ほかにもAがあって、Cがあって、だったらBもあるんじゃないか、そういうふうに思われるわけですよ。ちょっとこのやりとりがまだ非常にあいまいなんでね、とても全容が解明されているとはとても思えない。やっぱりできれば山田工務店に本当はどうだったのかということ、現実起きてしまったことがもう重大なだけにね、やっぱり事情聴取はしてみたいなという感じがいたします。

そして、その山田工務店に対する指名停止の理由と根拠条文ということで、今ご説明をいただいたんですけれども、これは正当な理由がなくて契約を履行しなかったという、そういう解釈よろしいんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 業者に対する指名停止の理由でありますけれども、今、村長申し上げましたとおりでありますけど、指名停止の要綱の中で申し上げましたとおり、村が発注した建設工事等の施工、今回の場合は凍結防止剤の納入に当たり、契約に反し、提示したものと違うものが納品されたということで、契約の相手方としては不適切と認められるということで、措置要件基準の範囲の中で検討し、2カ月という判断を下したものであります。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** つまり、だからあれでしょう。きちっと契約不履行ということに私はやっぱり私はなと思うんですよ。

次の、その山田工務店との契約を、財務規則第128条1項で解除したと、こういうふうに述べられているわけですね。これもこの内部規則、この条項は内部規則で、対外的には契約書など

で明記しなければ効力がないのではないかという、そういう質問なんですけれども、これは有効だということで先ほど答弁がありました。これは私どもも、まだこの法律の条項ですとか研究が足りませんのでね、いろんな法律があります。どれを当てはめるかということも、大変難しい問題だと思うし、めったに起きない事件だったので、こちらもこれから研究をいたしますけれども、内部規則、法令解釈、今後ともこれお互いに研究する余地があるんじゃないかというふうに、私はそういう感想を、今、答弁を聞かせていただいてそういう感想を持ちましたので、これにとどめておきます。

その次の、山田工務店に対して損害賠償を求めた、その根拠条文と算定基礎を説明してくださいというふうにお尋ねをいたしました。つまり契約と異なる商品、物品に対して支払った公金の返還請求はしないのですかというふうに伺ったわけですね。伺いますけれども、いわゆる正しい商品ではなかったと、求めた商品ではなかった。つまり契約に沿わない商品ですね、そういうふうに言っていると思うんですけれども、その商品を山田工務店にはトータルで幾ら支払っていますか。そのことをちょっとお聞かせください。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 合計額で101万9,813円でございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** つまり違反、求めたものと違う商品に対しての支払いが101万ということによろしいわけですね。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** はい、そのとおりです。

**第12番（小林英雄君）** よろしいですか。それは、だったら当然、求めたものじゃないものを101万も公金ですよ。これは全額というか、とにかくやりとりで、いろんな手違いもあったかもしれないけれども、要らないもの、要するにCタイプと称していたものが、全く村が求めたものと違ったものを公金を支出して払ってしまったと。これね、先ほどもそのとおり契約を履行しなかったということがはっきりしているわけですから、その支払いは当然返還するのが当たり前じゃないですか。いかがなんですか。お答えいただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今いろいろなご質問いただいておりますけれども、先ほどのご質問の中で、製品がまがいものというような表現がありましたけれども、私どもとしましては、先ほど村長ご答弁申し上げましたように、融雪効果があったというふうに認めておりますし、凍結防止剤の区分で言えば、凍結防止剤に間違いはないわけでありまして、その点については先ほど言いました繰り返しになりますけれども、融雪効果があったということで、融雪剤としては認めております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** いやあ、もうそれはおかしいですよ。求めたものと違うわけですから。明らかにこれはもう契約した商品とね、つまり認めた、求めたものと違ったものだったんですから、返還を求めるのは当たり前じゃないですか。これは通用しませんよ。求めたものと違うもの、もう明らかではないですか。これこんなことをやりとりすることはやっぱりおかしいと思います。これは、これは皆さんね、聞いていらっしゃる方は皆さんそう思いますよ。102万、101万ですか。これは押し問答していてもしょうがないんで、うまく、これはもう私は極めて常識的な話だと思いますので。

それで、このことと、もうすべてこの凍結剤、融雪剤の問題は関連してくるんですけども、職員に対しての処分、これはいろいろ今まで最初の村長のお話もそうですし、それから産経のときのいろんな時系列的に、いろいろ説明を聞かせていただいておりますけれども、こう事務上初歩的なミスという言葉が非常によく使われるわけですよ。まだそういう何と言うんですかね、事務執行ですとか、契約変更のことでも、単なる不注意で、あるいは初歩的なミスでというような言葉が非常に目立つわけですけども、これはまだ継続中といいますかね、まだいろいろ知りたいことも、まだ不透明な部分もあるんで、そのために、今日、私もここに立っているわけです。いろいろお尋ねしたいことがあるんで、こういう一般質問も成り立っているわけですから、やっぱりそういうことがね、そういう事務上のことから、その契約上のことから、まだ今までそういういろんな手続上のことで、不備な点がいっぱいあるっていうことが考えられるわけですね、そういうものを二度とこういうことが起きないようにするための、いろんな手だてをこれから考えなければいけない段階ですね、これは職員は、特に建設水道課の職員の皆さんだろうと思いますけれども、これ実際にもう処分というか、処分というのは言葉きついですけれども、一定の処分をされて、これは何人の方処分されたんですか。そのことをちょっとお答えいただけますか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私、副村長を初め、職員3名、計5人を処罰の対象といたしました。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** 先ほどいろいろ処分の対象に値することで、いろいろ正当な処分をしたというふうに、一応この場では解釈させていただきますけれども、今回の問題というのはね、私は職員の皆さんがその職務を怠ったというようなふうにはとても思えないんですよ。いろんな基準で処罰された、処分されたというふうには伺っていますけれども、今伺いましたけれども、これは、この役場の体質と言ったらどうなのでしょう。その役場全体としてね、特に、たまたま今回はこういう凍結防止剤の問題で、それに端を発したわけですけども、今までのこの経過から見てもね、安易な事務処理が実際に行われていたということは事実だと思いますしね、それからいわゆる稟議書ということをよく言いますが、あの稟議書に、もうそれぞれ各課の皆さんの印鑑がもうたくさんこう押してあるわけですね、それが何かこう判を押せばいいというもん

じゃ私はないと思うんですよね。担当者や担当課長、そのほか、今この3名というのは一般職の方なんでしょうかね。とにかくいろいろな方が関与されたということは確かですね。

これはまだそういう意味ではね、全容が決して解明されているわけではないと思うんですよ。そういうものが一通り終わってから、こういう処分というのは決められるんじゃないですか。私はそういうふうに考えますけれども、どういうふうに思われますか。お答えいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 小林議員から、こうした事件が起こった原因が解明されていないとおっしゃられますけれども、私どもも内部といたしましては、この事件が起こった原因についても、すべて発生原因を把握をいたしているつもりでございます。そうした反省といいますか、検証に基づいて処分をしたわけでありますので、ちょっと小林議員がご指摘の、問題の本質が解明されていないと、このようにおっしゃられていますけれども、ご指摘のように認識の問題、意識の欠落というようなことが大変大きかったと思います。

一つ、この起案をする者の責任、そして押印をした者の責任の重さ、当然そういうものについては回るわけであります。そしてまたその購入等記載、そして決裁に当たっては、こうしなければならないということが、規則の中で明確に明示をされています。先ほど、私の1回目の答弁の中で根拠条文等もお示しをいたしましたけれども、そうしたものをきちっと守っていただければ、こういう事故にはつながらなかったと、このように考えております。

また決裁権の問題につきましても、単価契約であったがために、担当課長のところですべて処分してしまったというようなこと、また本来の決めに戻りますと、単価契約の単価は少なくとも、使う予定総額が400万を超えるということになれば、さらにその上位者の決裁が必要だったというようなことも、我々が憶測、推測で処分をしたわけでないことは、ぜひご理解もいただきたいと思っておりますし、その条例等も、小林議員当然目に触れることができるわけでありますので、またお確かめをいただければと思っておりますけれども。

私の個人的な考えとすれば、今申し上げましたように、本当にその初歩的なミスという言葉を使いましたけれども、小林議員にはちょっとお気に召さないように聞かれますけれども、全く規定条文等があるにもかかわらず、それを守らなかったということについては、やはりその職員の責任に帰す部分は、大変大きいものがあると思います。そういう規則があるにもかかわらず、安易に考えて処理をしたということは、日常の勤務に臨む姿勢の問題、緊張感の問題があったというふうに考えておりますし、そうした姿勢、緊張感の問題については、一つ建設水道課の問題ではなくて、全課にかかわることと認識をし、私も朝礼で強く職員に求めたところがございますので、その処分に至った経過については、くどいようですが、そうした根拠ある条文等に基づいて、そして懲罰委員会等にもかけながら最終決定をしたということで、ぜひご理解をいただきたい

いと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** 議長、あと時間どのくらいでしょうか。ちょっと最初から。

**議長（下川正剛君）** まだあります。

**第12番（小林英雄君）** ありますか。初歩的なミスが気に入らないと、別に村長が繰り返しそういう言葉、また庁内の方からも、ごく初歩的なミスだというふうに、そういう言葉が、やはり言葉のように聞かされているものですから、それでそういうふうに申し上げたわけです。

やはりね、これはこの融雪剤問題にかかわらずね、やはり要するによくマニュアルという言葉が今ありますけれども、例えばきちっとしたそういう手続条項もあるでしょうしね、やはりこれ建設水道課に限らずというふうに、今いみじくも村長は言われたんで、これは引き続き、やはりきちっとそういうものがね、例えば融雪剤の問題で言えば、よく言われる仕様書という、きちっとしたものがありませんよ。そういうものは白馬村にはあるのかなのか。それはちょっと今お尋ねすることとはちょっと外れますので申し上げますけれども、ちょっと先に進ませていただきます。

塩化カルシウム、塩カルよりも環境に優しいものとして、低塩化物有機酸系を導入したんだということは確かだと思うんですけども、要するに山田工務店と契約を解除しちゃったと。で、やはり当然私はやはり繰り返しますけれども、ほかの業者から、目的が違うわけですからね、ですから当然それは手配すべきだったということは申し添えておきます。

結果として、どっちでもいいということになっちゃったわけですよ。だったら経費節減の面からでもですね、とにかく統一して、できるだけ安いもので、それなりの融雪効果があるもので、これ1本でいけばいいなというふうに私は思います。今回は、この有機酸系についてはどうするか、まあ時間がなかったというような意味のことをおっしゃられたんで、これもうしようがないかなというふうには思います。

しかし、先ほど課長の方から60トン、40トンという、そういう数量も出てまいりました。やはり予算を執行する上で、低塩化物有機酸系融雪剤の購入予定数量、推定総金額、これは契約には絶対的に必要なものだというふうに私は思っております。こういう予算執行に当たっては、契約に必須の事項である予定数量、業者見積金額、契約する上で大変重要な事項だと思います。また推定総金額、予算とのかかわり、購入、契約の権限、課長か副村長か、あるいは村長かを決める、これは重要な事項になるわけですよ。予定数量、それから推定総金額。

これは今の私の手元に、これは長野市の仕様書なんですけれども、専門家でなくても、非常に完璧な仕様書があるんで、こういう仕様書があれば、それに基づいて事務を進めれば、事務作業を進めれば問題はなかったんでないかなというふうに私は思います。

今回ですね、もう一度読ませていただきますと、4月24日の全員協議会での説明では、今回

問題になった融雪剤は韓国のソウル産、製造会社ジェイマ社が中国天津のチャングル社に製造を委託したものを山田工務店が輸入した製品とのことですが、今後は国内産に限定する考えはありませんかという質問に対して、前回の村長のお話でも、輸入に頼らざるを得ないような状況だということも伺っております。価格の点でも納得のいく価格かどうかは、ちょっとわかりませんが、とにかく長野市では、輸入品は輸送上の関係などで、数量の確保や品質の安定に不安があるという、そういう見解なんですね。長野市ですよ。いろいろ問題があったんでしょう。ですから国産品に限定していますね。このことは、今後検討すべきことだと私は思うんですが、見解はいかがでしょう。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 小林議員から、先ほど第1回目の質問で、国産品にすべて変える予定はないかという話をお聞きいたしました。それは価格等の問題もありますし、それから安定供給の問題もあります。いろいろクリアした上で、どこの製品であろうと間違いなく納入をされるという保証、担保されるものがあれば、それはそれで考えていくべきだと、このように思っております。

ちょっと本筋から外れるかもしれませんが、私自身もこの問題が起きるまで、本当にこの融雪剤というものを詳しく、技術的な面も含めて、また理論的にも十分理解をしていたわけではありませんが、問題が発生してからいろいろな資料等を読みながら、自分ながらにも知識を得たつもりでおりますけれども、そうした浅学な知識ではありますけれども、低塩化物の融雪剤を使うというのが、全国一般的に採用される基本的な基準になっているように思います。そうしたことから低塩化物、その塩化物に含まれる塩化ナトリウムとカルシウム、あるいはマグネシウムの混合割合にもよるでしょうけれども、それをもって、やはり低塩化物と表示をしているのが多いようにも思います。そういうことからすれば、非常に我々の行政の職員も、知識がなかったことから、そこにプラス有機酸系という文字をつけ加えたことも、大変問題を複雑にしたことあるのかなど、こんな認識をいたしております。

そうしたことから、この低塩化物有機酸系の融雪剤、有機酸がどの程度融雪に効果があるかどうか。あるいは持続性のあるもの、即効性のあるもの、いろいろ内容が変わっております。そしてこの有機酸系の混合割合の資料によりますと、2%から5%の間で限定をされているように思います。学者の話によりますと、有機酸系が間違いなく効果があるものなら、2%から5%の範囲でとどめる理由は何とか、あるいは環境に優しいというような言葉も出ておりますけれども、今環境に優しいとする国の基準とか決まっているわけではございません。それぞれの製造メーカーが。あ、長いですか、答弁が。（「どうぞ」の発言あり）

ですから、いろいろなことを総合して決めなければいけない、決めるには今申し上げてきたような諸事情、いろいろ検討しなければいけない難しい問題がある。そういうことを今後取り組みをしながら、また情報収集をしながら、新しい年度に向けての融雪剤を決定をしていきたいと、

こういうことも委員会等でも再三お話をしてきたところでありますので、ぜひそんなこともご理解をいただいて、今後の決定についても、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は答弁を含めてあと8分です。質問はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** 私は、今ただ国産にね、切りかえたらどうかということをやったわけです。ですから、今のようなお話されると困るんですよ。要はね、簡単なんです。外国産の場合ね、長野の仕様書を参考にさせていただいているんですけども、船で来る、海がしける、1カ月近く納入がおくれる、それから仕入れが不安定、こういうことは実際にもう起きているわけです。日本と外国のそれぞれの業者間で年間数量を契約するため、雪の少ないシーズンは日本の業者に在庫が余ったりすることもある。外国で製造時に粒の状態でも、輸送の時点で傷むこともある。それから日本で使用するときに、粉々になったり扱いづらい、ほこりがすごい。これね、とにかく天下の長野市ですよ、その仕様書に明快に書いてあるわけです。

それから国産の場合はね、国内で製造し、陸路、高速道路、そういうところを輸送経路にするために仕入れが安定している。これは極めて常識的な話だと思いますよ。それから在庫状況を見ながらの製造となるため、在庫不足や在庫余りが生じない。陸路で輸送するため、荷の傷みがなくて粒の状態で納入されるというような、こういうことで、国内産に限る理由というのはここに、まあご存じだと思います。でもこれね、これだけ明快に言っているわけですから、国内産に限ってはどうかということをお願いしたわけです。

これ研究課題だと思いますよ。これからもまた輸入品だけに頼る、輸入品だけとは言いませんけれどもね、やはりこういう考え方を研究する必要は大いにあると思います。国内産はやはり使うべきだと、できることならね。多少価格の問題はあるにしても、そういうふうに私は考えて、むしろ提案をさせていただいたような格好です。

とにかく、いろいろ申し上げましたけれども、今までの村長のいろいろご答弁をいただいたわけですが、やはりまだまだこう未熟さが目立ちます、事務上の手続。それから全容解明という言葉は非常に大げさですが、まだまだ検証すべきことがたくさんあると思います。

それから、その契約ですね。購入、契約書類、予定数量、推定金額、その金額に基づいて決定権者が、それが決まるわけですよ。今の場合、今回の場合ね、例えば50万円を超えるので、それは副村長に決定権がある、それを課長が決定したというようなことも考えられるんじゃないですか。

それから見積書ね、これはFAXで受ける。FAXで提出を可能にしたりしているんですね。これはどうかと思いますよ。それから契約書に必要事項が記入されていない、そういうものがままたま見られます。これをあえて言えば、やっぱり事務処理の未熟さというふうに言ってもいいと思うんです。そういうことが多数見受けられるようです。いろいろ調べさせていただきました。

れども。

やはり先ほども内部規則といいますか、財務規則、事務処理規則というものがきちっとあるわけですから、村民といいますか、住民のためにも適切な事務処理を研究して、ぜひ間違いのないように心がけていただきたいと思います。

それから関連なんですけれども、これはぜひ伺っておきたいんですけれども、読売新聞に抗議をされたということですね。これは読売に端を発しているわけですから、当然読売の記事が正当かどうか、私は結果的にはあの報道そのものは別に間違いではないわけですから、それに対して抗議文を出した、抗議という形で。それで、これはもしあれが捏造記事であったり、間違った記事であったりね、そういうことであれば抗議は当然ですよ、白馬村の名誉のためにも。これは事実、そういう村の名誉にかかわる問題ですから、そういう抗議文を出す場合には、これは村長名で出されたんですか。そのことをちょっとお伺いしたい。

それからもう1点、これはもう最後になりますけれども、山田工務店というのは、私は工務店という名前のおり、その建築関係の仕事をなさっているというふうに、だれしもそういうふうに思われる方が多いと思うんですけれども、今回初めての入札ですよ。初めて加わられた方ですよ。そういう過去の実績という点でね、ちょっと私は疑問が残るんですよ。それはだからといって、だから問題だと言っているんじゃないでね、やっぱり初めてそういう入札に参加されて指名を受けられたということなんですけれども、その結果がこういう事態を招いたということで、ちょっとその辺で村長の見解を伺っておきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今までの経過等については、今、小林議員お尋ねのことは、委員会等でも再三申し上げてご理解をいただいているものかと、こういうふうに思っておりましたがけれども、なかなかご理解をいただけないようでありますけれども、私も決して偏ったものの考え方をしているわけではなくて、少なくとも結論を出すには、それなりきの根拠に基づいて出す、透明性を高めるということは、もう信じていただけるかどうか、私は基本的にそれをこの村長職にあるときは必要以上に信条としてやっているつもりでありますので、その辺のところはぜひご理解もいただきたいと思います。

国産の問題についても、声を高くして小林議員おっしゃられましたけれども、それなりきのやはりいろいろな手法を探ってみる、そうしてその結果、今、小林議員が言われたような製品の担保が安全な製品として、確実な製品として担保されるものがあるならば、考えの中に外国産があっても国内産があっても、それを最初から国産品でなければと、ものを断定して言わなくてもよろしいのではないかと、このように思っております。

**議長（下川正剛君）** 村長、時間がないので、その2点について、簡潔に答弁をお願いします。

**村長（太田紘熙君）** 山田工務店が入札に応札をしたということは、初めての経験と、融雪剤に対

する入札は初めてだと、こういうことでありますけれども、工務店をやっている方がいかなる業種を業として営まれようと、それを理由に入札を拒む理由にはならないと、このように理解しています。

**議長（下川正剛君）** 村長名で抗議文は出したかっていうのは。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 抗議文書をどのように出したということでもありますけれども、これにつきましては、12月29日に新聞報道されまして、その取材を対応しました課長名で出したということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 小林議員の質問時間が終了いたしました。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

**議長（下川正剛君）** 再開をいたします。

第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 2番篠崎久美子です。今年の夏、当村は任期満了に伴う村長選を控えております。現村長が出馬の意向の有無をきちんと表明することは、次の白馬村のビジョンを村民が抱くときに非常に重要な要素になると思われまふ。そのためにも、本日、太田村長の出馬の意向をお伺ひしたいと思います。

また、村長は、「変えよう！私とともに」をキャッチフレーズに、政策の3本柱として大きく3つのマニフェストを掲げていらっしゃいます。それは観光産業の活性化、身近な行政の創出、元気な子供の創出ということです。ご自身が掲げられたマニフェストの達成度は、自己採点をされると一体どれぐらいにお考えになっていらっしゃるか、判断されていらっしゃるかを、あわせてお伺ひいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎久美子議員からは、3つの質問の通告をいただいております。

まず1つ目、次期村長選についてのご質問でございます。お答えをさせていただきたいと思ひます。昨年の12月定例会でも、お2人の議員から、間もなく1期目の任期が終わる時期を迎えるに当たり、2期目に向けての姿勢をお尋ねいただきました。そのときには、与えられた任期を全うすることに専心をし、しかるべき時期に意思を表明したいとお答えをしてきたところでございます。本日、この定例会でも篠崎議員、そしてまた太田修議員から、2期目に向けての姿勢についての質問の通告をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思ひます。

21年度最後の3月定例会を迎え、そして私の任期もあと4カ月余を残すのみとなり、改めてこの3年半を振り返ってみますと、大きな変革のうねりの中であった、あっという間の3年半ありました。バブル経済とスキーブームにより、民宿発祥の地と言われる当村から、スキー観光

地としての発展は大変目覚ましいものがあり、白馬全体の様相を一変させましたが、1980年後半から始まったバブルの崩壊とともに、スキー産業も下降線をたどり始め、オリンピック後もスキー客の減少に歯どめがかからず、冬のスキー観光で発展してきた村の実情は大変厳しいものとなり、村民の間には閉塞感と、停滞している村政の流れを何とかしなければ村の将来はないと心配をする声が強くありました。そんな厳しい状況下での村長就任でありました。

立候補のときに掲げた、このすばらしい山岳景観と自然景観を持つ白馬村に生まれたことに感謝と誇りを持って、この自然を守り育て、共存しながら、人と人が支え合い、心豊かに日々過ごすことのできる村、これからも住み続けたいと思う村、官民一体となり協働による活力ある村の構築を目指し、これを進めるためのキャッチフレーズとして、「未来に希望を、明日に豊かさを」を掲げ、就任後もこの思いで村民の幸せのために村政運営に誠心誠意、精いっぱい取り組んできたつもりでございます。

公約は、財政問題を初め大きく3つを掲げて、その実現に向けて取り組んできました。掲げた公約については、大方実現をしたものと考えておりますが、まだ現在進行中のもの、また世界的な経済不況の影響を受けて、その進捗のスピードがダウンしているものもあり、さらにはいろいろな状況から緒についたばかりのものもあり、4年間で完結できなかったことも多々ございます。

長年続く景気の低迷状況から脱却することは、1村の力、そして努力だけでは実を結ぶものではありませんが、村の基幹産業である観光産業の活性化を初め、活力ある村づくりのために進めてきている施策を道半ばで投げ出すことは、村民の幸せのためにはつながらないと考えるとともに、村内に閉塞感漂う状況を改善するために、今ここで村政の停滞をさせるわけにはいかないと考えております。

村民の皆様のご理解がいただけるなら、村民目線での村政運営に今まで以上に心がけ、次期も引き続き村政の旗振り役をさせていただき、村の発展のために頑張りたいと決意をいたしましたので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、私が掲げたマニフェストの達成度について、自己採点をするほどどれくらいと判断しているかとお尋ねでございます。今申し上げましたように、掲げた公約は健全財政を大前提としながら、1つには身近な行政の創出、観光産業の活性化、元気な子供の創出の3つを掲げて、取り組みをしてきたところでございます。

個々の事項についてお示しをすることは大変時間もかかりますけれども、身近な行政の創出においては、情報の公開の徹底、そして住民参加の行政運営、行政運営の効率化。

2つ目の観光産業の活性化については、長年続いたこの白馬村の観光産業をもう一度建て直し、何とか活力のある村づくりをしたいという思いから、その観光の核となる観光局の見直しをすることから始め、取り組みを進めているところでございます。この観光産業の活性化について、種々細かな計画、取り組みについては、このごろの委員会でもお話をしたとおりでございますの

で、省かせてはいただきますけれども、新しい局長を迎え、その私の基本的な方針に沿って、今その道が進められていると、このように考えているところでございます。

元気な子供の創出には、やはりこの地域の子供たちは我々の宝である、こういう思いを強くしながら、子供たちが元気に育つ、そのための支援制度の拡充に努めてきたところであります。そしてまた、この子供たちが安全に通園、通学ができるように、交通網の整備もしてきたところでございます。そしてまた元気なお年寄りの創出にも心配りをしながら、この実現に取り組んできたところでございます。

細かく紹介をさせていただきたいところもありますけれども、掲げた公約の中で実現をしてきたことに少し触れさせていただきたいと思っておりますけれども、身近な行政の創出については、総合窓口案内を配置をし、あるいは村民ホールに村長への提言箱の設置、情報公開を進めるための情報係を置くと同時に、また、ややもすると言葉の羅列に終わってしまう情報を、さらに細かな情報としてお伝えができるように、映像と音声を通じての情報公開を何とか実現したいと努めてきたところでありますけれども、地域情報基盤整備事業が採択をされ、地デジ対策、ブロードバンドゼロ地域の解消にあわせての自主放送設備ができるようになりました。今後はこの自主放送を通じながら、今まで以上に細かい情報をリアルタイムにお知らせをすることで、村政運営の実態、そして今進んでいる事業等への説明も詳しくできるものと、このように思っているところでございます。

また、新たに地区担当職員制度を設けて、地域の皆さん方との実情、要望等を的確に把握できる、そんな懇談会の制度を導入をいたしましたところであります。

また、行政サービスの向上をするために、課の統合、環境課の新設もいたしました。

そして、より多くの村民に行政にかかわっていただくために、各種委員会に公募制度を取り入れたところでもございます。

そしてまた、それぞれ行っている事務事業が適正かどうか、効率的に運営されているか、事務事業評価委員会等設置をし、その検証する制度を整えたところでございます。

観光産業につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、元気な子供の創出に向けましては、未満児保育、障がい児保育に保育士を増員をして環境を整えてまいりました。そして父兄の皆さん方の負担軽減のために、保育料の値下げ、あるいは私立幼稚園就園奨励補助金を創設をいたしましたところでございます。さらには、早朝、延長保育、土曜祝日保育の充実、実現もしてきたところでございます。そしてまた世間で言われる育児放棄等の事例が紹介をされておりますけれども、そうしたことがないよう、子育て相談事業を支援ルームで開始もいたしましたところでございます。

そして保育園の統合により、遠距離通園の園児のために通園バスの導入もいたしました。さら

には養護学校へ通学する児童のために、小谷から養護学校までのマイクロバスの導入を可能といたしました。そしてまた元気なお年寄りの皆さんのために、日々元気でお過ごしをいただくために、外出の機会を増やすための移動手段として、デマンドタクシーを導入をいたしたところでございます。

ざっと雑駁に申し上げましたけれども、まだまだ残された問題としては、今後ごみ処理場の建設の問題、あるいは行政区の設立、行政区未加入者の勧誘促進の問題、指定管理者制度に向けた振興公社の事業内容の検討とその分析、税の徴収制度共同化の問題、あるいはスノーハープの利活用の問題、高規格道路の早期着工と実現の問題、あるいは148号線南小学校からタキザワ間における歩道の設置・拡幅の推進の問題、白馬美麻線堀之内地区の狭隘箇所歩道設置と道路改良、長年の懸念である奈良井地区圃場整備地の有効利用の問題等、さらには地域高校として存続の決まった白馬高校の今後のあり方の検討等、まだ解決をしていかなければならない課題も多々あることも十分理解をしながら、この実現方に向けて精いっぱい取り組みをしていきたいと、このように考えておりますけれども、なかなか自分がやってきたことの評価を点数であらわすというのは難しいことだというふうに認識をしておりますけれども、今までの進捗状況を顧みるに、おおむね実現をしたことを含めて、70%くらいな出来ではあったのかなと、こんな思いもしているところでありますので、それが適正評価と言えるかどうか、それは村民の皆様によだねるところでもあろうかと思っておりますけれども、私としては以上のような考えを持っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** ただいまご意向をお伺いしました。例えば福祉の関係にしましては、確かに福祉バスの運用等は既に開始されておまして、また来年度予算案におきましては、乳幼児医療手当の拡充も組み込まれてきております。住民福祉においては、一定の成果を見たと思われまますし、また今後については、さらに充実を図られていくよう、その点については願うところがあります。

村の基幹産業である観光について、少しもう一度再度お伺いしたいと思っております。観光局の見直しを掲げていらっしゃいます。現在、白馬村の観光客の入り込み数の減少は激しいものであるとだれもが認識するところがあります。観光局については、例えば塩の道祭りに関して言えば、イベントポスターは観光局社員以外配布しない、逆に祭りの当日に地区の協力が必要なときは、旅館、民宿組合等に社員の区別なく協力を求めるなどの状態があるという声も聞いております。

実際、白馬村の観光になっている宿泊業の方は、観光局の社員以外にも大勢いらっしゃいます。しかし、観光業の方の局に対する期待は決して小さいものではありません。このような観光局の姿勢では、観光業の方の観光に対する期待や意識をそぐことになり、白馬村の観光の底力を全体的に上げるためにはならないのではないのでしょうか。

また、観光局の社員数も当初よりは減少してきている等のお話を伺うと、現場の観光に対する考え方と、村長の思われる観光局のあり方にずれがあるのではないかと思われますが、この点についてはいかがでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。通告をしてございませんので、答弁のできる範囲でお願いいたします。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたしたいと思います。今、篠崎議員ご指摘のことは、もうそのとおりであります。この白馬村の観光は、観光局の構成は会員から成り立っておりますけれども、しかし、白馬村の基幹産業としてとらえた場合には、村民一体となってやっぱり観光を支えています。そしてその観光によって、自分たちの日々の生活が成り立っているんだという、やっぱり思いの中で、この観光に取り組んでいく必要があるかと、このように思っております。

そういった意味では、これからの観光局のあり方、白馬村の観光のあり方、外に向け、そしてまた内に向けての取り組み方もいろいろあります。細かいことについては、また議会の皆さん方にも逐次ご報告をしてみたいと思いますし、またお知恵も拝借をしたいと、このように思っております。

そういった点では、観光局の内部においても、今の申し上げた姿勢を基本姿勢としながら、多くの村民の皆さんに理解のされる観光局づくり、地域一体となった観光地づくりに向けての力が結集できるように取り組みをしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** やはり今おっしゃるように、現場とのずれがあつては、幾ら素晴らしい理念があつても、それは実際には地におりたものにはならないものでありまして、その点を期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問でございますが、男女共同参画社会の実現に向けてお伺いしたいと思います。村では平成20年4月に白馬村男女共同参画社会づくり計画が策定され、また、そのダイジェスト版が配布されるに至り、白馬村の目指す男女共同参画社会がようやく村民の目に見える形で、全体に行き渡る環境がつくられたようには思います。これは第4次総合計画の中にもうたわれていたことでもあり、少子高齢化等の急激な社会構造変化に対応するためにも、その継続的な推進が常に望まれるところであります。そこで、以下について質問いたします。

男女共同参画社会づくりについての白馬村での取り組み状況とその成果、今後に向けての取り組み状況を伺います。

また、行政面における委員会、審議会等への女性の登用比率はどれぐらいになっているか、その比率の変遷も含めてお伺いします。

男女共同参画計画の先に条例があるのではないかとと思いますが、もちろん条例は、その目的ではありませんが、意識向上には大いに役立つものと思われまます。今のところ一向に進展の様子の

見られない男女共同参画条例の制定に向けての、今後の取り組み予定をお示しください。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員、2つ目のご質問でございます。男女共同参画社会の実現に向けて3項目にわたってご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

男女共同参画社会づくりにつきましては、平成20年4月に制定されました5カ年計画の白馬村男女共同参画社会づくり計画に基づき、キャッチフレーズを「ちっちゃなことから始めよう」とし、推進協議会委員の皆さん、また各地区から普及員さんを選出いただき、事業を進めているところであります。

この計画のダイジェスト版を各ご家庭にお届けをし、協議会の皆さんの働きかけにより、各種研修会を行ってまいりましたが、男女共同参画は自分とは関係ない問題ととらえてしまうのか、参加者が少なく、いつも同じ方が参加されるといった状態が続いておりました。

では、具体的に何をすれば男女共同参画社会づくりにつながるのかという共通の課題については、各市町村とも試行錯誤しているとお聞きをいたしております。男女共同参画に対する意識は、地域によっては、また年代によって格差があり、比較のお年寄りの多い地域は、伝統的な性別役割意識が根強く、逆にいわゆる新興住宅地で都会から移住された方や、若い世代の家庭が多い地域にあつては、意識も違うといった傾向があるようであります。

自分とは関係のない問題と片づけず、一人一人から、また家庭から、そして地域、学校、社会へとさらなる意識向上のために、引き続き啓発活動は続けてまいりたいと思っております。

一方、国では仕事と生活の調和、これをワークライフバランスと呼んでおり、この実現が極めて重要であるとしています。とりわけ子育て世代の男性は長時間労働の割合も高く、職場など周りの理解も必要であることから、仕事の仕方や体制を企業も創意工夫するように継承しており、働く者が家庭参画することによって、家庭にとっても充実した生活が行えるよう企業、社会の取り組みが重要視をされてきております。

そして啓発活動と並行し、ファミリーサポート事業など、女性に限らず、男女にかかわらず、人として生き生きとした生活を送っていただけるよう、仕事と生活の調和の実現を目指すためのサポート事業の充実を進めてまいりたいと思います。

次に、審議会、委員会等への女性の登用比率についてのご質問であります。地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づいた審議会及び委員会等にかかわる女性の割合について、ここ3年間の推移を県への調査数値によりご説明いたします。

各年とも、4月1日現在で調査した女性の割合結果は、平成19年が12.3%、平成20年は10.9%となりました。平成21年度は9.4%となっております。あくまで割合ということで、調査対象数に変動があったことが考えられます。

一方、平成21年4月1日現在の県下の市町村の状況ですが、女性委員の比率は平均22.5%となっています。白馬村は家族で宿泊業を営む世帯が多く、男女の別などなく、全員が協働しないと商売にならない。むしろ女性の方が元気で参画が進んでいるとの声もいただきますが、数値を見る限りでは審議会、委員会等への女性の登用率は、県下の平均を大きく下回っている状況であります。

しかしながら、各審議会、委員会等については、委員数に応じて公募制の採用も進めておりますし、強制し、引き受けていただくというのではなく、女性みずからの意思によることも大切なことと考えているところであります。

そして、全国的には近年20代女性に専業主婦志向が高まっており、若年女性の間では男女共同参画の意識が弱まっているとも言われておりますので、やはり地道な啓発活動が必要と考えているところであります。

また、お2人の女性議員さんにおかれましても、村内女性のリーダーとして、村政への積極的な参画を引き続き呼びかけていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

3点目の、男女共同参画条例の制定に向けての取り組みについてのご質問ですが、男女共同参画事業は計画を策定し、条例を制定するという順序で進める自治体が多く、本村も同様に白馬村男女共同参画社会づくり計画の策定までの経過から申し上げますと、これらの事業を検証し、その総決算として、条例化に向けて取り組んでまいる旨、計画策定の実行部隊となりました男女共同参画社会づくり事業推進協議会の中で決めていただいておりますので、そのように、条例制定に向けた準備段階としてご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 今村長がおっしゃったように、当村では、さんかく君というイメージキャラクターをつくったり、「ちっちゃなことから始めよう」というキャッチフレーズを掲げて、非常に村民に親しみやすい取り組みが見られてきました。また過去においては、男性向けの料理講習会の開催や、継続的取り組みとしまして公民館報での啓発情報の掲載などもなされてはおりますが、運動としては今の答弁にもありましたように、今一步その広がりや進展性の面で頭打ちのような状況に思えます。

人的には白馬村男女共同参画推進協議会における推進員の皆様、あるいは各地区にも普及員がいるまでになってきています。男女共同参画計画にも、その計画の推進がうたわれておりますが、その方たちの活動をさらに有意義なものにするように、村での努力をさらに期待したいと思います。現在いらっしゃいます地区普及員に依頼している自主的な活動などがあれば、その内容や範囲を具体的にお伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 地区普及員の自主的な活動というご質問でございますけれども、大変お恥ずかしい話ですけれども、村主催の講演会、あるいは研修会等に参加していただく形が、今は精いっぱいなところで、地域独自の活動というのは残念ながらございませんので、お答えをしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 非常に残念な答弁だと思います。

いずれにしましても、男女共同参画社会というのは、これからさらに加速度的に迎える少子高齢化と、それに伴う人口減少化現象に対処して、社会的な生産性を維持するためには非常に大切なことであります。

そこで、例えば生活に密着した部分で、これからの負担がますます大きくなるとされる介護、福祉の分野、その範囲に対しての男女共同参画の取り組みなどがありましたら、具体的にお伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 男女共同参画の中での介護、福祉関係ということでございますが、介護とか福祉については、一般に報道等で行われているように、非常に人手不足ということの中で、現在、村といたしましては、今後のそういった人手不足に対しての養成等のことを取り組んでいきたいというようなことで、今、議論をしている途中であります。

そういった中で、今後、国レベルにおきましても、外国からのヘルパー等につきましては、先日も報道でもありましたように、なかなか日本語、それから資格試験のものが難しくとらえられておまして、日本から他の国に向いているように聞いたところですが、現場はやっぱり介護の関係については、預ける人については、預けたんだからというような部分が、少なからずあるかと思えます。そういったところを、預ける方も見る方も一緒になって、やっぱり物事に取り組んでいくような方向が大事ではないかというふうに思っておりますので、今後、その人手不足に伴う養成については、もう少し議論をした中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** ちょっと私の質問の仕方が要点を得なかったようで、介護、福祉分野の人手不足に対してという意味ではなくて、その各家庭の中における負担が非常に介護、福祉の分野では今大きくなっているということに対しての、男女の性差を超えた介護福祉に対する参画という意味で、ちょっとお伺いしたんですが、質問の要旨が、ちょっとよく伝わらなかったようであります。

いずれにしましても、白馬村自体も年間もう約50人程度の人口の減少が、もう既に始まっています。村の人口が9,000人を切るときも、ひょっとするともう目前に迫ってきているのではないかなと思われるわけです。白馬村の社会全体を支えていくには、この性差を超えた協力が

大変重要になってきますし、ぜひとも意欲ある白馬村男女共同参画推進協議会委員の方々や、地区普及員の皆さんと協力し、もう一度男女共同参画の村民の意識向上を図り、早い時期での条例の策定を視野に入れていただくように要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 篠崎議員、発言が求められておりますので、答弁を。

**第2番（篠崎久美子君）** よろしいですか。はい、ありがとうございます。

**議長（下川正剛君）** 太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 今、篠崎議員さんがおっしゃられたような形で、男女共同参画社会を理解してもらえばいいんですけども、私どものいろいろな説明不足がありまして、地区の普及員さんに、そこまでまだ男女共同参画社会というものがどういうものかというところまでの、しっかりとした知識がまだ醸成されておられません。そんなことから、協議会等を通じまして、そういう形になるように、今後努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 思いがけずお答えいただきましてありがとうございます。それでは男女共同参画づくりについては、ゆっくりでありながらも啓発事業、あるいは具体的な取り組みが、とどまることなく進んでいくことを希望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問ですが、景気雇用対策についてお伺いいたします。現在、白馬村の景気はその基幹産業である観光に関して言えば、景気の低迷は観光客の減少に顕著にあらわれており、決してよい状況にあると言えないのは周知の事実でございます。

そこで、景気の低迷に対して、業種にかかわらず、白馬村として何らかのてこ入れ策のお考えがあるかをお伺いいたします。

また、県からも雇用に対して臨時的助成金が出ているわけですが、村内の労働、あるいは雇用状況はどれぐらい把握されているかを、その状況をお示し願います。

また、安定した雇用対策について、何らかの取り組みがなされているかもあわせて伺います。

また、第4次総合計画にうたっている白馬村の特性を生かした雇用促進の研究は、具体的に何をされているのか、また広域的雇用対策とは具体的にどのようなものを指すのか、その取り組みについての状況もあわせてお伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員3番目のご質問、景気雇用対策についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず最初に、景気低迷に対してのてこ入れ策についてのお尋ねですが、景気対策はなかなか1村で行えるものではなく、特に、今の景気低迷は日本全体の状況でありますので、国や県としても対策を講じているところであります。

村としましては、景気低迷のてこ入れ策と言えるかどうか分かりませんが、先ほど来、観光に

ついでに、この白馬村は観光が唯一の基幹産業にとらえる中で、低迷する観光を活性化させることが何よりも景気対策であると、このように考えておりますが、また言いわけになりますけれども、この活性化についても、1村で活性化に対する適当な対策を具体的に持ち合わせているところではありませんけれども、今年の秋にdestinationキャンペーンが行われますので、これを絶好の機会にとらえ、今まで余力を入れてこられなかった広告宣伝に、22年度は力を入れてまいりたいと考えております。

次に、雇用状況と雇用対策の取り組みについてであります。雇用情勢が厳しい状況にある中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用、就業機会を創出するため、国からの交付金をもとに長野県が基金を造成し、それを財源とした雇用創出施策が平成20年度から行われております。

村でも雇用対策としての活用を考え、平成21年度予算執行の中で、また22年度当初予算計上をし、雇用の取り組みを図っており、平成23年度も引き続き緊急雇用創出を図っていく考えであります。緊急雇用創出事業として、具体的には教育文化緊急雇用事業として、学校講師の確保、子育て緊急雇用事業として保育士、給食調理員等臨時職員の採用により雇用創出を図り、金額では平成21年度から23年度事業として総額3,800万円となっております。そして観光農政課でのふるさと雇用再生委託として雇用対策を図っております。この観光農政課でのふるさと雇用再生委託は、平成21年から23年度事業、総額1,500万円でございます。

また、商工業者への支援策として、県の融資制度を利用し、不況による体力の低下から脱却するための企業投資、生産力増加投資、設備投資、経営安定化に対応した融資の保証を実施することで雇用の確保を図っております。この予算は当初400万円でありましたが、最終的に今回の補正も合わせ1,200万円としているところでございます。

3番目の、白馬の特性を生かした雇用促進の研究と広域雇用対策についてであります。白馬の特性は先ほど申し上げましたように観光立村でございます。先ほども申し上げましたが、観光の活性化が雇用促進につながるものと考えておりますので、観光活性化への取り組みが研究に当たるものだと考えております。

広域雇用対策は文字どおりでありまして、大北の組織の一員として市町村、県、ハローワーク、経済団体等の情報交換を行い、対策を検討をしていくものであります。組織としましては、大町市を会長とする大北地区雇用開発協議会があり、白馬村も参画をしております。今年度はこの組織とは別に、特に高校新卒者の就職内定率が低いということで、行政関係者、教育関係者、経済団体関係者等が参集をし、11月に大北地域新規卒業生雇用緊急対策会議が開かれ、現状の報告と各団体が連絡を取り合い、今後必要に応じた取り組みを行っていくことを確認をいたしました。その後、就職を希望する新卒者はほぼ内定してきていると、ハローワークの所長からはお聞きをしているところでございます。

いずれにいたしましても、雇用創出につながる受け皿が現在は少ないことが、白馬村の弱いところだと、このように感じているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 特に、生産可能年齢の中心である若い方たちが、村外から例えば転入されてきた場合、その通年雇用の方が確保されるかどうかということが、村の人口にもかかわってくる、要するに定住率に非常に関係してくると思われるわけでございます。定住率は今も申し上げましたように、白馬村の将来に向けて人口の減少を食いとめる非常に重要な要素となるわけがありますし、また雇用の実情をはかる1つのバロメーターになるのではないかと思います。

そこで、いわゆるIターンの形で転入してきた方たちの人数的なもの、あるいはその定住率の統計をとっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

また、あわせて学業等で離村した、もともと白馬村に生まれて離村した方たちの、Uターン率の調査を行っていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私の立場でお答えをさせていただきます。Iターン、Uターンについての率については、今、担当の方からお答えをさせていただきますけれども、村全体として、最盛期には9,800名近い村民が、現在では9,200名を多少上回る数字だということで、現にもう500名近い人口が減少しているという事実は、この白馬村にとっても大変寂しい話であります。観光産業が最盛期のころは、300万人を超えるお客さんが来ていたことから、当然、観光関連へ就職をされる方が多かったのが、その9,800人近い数字となってあらわれたわけでありましてけれども、観光人口がその当時の3分の1、200万をちょっと上回るような人数になってきたときには、状況からして、どうしても雇用状況が悪くなるといったのは、これは当然のことでございます。

加えて製造業がない。そして土木建設業の仕事もないというようなことから、定住、そして通年雇用につながるような受け皿がないというのが、先ほどの答弁で申し上げましたように、白馬村の一番弱いところであると、このように考えております。

そういったことを考えますと、やはり観光だけに頼る村の財政的なこともさることながら、基盤の弱くなるところでございます。そうしたことから、私自身も、長すぎますか。

**議長（下川正剛君）** はい、長すぎます。

**村長（太田紘熙君）** じゃあちょっと私の方からは以上で、Iターン、Uターンの率について答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。横澤観光農政課長。

**観光農政課長（横澤英明君）** 労働関係につきましては、観光農政課が担当課になるわけでありま

すけれども、Iターン、Uターンに関する統計については把握をしておりませんので、よろしく  
お願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁を含め、あと10分です。  
質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 今、そういった統計はとっていないということなのですが、これも1つ  
の資料として、おとりになられることなどを考えていただけたらと思います。

今、村長のお言葉の中に、しきりに観光立村という言葉が出てきておりましたが、観光業自体  
は宿命的ともいえるその脆弱性を、自身の中に内包していると思われま。それは受け入れ側は  
主たる産業と位置づけていても、観光に訪れる側にしてみれば、ある意味、生活のゆとりの部分  
にゆだねられているということ、そういうわけでした、これが観光を主産業とする場合の景気や  
雇用の不安定要素となり得るのは、もう経験から十分にわかっていることだと思われま。

それだからこそ、例えば来村する必要性があると思わせる意識の喚起につながる産業を持つこ  
と、つまり産業の多重化構造を構築すること。それが他の産業とリンクしている観光業を側面か  
ら押し上げる効果を持つことになり、景気の安定性を保ち、雇用の促進にもつながっていくので  
はと思われま。

例えば、遠く四国の、ご存じの話ではありますが、上勝町では、いわゆる葉っぱビジネスであ  
る「いろどり」という産業や、ごみゼロを目的とするゼロウェイスト運動で注目を集め、その視  
察のために同町を訪れる人々が飛躍的に伸びました。

また、県内飯田市においては、環境モデル都市に指定されている関係もあり、企業と協力して  
大規模な太陽光発電所が計画されています。やはりそういったところは注目もされますし、視察  
にも行ってみたいという気持ちをやっぱり起こさせます。

白馬村も、白馬村独自の将来性を持った産業を、観光産業のほかに持つということが大事では  
ないでしょうか。例えば具体的には、やはり時代の流れである環境関連産業や、エネルギー関係  
の産業、あるいは地域の支援をもう一度見直した農地や山林、木材、水資源や温泉資源等を利活  
用した産業。またそれらに関連した教育等の産業を、村独自のアイデアで考えることで、雇用の  
促進と基幹産業である観光を支えることができるのではないかと考えま。

例えば、産官学の連携による産業の模索であるとか、農商工等連携法による農業の6次産業化  
などを念頭に置いた、いわゆる白馬村としての新しい産業、つまり景気の浮揚策、雇用の場の  
創出に対する模索、あるいは取り組みがなされているのか。あるいはなされていないとすれば、  
今後の取り組みの予定があるのかをお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。本当丁寧に説明をすれば、また時間が長くなってしま  
いますが、簡単にお話をさせていただきますけれども、今、篠崎議員言われたこと、まさに観光

局で取り組みを始めております。

その1つの代表的なのは新民宿宣言であります。その目指すところは、この白馬の持てる自然と連携をさせながら、より大勢の人にお越しをいただく、そういうプランを実現をするということで、今取り組みを始めているところであります。また、ぜひその辺については観光局を通じてお知らせをしていきたいと、このように思っております。

それと新たな産業の創出ということでございます。今の観光の状況を見ますと、大まかなあり方を申し上げますと、施設の供給過多の状況が続いておりますけれども、この観光は、冬の観光ばかりではなく、通年観光を目指した観光地を今つくり上げるということで努力をしております。そうした中では、観光に関連をした起業、起こす業の方の起業であります。起業も当然いろいろな形で考えられてくると思います。そうした方向も出せる、そんな情報も出していこうと、このように思っております。

そして、外部から新たな企業誘致ということも考えられるわけでありまして、私も就任当初、そのことを公約に掲げまして、1年半くらい、オリンピックを開催した村だということ看板にしながら、学校、エージェント、あるいはバス会社等、観光に結びつく企業訪問をすると同時に、観光に頼る財政基盤の弱さ等も痛感をしている立場から、企業誘致による地域の活性化も考え、数社の企業訪問もしてみました。トータルとして20社を上回るとは思いますけれども、しかしながら、行って感じたことは、特に新たな企業を誘致することに関しては、大変難しい問題がございます。

1つ例にとりますと、来る企業にとって、どういうメリットがあるかと、こういうことがすぐ尋ねられるわけでありまして。当然、企業が来るには用地の提供、あるいは税制面での優遇制度等は、もう当たり前のことになりまして、何よりも一番大事なのは、社会基盤の整備が整っているかと、こういうことになってまいります。歩いた結果、白馬村では新たな企業誘致は非常に厳しいということを実感をしたわけでありまして、ただ、今後に向けては、いろいろ社会資本整備に向けての動きも高まってきておりますので、そうしたものが整備をされることも期待しながら、やはり地域の活性化をいろいろな形で企業とのリンクも図りながら整えていくということも、大変重要なことだと考え、篠崎議員のご提言も大変意味ある、意義ある提言だと、このようにとらえさせて、今後に生かさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁を含めてあと3分です。質問はありませんか。篠崎議員。

**第2番（篠崎久美子君）** 今、観光関連の例えば起業に対しての情報発信があるということで、非常にこれは期待をするところであります。また、さらに申し添えるならば、起業というものは金銭的にも最初苦しいものでありますので、その辺のバックアップなども考えていただければありがたいのではないかと思います。

雇用というものは、生活にまさしく直結しておりまして、特に若い世代の家庭においては、子育ての時期と相まって、不安定な雇用というものは生活を左右するものであることには、もう言うまでもございません。村の予算を今現在の産業、10年後、20年後、さらにその先の景気、そして雇用を考えていくことの種となるように使っていくことを期待いたしますし、基幹産業に対する考え方の軸のシフトの時期が既に来ているのではないかと私は思っております。

今年度は第4次総合計画後期分の策定の年度でありますので、ぜひとも安定した景気対策、雇用対策に、さらに役立つような計画の策定を要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。

**議長（下川正剛君）** 質問がありませんので、第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより、2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

**議長（下川正剛君）** 再開をいたします。

次に、第6番松沢貞一議員の一般質問を許します。6番松沢貞一議員。

**第6番（松沢貞一君）** 6番松沢貞一です。私は国民健康保険事業についてと、デマンド型乗り合いタクシー実証運行事業についての質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険事業についてでございます。

人口の高齢化が進む我が国では、医療費の増加とその対策は避けて通ることのできない重要な課題であります。また、少子化により人口構成が逆ピラミッド型になり、医療費その他関連の負担について支える世代の方が少ないという時代が到来しつつあります。

医療保険制度は、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上のいわゆる後期高齢者はこの制度に移行となりました。そして、この後期高齢者支援金分が現役世代の負担分として新たに追加となったため、国民健康保険税は医療給付費と介護納付金と後期高齢者支援金分の3本柱となりました。このように国保会計の中で、後期高齢者支援金分を拠出する制度になったわけですが、この後期高齢者支援金分については、収入に対し支出が大幅に超過しており、国保財政に大きな影響を及ぼしています。

国民健康保険は自営業や無職の世帯が加入する健康保険で、会社員が加入する健康保険や公務員の共済保険、生活保護世帯などを除くもので、保険料は所得や世帯人数、自治体の財政状況などによって異なるものであります。

白馬村は地域柄、いわゆる観光産業が中心の村であるため、自営業や季節労働に従事する人が多いことから、全世帯数の50%以上が国保加入世帯となっています。そのため普通の市町村に比べ、村の負担も大きなものとなっています。また、スキー産業の急激な落ち込みや不況の長期

化により、村内事業者の財務や村民の家計の内容は大変厳しい状況となっており、村税の滞納と同様に、国保税の滞納も懸念されるところでございます。

また、高齢化により、当然医療費等が増加することが予想されるわけですが、それに伴い、保険税の負担も増額せざるを得ない状況になっていくのではと懸念されます。

このように国保事業は大変厳しい運営状況になっていますが、白馬村の現状と、安定的かつ効率的な運営のための施策についてお伺いいたします。

1つとして、財政状況、滞納状況など、村の現状についてお伺いいたします。

2番目として、財政安定化のためにどのような施策を講じているか、お伺いいたします。

3番目としまして、医療費を抑制するためにどのような施策を講じているか、お伺いいたします。

最後、4番目ですが、当分は大変厳しい状況が続くと思われませんが、今後の見通しについてお伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 松田議員から、2つの質問を通告いただいております。まず最初に、国民健康保険事業についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

国民健康保険制度は、社会保険の1つである医療保険で、国民皆保険体制の一部として位置づけられ、国民皆保険の中核をなしているものであります。すなわち職域を対象にする健康保険、または各種共済組合の被保険者、組合員及びその被扶養者以外の者を対象とするもので、農業、自営業、無職、零細企業の従業員及びその被扶養者、被保険者とし、職域体の制度でカバーできないものをもって構成する制度であり、相扶共済の精神にのっとり、一般村民を対象として病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度であります。

会社など職域を対象にした健康保険等に加入していた者も、定年もしくはそこから離れたときは、最終的にはほとんどの住民が国保に加入することになります。特に白馬村は農業、自営業、無職、季節従業員及びその被扶養者が多いため、国保の加入者は41%であり、他市町村平均の27%に比べて多い状況であります。

国民健康保険事業は国民健康保険特別会計を設けて経理されております。国民健康保険特別会計は一般の会計と異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければならない点に、大きな特徴があります。国民健康保険の場合は、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動するものであって、収入がないからといって、これを抑えることはできないという性質を持っております。ここに国民健康保険の予算編成、あるいは執行上、他の会計と異なる難しさがあると言えます。

国保事業の体制は、歳入については定率の国庫負担のほかは被保険者が負担する保険税を2大収入財源とし、このほか県から交付される補助金、村の一般会計からの繰入金、退職者医療制度の創設による医療給付費交付金などから成り立っております。

また歳出では、保険給付に必要な経費、老人保健拠出金の納付に要する経費保健事業の設置運営に必要な経費及び事業の管理運営のために必要な経費が計上されています。

国保税の賦課基準については、医療給付費にかかわる額に加え、平成12年からは介護保険にかかわる介護納付金額が、また平成20年からは後期高齢者支援にかかる後期高齢者支援金額が加わり、賦課総額は3つからとなりました。

さて、国保の財政状況についてのご質問ですが、平成20年度について申し上げますと、歳入では国保税が3億1,172万8,000円で約26%、国庫支出金が3億9,968万2,000円で約33%、療養給付費等交付金が1億5,011万3,000円、約13%、共同事業交付金が1億6,842万円で約14%、繰入金が1億43万1,000円で約8%、県支出金が5,986万3,000円で約5%となります。

歳出では、保険給付費が7億1,714万5,000円で約61%、老人保健拠出金が2,097万6,000円で約2%、後期高齢者支援金が1億7,843万3,000円で約15%、介護納付金が7,454万2,000円で約6%、共同事業拠出金が1億4,002万6,000円で約12%、総務費特定健診料を含むものが3,972万4,000円で約3%をそれぞれ占めております。

平成20年度の国保保険者1人当たりの医療費は23万1,128円で、長野県平均の25万7982円に比べ下回っており、県内で73番目であります。しかし、医療費の伸び率を見ますと12.7%と伸びており、県内で上から10番目という伸び率であります。

当村の保険給付費、医療費ですが、平成15年から平成20年では約1.5倍に伸びております。通院件数は8%の増加ですが、入院については20%と大きく増加をしております。1人当たりの医療費が高額になっており、これらの医療費負担が大きく、国保予算の61%を占める状況であります。また老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金が合計で2億7,395万3,000円で、23.3%を占めておりまして、この2つで国保予算の84.3%を占める状況であります。

一方、歳入の国保税は、5年間で3%の増加にしかになっておりません。これは長引く景気の低迷による所得の減少と低所得者の増加、さらには国保税が払えない者が増えていることによるものと考えております。

国保税の滞納については346件、5,620万円でございます。2月末での徴収額は現年度分2億5,144万円で79.2%、滞納繰越分1,225万円で21.8%となっております。前年度と比較して滞納繰越分が326万円減となっております。一般医療費現年度分が93%を割り込みますと、国と県から調整交付金が減額になり、ペナルティーが科せられますので、現年度分を優先しながらの徴収を行っていくところであります。

また、保険証のことが深くかかわってきますので、他の税に優先させて収納させてはいますが、

失業や低所得者、またフリーターにとって、なかなか期限内納付が難しい状況であります。保険証がなく病院にかかれなかったというような状況をなくすため、大きい金額の滞納者であっても計画的に納付誓約をしながら一部納付をすれば、期限つきではありますが、保険証を発行して対応をしているところであります。そのことがまた滞納額と大きくかわり、20年度末の国保税滞納者上位50名で2,716万円となり、滞納額の48%を占めている状況であります。また、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、保険料を納める意識の高い高齢者が国保から外れたことが追い打ちをかけたと見られます。

ただいま申し上げたとおりの状況であります。20年度決算までは、何とか黒字決算ができましたが、今後は医療費の動向に大きく左右されるところでございます。さらに、経済活動が一日も早く回復することにかかっているものと考えるところでもあります。

次に、財政安定化のための施策についてですが、1番には医療費の抑制であると考えております。そのためには、健診の受診率を上げること、健康に関心を持っていただくことを進めていきたいと考えており、この点の現状と対策について申し上げますと、レセプト分析の結果、1人当たりの医療費が高いのは、高額な医療費がかかる疾患、長期入院が必要な疾患が多いことであります。白馬村の診療分の医療費のうち、上位を占める疾患は心筋梗塞、狭心症などの循環器系疾患であり27.1%を占めております。次いで、消化器系の疾患11.5%、3番目に外傷等12.2%、4番目に悪性新生物10%等であります。

白馬村の20年度の特健診の結果を見ましても、検査の結果が、1つも問題ない人がわずか3%しかいないような状況でございます。高い自動車所有率からもわかるように、体を動かす機会が減ってきている上、高カロリー、高脂肪の食事が当たり前になっており、生活習慣病予備軍が村内の大半を占めるという状況になってしまっています。

その上、これらの生活習慣病は重症化するまで特に大きな症状がなく経過をしてしまうため、何の対策もしない人がたくさんいると考えております。その理由はまだ調査中ですが、1つには知識がない、またはあっても自分は大丈夫だと思っている。2つには、症状がなく楽観しているため健診を受けない。そのため、気づいたときには手おくれになって入院するケースが多いのでは等と思われるところであります。

上位の疾患の発症因子となるものは高血圧、糖尿病、高尿酸血症、脂質異常症といった生活習慣病で、近年治療を受ける人が増えております。白馬村の特健診率は約50%ですが、あとの50%の方に放置して重症化する人がいる可能性が高いのではないかと推測をし、これらについての対策を議論をしているところであります。

村として、健康に対する知識の普及、啓発などの周知の徹底や、予防教育をしっかりとやっていくことはもちろんですが、健診の受診率を向上させることにより、早く治療していただき、重症化する前に治療することに重点を置き、事業推進を図りたいと考えております。

今後の国保会計に見通しにつきましては、医療費の増加の動向が一番大きな影響を与えるものであり、次いで介護、後期高齢者支援金などによる負担増加や、景気の低迷による所得の減少、低所得者層の増加等による影響が大きいと予想される中で、大変厳しい運営が予想されるところでございます。皆でこの国民皆保険制度の枠組みを縮小することなく維持していかなくてはなりませんし、そのためには保険税の見直しや、繰出金についても議論をしていかなくてはならないと考えておるところであります。

最後をお願いになりますが、一人一人が自分の健康には十分気をつけていただき、自分で自分の体、健康を守っていただきたい。そのためには保健師、管理栄養士等を十二分に活用していただきたいと思っております。

以上で、国民健康保険事業についての答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。松沢議員。

**第6番（松沢貞一君）** 医療費の抑制につきまして、やはりこの財政状況を見ますと、医療費の抑制、病気予防といいますが、そういうことに力を注いでいかなければいけないと思っております。先ほどのお話ですと、平成20年度の1人当たりの医療費は、県下で73番目ですが、伸び率で県下10位だというようなことで、白馬村の事情が、特色とかがあるか、そういうことで伸び率が県下で上位の方に来ているということだと思いますけれども、先ほどのお話のように、やはりこの冬期間、雪で閉ざされたようなところがありますので、車で移動が主で、歩くことが少ないというような状況が影響している部分もあるかと思いますが、やはりそういうことの啓蒙啓発というようなことを重視していかなければいけないと思いますが、具体的にこの医療費抑制のそういった啓蒙啓発のための何か施策を考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 予防の関係につきましては、まず軽いうちに予防を、治療をして治していただくという観点から、健診をできるだけ多く受けていただきたい、早く健診を多く受けていただきたいと。そういったことで先ほど村長の答弁の中にもありましたが、半分の方の中で、村の健診を受けていない方の中には、それぞれ個人的に治療をしたり、医療機関にかかってドッグに行っている方もいると思いますが、村で進めているのは、ここ一、二年の中で、1回も健診を受けない人を洗い出しながら、そういった人たちに通知を差し上げ、自覚と健診を受けていただきたいという、そういったことに取り組みを始めているものであります。

また、運動等につきましては、現在もウイングで行ったり、木流を歩いたり、白馬の自然の中で体を動かしていただくというような事業も、広報等でお知らせをしながらやっておりますが、まだ、なかなか参加者についても、村で期待しているような参加者でないということがありますので、この辺のところについて力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

**第6番（松沢貞一君）** 最近ですね、この国保の問題、後期高齢者の問題でよく新聞記事になっておりまして、たまたまですが、この3月4日の日本経済新聞ですけれども、国保税払えず病院行けぬ、それから収入激減滞納世帯ふえる、全額負担重く低所得者軽減策をと。それから、けがでも高熱でも子供の無保険深刻というような、こういう記事が出ておりましたけれども、特に子供の世帯で滞納といいますか、無保険の世帯というのがあるのでしょうか。あるとすればどのくらいな世帯があるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** ただいまのご質問でございますが、国保税を払えない世帯というのは、結構な数に上っているわけでございますが、その中で村といたしましては、国の示している基準等に沿いながら、期限付きの保険証を出したり、または保険証が、納付がなかなかいただけない方には資格書というものを発行して、それぞれ納税をしていただくようお願いをしているところでございます。

そういった中で、国におきましては中学生までの子供を持っている家庭で、保険料が滞っている家庭については、保険証は短期証であります。出すようにということでありまして、白馬村でもその意向に沿って、一応中学生までについては、子供についての分の保険証は出しております。白馬村ではその世帯は1世帯ということでございまして、ただ子供には出しますが、親には納付のない世帯については資格書、資格書は資格書の名のとおりで保険証ではありませんので、治療を受けた場合には全額一たん負担をしていただくというものになります。そういったものの交付をしているところでございます。

また、滞納のことについても、村長から概略を申し上げたところでございますが、多少は苦しい中でも払っていただけている世帯につきましては、短期証ということで、期限をつけた保険証ということで、半年とか1カ月とかというような期限をつくっているわけでございますが、こういった世帯につきましては86世帯、184人に、そういった期限付きの保険証を出しているところでございます。

なお、4月以降のことになりますが、今、国の方では県を通してお話のあることについて、現在は中学生までは子供に保険証を出せということでございますが、これを高校生まで広げるように進めなさいというようなことが出されておりますので、4月にはそういった意向に沿い、白馬村も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

**第6番（松沢貞一君）** ただいまの答弁にもありましたけれども、4月1日から高校生までの保険、医療の保険を進めるというようなことで、その面では少し安心しております。

それから新聞の記事ですけれども、3月8日の日本経済ですけれども、後期高齢者につきまして、23都道府県が保険料率を上げると。10年度3,000円を超す負担増もというような記

事が出ております。それから今日の日本経済ですけれども、企業健保で保険料率上げで、日産やイオン高齢者医療が重荷という、10年度の全組合3年連続上昇の公算と、こういうような記事のオンパレードですけれども、やはりこれからの社会状況等を考えますと、医療費は当然増加していくわけで、財政も厳しくなっていくわけですけれども、高福祉高負担といいますが、負担する方も増えていくわけですが、国の支出も厳しい財政の中ですが、増えていかざるを得ない状況ではないかと思っております。

白馬村におきましては、その辺のバランスといいますが、先ほども話がありましたが、その基金を取り崩す部分とその保険料の負担を上げていく部分との、非常に難しいバランスをとりながらのことだと思っておりますが、基金の取り崩しの関係では、どのような見通しを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

**住民福祉課長（松澤 衛君）** 財政的なご質問でございますが、現在、白馬村国民健康保険の基金につきましては9,600万円を持っております。そういった中で、平成21年度につきましては、当初予算において1,000万円をそこから取り崩しをして、収支をとっていきたいと。21年度につきましても新型インフルエンザ、それから冬のインフルエンザが思ったほど流行をしなかったということの中で、そんなには伸びないというふうには見込んでおりますが、先ほどの村長の答弁の中にもあったように、入院をし、高額のかかる方も出る可能性がありますので、この取り崩しにつきましても、若干プラスになるのではないかというような見通しを、現在持っております。

また、現在ご審議をいただいております、平成22年度の国民健康保険税の予算におきましても、国と各保険者からいただく保険税にも限りがありますので、基金の方から3,000万円の取り崩しをし、予算編成をしているところであります。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありますか。松沢議員。

**第6番（松沢貞一君）** それでは、次の質問に移りたいと思います。2番目として、デマンド型乗り合いタクシー実証運行事業について質問をいたします。

高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者、移動が困難な人たちの買い物や通院などの交通確保と社会参加を図るために、白馬村地域公共交通活性化再生総合事業として、平成20年11月からデマンド型乗り合いタクシー白馬、通称「白馬ふれあい号」が試験運行され、平成21年4月から実証運行が開始されました。この利用対象者は、村内に住所を有する65歳以上の人や妊娠中の人、母子家庭や生活保護世帯の人、身体障がい者や要介護認定者等々で、事前に登録することが必要です。予約制で月曜日から金曜日まで、村内全域を1乗車300円という低料金で利用できるというものでございます。

この運行により、期待される効果としまして3つありますが、1、交通施策として運行区域を

村内全域とし、戸口から戸口までの運送を行うことで村内の高齢者等に公平な公共交通サービスの提供がなされる。また、村民意識調査の結果では、73%の高齢者の利用したいという意向が確認できることから、コスト的にもバランスのとれた事業として期待できる。

2番目として、利用者にとって戸口から戸口までの運行が実現されることで、地域住民にとって利便性の高い交通サービスの提供が可能となる。また、家族等に依存することなく、自分の都合に合わせて外出が可能となり、外出機会の増加が期待できる。

また、3番目としまして、新たな村内移動の動線が生まれることから、商店街への集客等地域の活性化が期待できる。また、村内タクシー事業者の車輛を平日借り上げることから、車輛の有効活用が、利用が期待される。といったようなことが挙げられております。

このようなさまざまな面から、地域の新しい福祉交通施策として大変期待されているわけですが、運行開始から1年余りが経過しましたが、現在までの運行利用の実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

特に、高齢者の生活の利便性や社会参加を積極的に進める手段としては、先ほど村長のお話にもありましたけれども、大変重要な施策、役割を担う事業であると思います。まだスタートしたばかりで実証的な段階でありまして、さまざま課題はあると思いますが、特に財政面ではどこまで対応するのか、限界のあることとは思いますが、そういった中で、利用者の拡大や利便性の向上等検討しながら、この事業をさらに積極的に進めていくべきではないかと思います。今後どのような計画をしているのか、お伺いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 松沢議員、2つ目のご質問でございます、デマンド型乗り合いタクシー実証運行事業についてお答えをさせていただきます。

デマンド型乗り合いタクシー事業の利用登録者の状況であります。平成20年10月から受け付け、登録を開始いたしまして、平成22年2月末では616人に達しております。男女の内訳は男性164人、29.9%に對しまして、女性は2.35倍に当たります432人、70.1%であり、登録者数も毎月若干ではありますが、増加をしている状況であります。

次に、登録者の年代であります。75歳以上の後期高齢者が男女とも7割を超えている状況であり、具体的には男性では80歳代、女性では70歳代が多い状況になっております。地区別人口に対する登録者数の割合については、その率が最も高いのが立の間地区83.3%、次に青鬼地区29.6%、嶺方地区19.7%、内山地区18.9%。切久保地区、堀之内地区と各10%となっており、中山間地域での登録者割合は高くなっております。

平成21年4月から22年2月までの乗り合いタクシー利用者総数は5,467人で、1日当たり最多乗客数は47人でありました。逆に最小乗客数は7人で、1日平均にいたしますと24.85人でありました。利用実人員は1,368人で、1人平均約4回の利用であります。運

賃の現金回数券の内訳ですが、現金乗車が2,386人、43.6%、回数券乗車が3,081人、56.4%でありました。月別の推移を見ますと、回数券を利用して乗車する方の割合が増加傾向にあることがわかります。

総走行距離は4万3,787キロに達しておりまして、月3,570キロから4,340キロメートルで、平均では3,980キロであります。日最多走行距離は258キロ、日最小走行距離は130キロ、1日平均にしますと199キロになっております。

各月の予備車輛の運行台数は、ない月から多い月は14台、2月末まで68台、月平均6.1台の運行実績であります。その主な理由といたしましては、予約が乗車定員をオーバーした場合、乗車定員が多く、予定時間内に運行ができない場合、遠方の地区への予約が重なった場合等が挙げられます。1便当たりの平均乗車数は2人となっております。

曜日別乗車人数ですが、週末と週の初めの乗車が比較的多く、火・水曜日の乗車が少ない状況であります。

次に、時刻別乗車人数ですが、9時30分、10時30分発の利用が多く、次いで復路として11時30分、14時40分の利用が多い状況であります。

男女別の乗車人数ですが、女性の利用が圧倒的に多くなっております。女性は82%、男性18%であります。

乗車地区別件数を集計いたしますと、多い地区から白馬町、飯田、深空、飯森、大出、森上、落倉、八方の順であります。降車別件数を集計いたしますと、多い地区から白馬町、飯田、深空、飯森、森上、落倉、大出、新田であります。

次に、目的地別乗車件数を集計いたしますと、自宅43.1%、医療施設23.2%、買い物9.8%、福祉施設3.6%、金融機関3.5%、運動施設3.1%、役場村施設2.7%、駅2.5%、趣味1.8%、個人宅、郵便局、入浴施設、薬局、理美容院、飲食店との順と続いております。

運行経費については、それぞれのタクシー事業者へ支払った委託料、燃料代、予約センター委託料、通信費です。契約単価は1日1万6,800円税別でありまして、燃料代は含まれておりません。2月末までの運行経費は793万4,858円あります。1人当たり1,451円の運行単価となっております。

12月の降雪以来、利用率が上がりました。2月の運行日は19日で、乗客数は629人の利用でした。この2月が乗り合いタクシー事業を始めて最大の利用月であります。1日当たり最多乗客数は47人あります。逆に最小乗客数は21人でありました。1日平均いたしますと、33.1人となりました。

10月には利用者アンケートを行い、最終便の運行時刻についてと、平日に限る運行日について不満とする回答が前回行ったアンケートより多くなった結果を踏まえ、白馬村地域公共交通検

討委員会において検討の結果、現行の便数の中で最終便の時間を遅くする案を固め、2月の白馬村公共交通会議において、平成22年4月から最終便を16時に変更すること等を決めました。

次に、今後の計画についてであります。輸送対象者の拡大をし、公共交通として白馬村内においてだれでもが利用できるようにするのか、小中高の生徒の通学はこの乗り合いの中で行うのか、観光客はどのようにするのかなど、課題があることは承知をしております。この事業は始まったばかりであります。状況について述べましたように、今は限定されておりますが、村内の移動制約者の皆さんが自分で買い物、通院などの用事をする事ができる足の確保と、社会参加が始まったことも事実であります。運行経費を抑えながらも利用者の増加を図るという観点から、利用促進に向けた環境整備と、白馬村に必要な交通システムになるよう、地域との協同体制に向けた協議を、平成23年度までの実証運行の中で方向づけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

**第6番（松沢貞一君）** 利用状況等、大変、特に頭にあるのは高齢者、移動手段のない高齢者が頭にあるわけですが、そういう人たちにとりまして、大変いい施策だと思います。

それで、先ほど利用実態もお聞きしましたけれども、特に白馬村においても、山間地の利用がパーセンテージが高いというようなことで、そういう意味で大変役に立っている事業だと思っております。それから財政面ですけれども、利用者の拡大等、これから考えて図っていただきたいと思っておりますが、どうしても財政上の制約というようなものがあるわけですが、先ほどのお聞きした限りではですね、例えば今観光施策で「元気号」、観光客向け夜動かししておりますが、あれが村費といいますか、予算で1,000万くらいが投じられていると思いますが、そういうものと比較して、やはりもう少しといいますか、拡大できる余地は、比較の問題ですが、あるのかなあという感じはいたしております。

先ほど村長言われましたように、拡大ということでは、通学の便に使うようなことも検討していくのかとか、あるいは観光客はどうするのかといったこともありますが、そういったものも含めまして、ぜひ有効活用が、今後拡大に向かってできますようお願いしたいと思います。

それから、白馬村の社会福祉協議会の方でも、4月1日から福祉輸送サービス事業が始まりまして、常時車いすを使用している、常時介護が必要な人にとりまして、非常に便利などといいますか、有効な交通サービスが開始されるというようなことでありますので、そういうものと、総合的に白馬村の輸送サービス事業が機能して、有効に機能いければいいのかなあというふうに考えます。

人口が9,000人少しですので、なかなか福祉バスの運行というようなことにつきましては、難しいとは思いますが、予算面でぜひお願いしたいと思います。

例えば、東京の武蔵野市にムーバスというのがありまして、これたしか循環バスで、1回100円で武蔵野市内回っているバスですけれども、かなりその土地の人にとりまして、有効に使われていまして、東京ですので人口密度がありますから、採算面も大丈夫なバスなんですけれども、そういったものとは、この地域のものとは比較になりませんが、村民の利便性のためにぜひ今後、有効利用といたしますか、この事業の推進もお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 質問がありませんので、第6番松沢貞一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明日、3月17日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、明日、3月17日午前10時より本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分



平成22年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成22年3月17日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成22年3月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第10番	渡辺俊夫
第3番	太田伸子	第11番	高橋賢一
第5番	太田修	第12番	小林英雄
第6番	松沢貞一	第13番	太谷正治
第7番	柏原良章	第14番	下川正剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長 補 佐	西 澤 良 典	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	横 澤 英 明	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長	篠 崎 孔 一

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 平 林 豊

7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

○議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内についての再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番渡辺俊夫議員の一般質問を許します。10番渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） 10番渡辺俊夫です。本日は2つのことについて村政をただしたいと思っております。

まず1番目は、契約と違う融雪剤の購入についてです。

昨日も同僚議員から質疑がありました。今日の新聞にもその記事が載っておりましたが、新聞を初め、テレビ等メディアが大きく取り上げている問題であります。住民の関心はとても高い、そのような問題ですので、しっかりと村政をただしたいと思っております。

昨年末に起きたこの不正行為に関して、融雪剤そのものはもちろんのこと、その他、入札、契約、購入に至るまでの手続におけるさまざまな問題点が浮かび上がってきました。住民から税金をいただき、住民の福祉のためにサービスを行う機関としての行政にあって、二度とこのようなことは起きてはいけない、厳格な対応が求められています。

まず1番目、事実確認、検証結果、再発防止策、これらの住民及び議会への開示はどのようにするのでしょうか。まず初めに行政内で報告書にまとめ、その報告書に基づいて議会がその報告を検証し、そして住民に報告を行うのが筋であろうと思っております。

なお、昨日は同僚議員の一般質問に答えて、次期村長選に向けて出馬の意向を表明したところですので。そして本日の新聞報道にもあり、皆が注目するところでもあります。答弁に関しては冗長に

なることなく簡潔な答弁を求めたいと思います。説明責任を果たすことは、村長の大事な職務であります。そのような職務を行えない村長に関しては、住民は期待していないと思います。

以上、質問をいたしますので、答弁をよろしくをお願いします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 渡辺議員からのご質問に、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず最初に、融雪剤の購入に当たり、契約と違うものを購入したということについて事実の確認、検証結果、再発防止策の議会及び住民等への開示はについてお尋ねをいただいております。議会の皆様には平成22年第1回白馬村議会定例会のあいさつや、2月22日の産業経済委員会、1月22日の全員協議会で、住民の皆様には「広報はくば」2月号、「広報はくば」3月号で確認された事項や対応をお知らせしてきたところであり、村が行っている広報手段の主なものである「広報はくば」、ホームページなどでお知らせをしていく考えでございます。

2番目の事実関係が明らかになっていない中での。

**議長（下川正剛君）** 2番いい、そこまでです。答弁が終わりました。渡辺議員、通告に従って2番、3番、4番まで一括でやるようお願いをいたします。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 2番目のことですが、事実確認などのまだ明らかになっていない状況での処分とはどういうことなんでしょうかという質問です。

これは今日の新聞に出ていました、3職員懲戒とあります。ここで村長はですね、購入契約における事務手続に仕様書がないことや、環境配慮型凍結防止剤に関する認識と知識の欠如、これを行政側の最大の問題点に上げています。しかし、まずこの凍結剤に関してですね、見積もりの依頼というものが10月22日に行われています。ここにはどのように書いてあるかということ、塩化カルシウムと、それから低塩化物有機酸系凍結防止剤、こういうふうに細かに書いてあるんですね。言ってみれば環境配慮型と塩化カルシウム単体が何が違うかということを確認した上で見積もりをとっているという事実もあります。

まだ、そのような形で処分していいのかという疑問はあります。また、今、全容を報告したということにしていますが、全容が解明されていないのは明白です。ちょっと一例を挙げますと、これは議会に示された業者からの請求書、納品書です。これをちょっとつぶさに調べてみました。そうしましたら、このような事実がありました。まず契約書には単価契約として25キロ入りの袋、それから2トン、4トン、10トン、この4つで見積もりを出しなさいということになっていました。しかし、実際にこの搬入記録を見ますと、納品書を見ますと、搬入されたのは最初が5トン、これは白馬ソイルというところですね。11月20日、21日にはやはり同じく5トンというふうになっています。そのうち、またこれは10ですから5トンですね。まずその単価契約の中には500キログラム袋のものが入っていない。それから2トン、4トン、10トン、この見積もりによると2トンを入れた場合と4トン入れた場合と価格が違います。この5ト

ン入れたときの価格はどうかだったのでしょうか。5トン入れたときの価格というのは、2トンの入れたときの価格になっています。すなわち納品した金額は2トンのよりも高いんです。

ちなみに2トン入れた場合には3万5,000円、4トン入れた場合には3万4,500円。しかし、これは5トン入れているんですね。このようなことがどこに説明されたのでしょうか。また処分の内容にこのことについて触れているのでしょうか。この処分に関しては山田工務店という納入会社についてですけれども。そして、これらのすべて納品されたのが、金額として消費税入れると135万円となります。

このように、この事実が伝票とともに議会に報告があったときは何ら説明されていません。処分の内容にこれが入っているのかどうかわかりません。すなわち私が申し上げたいのは、まだまだ事実関係が明らかになっていないうちに処分しているということです。この契約に関しては商品、納品のこと、単価契約、すべて契約違反です。このような事実関係がまだ明らかになっていないという状況はだれしも明らかだと思います。

3点目、不正な融雪剤がなぜまたどのような経緯を経て白馬村で散布までに至ったのかということ。

このことについては産業経済委員会でも質疑があり、そして村長は議長あてに、質問に対する回答書というのを出しています。それによりますと、この納品されたグリーンSR100、この商品に関しては中国の天津にある製菓会社のチャングル社が製造をし、韓国ソウルの製造販売会社のジェイマ社を経由し、山田工務店が販売していると回答がありました。

私は独自に調査をしました。ジェイマ社について調べてみました。そうしますと、ジェイマ社は何と白馬商工会ソウル事務所をかたっていたのです。入手した名刺はこちらにコピーがあります。そしてジェイマ社には、白馬村と白馬村商工会が運営経費を100万円ずつ5年間負担していた、平成13年度発足の白馬インバウンド推進協議会ソウル事務所も兼ねていたという疑いがあるのです。

また、グリーンSR100の製造元についても調査をしてみました。国内のホームページを見るとどこにも載っていません。製造元は書いてありませんでした。しかし、韓国のホームページを見ました。そこにはメーカー名が大糸となっていました。これでは製造が大糸で、この白馬商工会ソウル事務所をかたっているジェイマ社、それも村と商工会が資金を供給した、そういう事務所を経由して、なおかつ山田工務店という納入業者が白馬に納めたという経緯になります。この事実についてお聞きをします。

4番目、発注先として受注者に対する法的措置は講じるのか。

村長は、つい先ごろの委員会の中で、またあいさつの中でも、金額的な被害はなかったというお話をしています。これについても調べてみました。村長が最初は不正がなかったとしていたCタイプと称するもの、これが99%の塩化マグネシウムということを言明しました。すなわち塩

化カルシウムなのです。建設物価、これ2010年版ですけれども、これを見ますと塩化カルシウム融雪用25キロ入り、これが単価はこれ1キロ当たり49円になっています。塩化マグネシウム凍結防止用25キログラム入りと書いてあります。長野県では47円です。言ってみれば塩化カルシウムより塩化マグネシウムの方が安いのです。

ちなみに、塩化カルシウムは今回落札したのは矢木コーポレーションです。これは2トン、4トン、10トンをととも4万円になっています。これは明らかに金銭的な被害ではないでしょうか。言ってみれば詐欺ということではないのでしょうか。もしそうすれば法的措置は必要になるのではないのでしょうか。

以上、4点についてお聞きします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 渡辺議員から2番目、3番目、4番目、一括ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

本当の細かい契約内容については、私が言うよりも、担当課長から説明させた方がいい部分もあるかと思いますが、私のわかる範囲でのお答えをさせていただき、担当課長、そしてまた副村長からも説明をいたさしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

1項目ごとにお答えする前に、納入トン数の違いによる運搬料、ここに不正があるではないか、その辺を処分の内容に入れてあるかどうかというお話でありますけれども、これについては、私はトン数2トンと5トンにしても運搬をする車、積載量の違いによる場所がありはしないかと思えます。2トン車で2トン運ぶ場合と、例えば2トン車で2回、2トン2トン、4トン運ぶ場合、あるいは5トン運ぶ場合というようなことも考えられると思えますけれども、この辺のところにつきましては、担当課からお話をさせていただきたいと思えます。

そしてまた、渡辺議員からジェイマ社の件、そしてインバウンド事業にかかわる商工会との関連、製造元が大糸だというようなお話、私は今初めて耳にするばかりでありますけれども、ぜひこういう公式の場でお尋ねになるならば、その辺のやはり根拠も持っていただかないと、大変問題が大きくなる部分もあるかと思えますので、ぜひその辺のところは十分配慮した上でのご発言にさせていただきたいと、こんなお願いもしておくとお思います。

それでは、順を追ってお答えをしていきますけれども、事実関係がまだ明らかになっていない状況での処分とはというお尋ねでございます。

これについては、渡辺議員の見解と行政側の見解と異なるところでありますけれども、行政の立場として考えていることをお答えをさせていただきます。まず、村が行うべき事実確認は、一応終了しているというふうに行政では考えております。確認の意味で、今回問題となりました低塩化物有機酸系の凍結防止剤購入に関し確認をした事実を申し上げたいと思えます。また、この購入に関して処罰に関して議員の方から、新聞に載っていることと違うではないかというお話が

ございましたけれども、新聞は限られた紙面の中で記事を掲載をしてあります。新聞記事より先駆けて、議会議員である渡辺議員は、それぞれの委員会で十分説明をお聞きになっているわけがありますので、ぜひその委員会での行政側の説明は、可能な限り丁寧に細かく説明をしてきたつもりでありますので、ぜひその辺のところもご理解をいただきたいと思っております。

凍結防止剤の購入に当たりましては7社に対して単価見積りを依頼し、その中で最低の価格で見積もった業者と、低塩化物有機酸系の凍結防止剤の単価契約を締結いたしました。その後、受注者より同じ低塩化物有機酸系で即効性のあるCタイプという製品がある、同じ価格で納入をするので試験的に使ってみてはいかがかという提案があり、担当課関係者で協議の結果、変更することと決定し、シーズン序盤に限定し、散布を開始をいたしましたわけでございます。

また、平成21年第4回議会定例会の産業経済委員会や全協で、凍結防止剤のサンプルを示し、補正予算の説明を行いました。ここまでで担当課長等からの聞き取り等により確認をしている点は、総購入額が400万円であるにもかかわらず、副村長決裁でなく、担当課長が決裁としていること。次に、求める凍結防止剤の品質を確保するための仕様書を作成していなかったということ。次に、見積聴取に当たって見積もりの依頼者及び提出先が担当課となっていたこと。次に、見積もりに添付する品質、成分等が記載された書類が、何という書類なのか明示をしていない。また書類を添付しない会社の見積書も受理をしていたことであります。そして、次には財務規則に定める契約書に記載すべき事項の一部が欠落をしている、また条番号にずれがある。次に、Cタイプへの変更協議が口頭で行われていたこと。次に、変更協議の際、成分、品質等が記載された書類やサンプル等の書類提出を求めていなかったこと。第4回の定例会へは実際散布している凍結防止剤Cタイプではなく、変更前のサンプルAタイプで説明を行っていたことなどがございます。これらは変更したことを忘れていた担当課の失態と、環境に優しい凍結防止剤を散布することに対する意識が欠如していたものと思っております。

その後に確認した点は、長くなりますので申し上げますが、2月22日の産業経済委員会等で説明したとおりでございます。なぜ違った製品が納入されたかについては、受注者が製造販売元へ確認をしているところではありますが、少なくとも違った製品の納入があったことは事実でありますので、それに基づき処分を行うことは当然のことと思っております。渡辺議員からいろいろご指摘をいただいております。事実関係が明らかになっていないというお考えのようではありますが、私どもとしては、今のところこれ以上の事実関係とは具体的に何があるのか、我々も今後の検討にしたいと思います。差しさわりがなければ教えていただきたいと思うところがございます。

次に、3番目の不正な融雪剤がなぜ、どのような経緯で白馬村で散布されるまでに至ったかのご質問については、経緯を説明すれば、1月の全員協議会や2月の産業経済委員会等での説明を繰り返すこととなります。渡辺議員、簡潔にというご質問でございますので省略をさせていただきますが、お答えとしては今まで説明をしたとおりでございます。

4番目に、発注先として受注者に対する法的措置は講じるのかについては、今、科している以上のことをする考えは持ち合わせていないことを申し上げて、質問に対する答弁とさせていただきます。議員冒頭でご指摘のように、村民の税金を使って購入する、そうした行為をする行政としては、何はともあれ公正に、そして不正防止に向けて取り組むことは当然のことであり、そのことについては、今後建設課だけの問題ではなく、全庁それぞれの課の問題として真摯に受けとめ、再犯しないような措置は講じてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 先ほどの2トン、4トン、10トンという見積りの結果と、納入されたトン数との単価が違うのではないかとのご質問ですが、それについては、たしか1月22日の全員協議会の折に、契約書の中に2トン、4トン、10トンとあるというところの質問にお答えしたと思います。契約書にある2トン、4トン、10トンというのにつきましては、2トン車で運搬した場合、4トン車で運搬した場合、10トン車で運搬した場合の単価を契約をしたということで、2トン運んだ場合に幾ら、4トン運んだ場合に幾ら、10トン運んだ場合に幾らという金額ではございませんので、ということでございます。

それと、あと金額的な損害があったのではないかとのご質問ですが、これについては、昨日の一般質問の折に、損害賠償の根拠というところでお答えをしております。契約解除後に購入をした塩化カルシウム、それと契約をしてグリーンSR100の購入の差額分については7万5,075円という金額になりますが、これにつきましては、山田工務店の方に損害賠償ということで、3月3日付で請求を行っております。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 議員のご指摘の中で、韓国の会社と商工会との関係が言われました。ソウル事務所を兼ねていた疑いがあるというご指摘であります。疑いのあるだけで答弁するのは差し控えたいと思うんですけれども、この内容につきましては、私どもこういう立場になる前のことでありますので、内容につきましては精査してみたいと思います。

ただ、1点言えるのは、受注者であります業者が自由経済主義の中で商業活動、あるいは観光事業の活動をすることは、何ら差し支えない問題だと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 簡単に言うと、ほとんど答えになっていないという答弁です。まず、今、村長からも説明はしていると、十分にもうしているじゃないかというお話でした。委員会でも話をしているし、広報にも出している。もし、まだまだ事実関係が不明であるというものがあるんであれば上げてほしいというお話でした。

そういうことを踏まえて、もう一度お聞きしたいと思いますが、まず課長の今答弁ですが、何を言っているのか全くわかりません。5トンを入れるのに、これ2トン車を使ったからその単価になったということなんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** そのとおりでございます。

**議長（下川正剛君）** 渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** この5トンを入れるために、2トン車を使いなさいということになったのかどうかわかりませんが、いずれにしても、5トンを入れるために少しでも安くするのが当然であると思います。2トン車だと3回行かなきゃですね。これをどのように考えるのでしょうか。こういう5トンのものを運ぶのに、2トン車で3回運びなさいという指示を出したのでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

**建設水道課長（倉科宜秀君）** 特に業者には、そのような指示はしてはございません。ですが、議員おっしゃられるとおり、できるだけ安く上げるためには、その辺の配慮等については多分必要だったんだというふうに、今反省をしております。以上です。

**議長（下川正剛君）** 渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今いろいろ不明点が私の中にはあるんですが、行政側としてはすべて説明をしているというお話です。今いろいろと私の方で出しましたが、あやふやな情報で言っただけでは根拠が必要じゃないかと、そういうあやふやな発言をしてはいけないというお話でしたが、今、村長の弟さんが社長をやっている大糸という会社の名前を私は出しましたけれども、これは韓国のホームページに載っているわけです。韓国語がわからない人は、今とてもいいグーグルという検索ソフトがありまして、簡単に翻訳することができますので、ご覧になっていただきたいと思いますが、

この事実に関してはどう思いますか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今ご指摘のことは、今初めて渡辺議員からお聞きをいたしましたけれども、大糸が製造元ということで載っているんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 韓国のホームページには、メーカー名大糸となっております。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今申し上げましたように、私は今初めてそういうことをお聞きをいたしました。改めて私の方からも確認をしてみないとわかりませんが、少なくとも私の推測では、株式会社大糸が塩カルを製造しているというようなことは、私はあり得ないんじゃないかと。それはいろいろ会社の経歴、客観的なことから考えて、あり得ないのではないかなあというのが正

直な気持ちでありますので、また私なりに調査した結果は、渡辺議員にお知らせをさせていただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** このようなことは、村長の言われたようにあってはならないことだと思いますね。もしも本当であれば、これは大変なことになると思います。この事件に関することに関して、村長の今までの発言を、文書等、それから公式な場面での発言等を精査してきましたが、最初は不正はなかったの一点張りでした。その後、不正を認め、一転して事実確認や、まだ終わっていないんですけれども、検証も終わっていない、それから議会には報告したと言うけれども、まだ報告書もいただいている。先ほど言いましたけれども、その個々の事項については、全く我々は文書としてもいただいている状態です。そういうような状態で、やはり議会というのは、この村政が正しく村民のために行われているかどうかというものをチェックする機関です。言ってみれば、住民から負託を受けてその役割を担っているわけです。ですので、まず行政がみずからどのような事実確認をしたのか、検証をしたのか、そしてどのような再発防止策をするのか、それを見て、それが本当に正しいか、妥当かどうかというものを判断する、そういう機関なんです。

今、事実確認や検証を、簡単に言うと避けるように処分を決めてしまったと言えるのではないかと思います。すなわち今ここに書かれているメーカー名、このメーカーに影響が及ばないようにかと疑われるようなことですね。こういうもし本当であれば、村長はみずからの親族会社に便宜を図ったということになると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今までも、この融雪剤の事件が起こって以来の説明については、私一人の考えで説明をしているわけではございません。それなりきの実実に基づき、それぞれの関係者の中で取りまとめをしながら、またそれを検証しながらということで、今まで可能な限り事実のお話をしてきたつもりでございます。また事件が起こって以来、この定例会終わるまで、この融雪問題についてのご質問等は出てくることも想定をしておりました。そうした経過を踏まえる中で最終的な取りまとめを、明日の協議会の方へ提出をするようにいたしております。

しかしながら、その報告書も全く新しい事実を報告するわけではなくて、今申し上げましたように、今までの経過を踏まえて、取りまとめを皆さんにお知らせをして確認をいただくと、こういうことでもありますので、ぜひその辺のところは、お間違えのないようお願いをしたいと思いますし、私も村長に就任して以来、情報の発信については、隠して出さなくて受けるリスクの方がはるかに大きいと、可能な限り情報は提供をしろというのが私の思いであり、職員にも伝えてきたところでもありますので、ぜひその辺のところは、そのとおりに受け取っていただきたいと、このように思います。

直接的なこととしては、山田工務店と行政との間で起きた問題は、あくまで山田工務店と行政の間というふうに理解をしております。したがって、山田工務店の方からも、決して作為的に悪いものを、あるいは粗悪品を高く売ろうというような、作為的なことはなかったというふうに私は信じておりますし、聞くところによると本人いわく、こうした経過になるならば当初のAタイプを黙って納入していれば、こういうことにならなかったにということで大変悔やんでいるという話もお聞きをいたしておりますので、やはり日ごろ渡辺議員もおつき合いをされている方でありますので、ぜひそうしたことも、素直にやはり聞き取って解釈をしていただくことも必要なことではないかなと、こんなふうに思います。

加えて、製造元が大糸というようなことに間違いなく事実とするならば、今、渡辺議員がご指摘のようなことが、作為的に仮に大糸が製造をしていて、粗悪なものを作為的に納入をしたというようなことが事実として明らかになれば、またその対応は全く違ったものになってくるんだろうと、こんなふうに感じているところであります。以上です。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 今の答弁どおりだと思います。山田が作為的なことがなかったということですが、作為的な意図してやったとか、意図してやらないとかという話じゃなくて、結果としてこれは作為となってしまったわけです。悔やんでいるということですが、悔やみきれない思いは私もわかります。もっと言えば、これがもしメーカーがこの大糸であるならば、もう悔やみきれない、もっと大きな悔やみきれないものがあるというふうに思います。

それで、今、今議会中に報告書をまとめて提出するということですが、今日の私のというか、住民の疑問にもしっかりと答えた報告書をつくっていただくということと、これは融雪剤の問題に直接は関係ないんですけども、今、副村長から、このインバウンド事業に関して、私の任期のところではなかったというお話でしたが、いずれにしても13年から18年までソウル事務所があり、村の公金が出ていたところ、それがもしジェイマ社であったということになると、これはまた別の問題で、大きな問題になりますので、この報告書についてと、それからソウル事務所について、これはいつごろ、報告書に関しては、今、今期中というお話でしたが、ソウル事務所に関しては、いつごろまでに結論を出していただけるんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今のいろんなご指摘がありましたけれども、ならば、もしという仮定の話でありまして、そういうことに対しては、先ほど申し上げましたように正確なお答えはしかねかねるわけでありますけれども、昨日も一般質問の中で事件、まがいもの、また今日も不正行為というようなご指摘がありました。経過につきましては全協、あるいは委員会、また本会議を通じてそれぞれご説明していますとおり、受注者と村それぞれ善意の中で、こういう仕事のやりとりをし変更したものであって、それもしかも期限を区切った試験的な使用ということであり

まして、私どもの認識としては、そこに法に触れるような不正があったという認識は持っておりませんので、ぜひそのようなご理解いただきたいと思ひます。

それから、今回の事象にかんがみて、報告書あるいは改善計画につきましては、先ほど議員のご指摘のとおり、この会期中の全員協議会でお示しをしていきたいと思ひますし、インバウンド事業の関係につきましては、昔のことでもありますので、ちょっとそれなりに調べさせていただく時間が必要かと思ひますので、でき次第、なるべく早く調査をしたいと思ひますが、当時インバウンド事業の理事として、議員さんも携わっていらっしゃいましたので、その辺の経過については、設立の経過については十分認識されているのではないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺議員の質問時間は、答弁を含めあと9分です。質問はありませんか。渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 残念ながら時間が少し少なくなってきました。それで、今、副村長がお約束していただきましたので、ぜひそれを履行していただきたいと思ひます。私どももそうですが、行政も皆住民からお金をいただいて、そして村政を運営していることの自覚というものを持っていただきたいと思ひます。行政の方で調べたけれども、不正はなかったということですが、もともとこの事件に関しては、住民の方から、何かおかしいんじゃないかということが発端です。そういう人たちに対して、その人たちはやはり税金を納めている側なんです。そういう住民に対して、真摯に説明責任をするのは当然の当然です。このことを肝に銘じて、今後も行政運営をしていってもらいたいと思ひます。

それでは、時間が少し少なく、少しではなくて大分少なくなってきましたが、次の問題に移りたいと思ひます。

村長公約の検証についてですが、もう任期余すところ数カ月になりましたが、まだまだ低迷を続けているというのが現状であろうと思ひます。これで4点ありますが、4点はちょっと答弁を含めての時間ですので難しいので、3点目の、観光局は今非常に注目を浴びておりますが、何をどう見直されたのかという、3点目について答弁を求めたいと思ひます。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。失礼しました。観光局は何をどのように見直したかのご質問でございます。この観光局の取り組みについては、もう渡辺議員、新たな組織と申しますか、局長の、公募による局長導入に当たってから以後、つぶさにもう十分ご承知の上での質問だというふうに認識をいたしておりますが、お尋ねでありますのでお答えをさせていただきます。

今ちょっと前段でお話をさせていただきますけれども、この世界経済環境、大変変化をしてきております。それに伴った社会環境も当然変化をし続けております。そんな変化の時代の中で、観光立村として成り立っていくためには、さらなる努力と深い洞察力が必要だと思ひておりま

た。繰り返しになりますが、日本じゅうが観光地を目指し切磋琢磨している中でも、この白馬村ほどすばらしい山岳景観、自然環境と立地条件、またそのスキルを持った村は、日本全国の中でもそう数があるとは思っておりません。いいところを生かし、一層の磨きをかけ、世界に冠たる観光立村の創出こそが、これからの白馬村の進むべき道であり、豊かな村民生活のかなめであると考えておりました。

そのためには、村内が一体となって顧客ニーズの実現に向かうことであり、観光局はその補佐として、村の持つ能力を最大限に発揮でき得る相乗効果を実現する組織として機能させることであるというふうに確信をしておりました。白馬村の観光局の望ましい事業運営に関する調査書の報告書によると、基礎固めからさらなるステップへと、さまざまな問題が指摘されたところがございます。結論として、白馬村観光局は先進的な組織の誕生を果たしたけれども、組織としての機能が弱く、本来の目的に向けて活動がおくれているとのことでもあります。

こうしたことを受けまして、さきに述べましたように、局長を外部から登用し、観光戦略の見直しと、それに伴う組織局員を養成することといたしたところがございます。そして村独自の観光戦略を立案する組織へと移行を図ってまいりました。観光局長を外部から迎えたこの1年間は、確実に大きく変化をしたというふうに確信をしております。今までのイベント実施の作業部隊から、戦略を立案し実施する組織へと転換をしてまいりました。一昨年はその状況分析と戦略立案、局内意識の改革、組織の再編、旧来施策の見直し等、内部改革を行ってまいりました。これは当然、理事会承認もとの推進であります。外からはなかなか見えにくい状況であったのかもしれないし、また新しい考え方は、旧来の観光における文脈、手法とは異なっていた点もありますので、理解をしづらかったのかもしれないというふうに思っております。

それ以降の計画については、さきの議員の皆さんと観光局の会議で、資料に基づいてお話をしたとおりでございますが、間違いなくあの資料をご覧いただければ、今まで観光局の運営に議員という立場で、またあるいは商工会の役員の立場としてもかかわった観光局の状況と比較をしていただければ、もう十分におわかりだと思いますけれども、それが第7期の政策方針案のように拡大利用率のターゲットを設定をし、宣伝、販促、中長期計画関連図案、白馬村イメージ刷新を基本に基本素材の開発、テーマ素材開発、宿泊商材開発、ネットワーク素材開発に分けて、階層1から3へ、新マーケットに向けての時代対応を図っていることは、このごろの説明でも十分おわかりをいただいたことと思います。その資料をご覧いただければ、今までの観光局の取り組み姿勢と明確に差別化ができる、このように思っております。

観光局の動きについては、代表理事として観光局を監督する立場から見て、時間はかかっておりますが、よい方向に間違いなく進んでいるというように確信をいたしております。また渡辺議員には、議員の立場でそれぞれ観光局にもまた目を向けていただき、提案等もどしどし出していただき、よりよい観光局の組織にお力添えをいただければと、こんなことを申し上げて答弁とさ

せていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。渡辺議員、あと2分です。渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** ちょっと観光局に対して、今提案というお話でしたが、私は今回の予算の中で一番大きいのは、観光局に対する3,000万円の支出です。新たな支出ですが、そのうちの2,000万円を月刊誌の広告費というふうになっています。そのなおかつ1つのBE-PALという雑誌ですが、そこに1,500万を投資するということですが、私の考えとしては、今はこの広告宣伝に使うのではなくて、やっぱり基盤整備だということを、私は提案をさせていただきたいんですけども、それについてはどういうお考えなんでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えもいたしますし、今の宣伝効果という点になれば、やはり私どもも観光局長の一存ではなくて、私はありがたいと思っておるのは、それぞれの分野で観光にたけた皆さん、そして宣伝にたけた皆さん方を、アドバイザーとして4人ほどお願いをしております。そうした方々の専門的な知識の中で、一番有効と思われる方法をとったものと、このように確信をいたしておりますので、その効果の度合い、なぜ雑誌かという点についても、観光局長からこのごろの会議で十分説明をいただいております。こんなふうに思っていたところではありますが、今改めて議員の方から基盤整備と言われましたけれども、基盤整備と言われることをしていかなければいけないことは、今最初の答弁の中でも多少触れましたけれども、渡辺議員言われている基盤整備は、ハード面の基盤整備のことを指して言っておられるのでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 渡辺議員、質問時間が終了をいたしましたので、第10番渡辺俊夫議員の一般質問を終了いたします。

**第10番（渡辺俊夫君）** はい、終わります。

**議長（下川正剛君）** ただいまより11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

**議長（下川正剛君）** 再開をいたします。

次に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

**第5番（太田修君）** 5番太田修です。昨日の同僚議員の質問の再確認をさせていただきます。

1に、任期満了に伴います村長選挙についてお伺いをいたします。

世界的な金融危機や同時不況の影響で、厳しい財政状況が続く中、1期4年の任期の中で五輪開催に伴う先行投資が行われ、それにかかわる公債費の縮減に努められてきております。2期目に向け出馬に当たりまして抱負についてお伺いをしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員から、2期目に向けての意思を問うご質問をいただきました。この

結論については、さきの篠崎議員にお答えしたように、皆さんの理解が得られるならば、引き続き村政運営の旗振り役を担わせていただき、村民の支援を今まで以上に感じ、村政運営に努め、そして白馬村発展のために頑張りたいと心を決めているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

村の財政状況についてのお話もございました。少しお話をさせていただきますけれども、議員ご指摘のように、国の経済対策による財源を有効に利用しながら、要望の強かったそれぞれの事業や、先送りとなっていた事業を計画的に進めながら、この3年半の間、財政調整基金あるいは減債基金を取り崩すことなく、逆に1億1,000万円ほどの基金の積み立てをできたということは、何よりもありがたいと、このように思っていると同時に、その裏には、やはり村民サービスが行き届かなかったということも含まれるわけでありませう。

また、現在の税収が平均12億円程度が安定的に確保できれば、平成15年には実質公債費比率も18以下となり、財政内容もかなり健全なものとなってくると、このように確信をしております。

ご指摘の、オリンピック施設に投資をした約52億円につきましても、平成25年、26年で約3,000万円ほどの償還をいたしますと、すべて終わりということになり、償還の大きいものは、下水道へ繰り出す約2億8,000万程度が一番大きな償還ということになり、今申し上げましたように、財源確保ができれば、大変安定した健全財政のもとに村政運営ができるのではないかと、こんな想像もしているところでございます。

しかしながら、日本経済はかつてない厳しい状況下の影響は、この白馬の経済にも大きな影響を及ぼし、税収の今後の落ち込みには十分な注視をしていかなければならないと思っております。したがって、今後の行政運営には慎重な対応が必要であることは言うまでもありませんが、さらに健全財政の、財政健全化に向けての道を十分に担保しながら財政運営に努めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田 修君）** ありがとうございます。それでは引き続きまして次の質問事項に移らせていただきます。

村では地方自治法の規定に基づき、将来的な施策の大綱を明らかにするとともに、基本的な行政施策の方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第4次総合計画が作成されております。平成22年度は前期の5カ年の終了年度でもあり、また後期計画の策定年度でもありません。そんな観点から、次の3点についてお伺いをいたします。

暮らし支えあいプロジェクト、景観形成について、資源の活用について、また国の経済対策の事業にあわせて村が取り組みましたプレミアム付商品券の結果等について質問をさせていただきます。

ます。

2の暮らし支えあいプロジェクトについてお伺いをさせていただきます。

第4次総合計画に村の高齢化率が20%を超え、少子高齢化が進み、職場も少ないことから、若い世代が村を離れるケースが増え、単に高齢化人口が増えるだけではなく、高齢化世帯が増加しており、また地域支えあいネットワークの中で高齢者世帯、障害者世帯を地域で見守る地域ネットワークづくりや、地域が作成する地域支えあいマップづくりなどの事業を支援するとありますが、その進捗状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず第1点に、地域ネットワークの進捗状況について。

細かく1といたしまして、地域役員での連携、緊急時に備えた指導マニュアル等、あるいはまた救助分担等の掌握がどのようになっているのか、そういったところについてお伺いをしたいと思います。

また小さな②では、区未加入世帯が最近増えているわけですが、その中で名鉄団地等は飯森の区に入るかと思われますけれども、民生委員を初め区の役員の人たちが、どのようなかわりを持っているのか、その辺について、行政指導と今後の対策についてお伺いをしたいと思います。

それから、大きな2番といたしまして、個人情報保護法ができて、それを配慮する中で、なかなか地域づくり、地域マップがなかなか進んでいないというのが現状ではないかなあと思っております。先ほど述べましたように、行政もそれを支援するといううたい込みでありますが、その内容どの程度まで、どんなふうに支援してくれるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

3番でございます。13日未明に札幌市の介護施設が全焼するという悲惨な事故がございました。その中で7人の入居者が亡くなったということでございます。当村におきましても、高齢化世帯が増加する中で、家庭用火災報知器の設置状況の調査や、今後行政としてどのような取り組みをしていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、4番目といたしまして、乗り合いタクシー白馬ふれ愛号の運行でございますが、朝の通院・通学時に、何とか電車で接続するような配慮をされた定期バスのようなものが増便できないかというようなご意見を、非常に多く聞いております。この辺についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員から、暮らし支えあいプロジェクト等についてのお尋ねでございます。順を追ってお答えをさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、地域ネットワークの進捗状況について、そして個人情報保護法に配慮をし、地域マップづくり等への行政指導と対策案についてお答えをさせていただきます。

地域で見守るネットワークづくりについてですが、平成18年度から民生児童委員協議会で、災害時地域支えあいマップづくりを行っています。ただ、このマップは地域の実情を一番よく知っている民生児童委員の皆さんが、日々の活動の中で把握をしている高齢者などの状況を地図に落とし込んだものであります。これはこれで高齢者などの災害弱者の把握にとって大変役立つものではあります。災害時に実際に機能するかどうかは別の問題であり、マップだけでなく、地域での災害弱者への対応方法が備わってこそ、機能するものだというふうにご考えております。

現在、福祉関係で言う災害時地域支えあいマップの作成進捗状況は準備段階でございます。社会福祉協議会と連携をとりながら、平成22年度から形のある活動をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、災害時地域支えあいマップは、単に災害時だけではなく、もちろん平常のときにも対応できるものであります。核家族化が当たり前の社会になり、家族や親族は遠くにいて、いざというときに役に立たない。また元気であるのかわからないといった世帯が、ここ数年激増をしております。こういった世帯を支えるのは、地域とネットワークしかないのはだれでもわかっていることですが、なかなか手をつけることができない、大きな課題であるというふうにとらえております。

その原因は個人情報の問題と、うちのことは構ってほしくないという主義でございます。また、行政区に加入をしていないので、どこのだれが居住しているのかわからない、その人は住民であるのか、または別荘的に暮らしているのかもわからないということも、作業が進まない原因の1つでございます。手法としては、個人情報に配慮した手上げ方式などもあるところであります。

いずれにしても、各地区の役員の方々や、老人クラブやいきいきサロンの方々のご協力なくしては進まない作業でありますので、お手数ではありますが、これからの地域福祉根幹を支える事業としてお考えをいただき、ご協力いただきたいと思います。

そこで、まずこのマップづくりをどのように行うかのアウトラインを知っていただくために、災害時地域支えあいマップはどのようなものなのか、どうやって機能させていくのか、どうやって作成していくのかを研修をしていただくことも考えております。地区の役員さん、民生児童委員の皆さんのお力をいただき、社会福祉協議会で実施をし、行政はその取り組みを支援をしていくこととしているところであります。マップづくりに取り組むことによって、地域の連携や連帯感が生まれ、ネットワークが自然と構築されていくのではないかと考えております。

最終的にはマップをつくることが目的ではありません。マップを1つのツールとして、災害時に円滑な避難をすることが目的であります。それゆえに住民相互の支え合いが必要となってくるわけです。新年度では活用できるマップづくりに向け、要援護者の情報を記した台帳整備に取り組むと考えております。

個人情報保護の面ですが、個人情報保護の名のもとに、連携や協働が極端に制限されるとなれ

ば、地域の福祉問題解決自体が困難になってまいります。一方、社会援助のためであれば個人情報も自由に取り扱ってもよいのかという要援護者や、住民との信頼関係を損なってしまうことにもつながってまいります。取り組みに当たっては、このバランスをうまくとっていくことが、要援護者台帳作成のかぎとなります。実際に台帳整備に取り組む段になりましたら、区役員の皆様のご協力をお願いをすることになります。

区未加入世帯については、住民福祉課で転入の手続をされる際に説明をし、区に加入するよう協力を求めているところであります。

また、かつて特定の区域において区を立ち上げてもらいたいと思い、総務課で説明やアンケート調査を実施した経過もありましたが、個々の価値観の相違などから、区としての形成に至らなかった現状がございます。住民福祉課や地域包括支援センターに相談があって、ケアマネージャーがかかわっていれば要援護者の把握はできていますが、それ以外の方の把握は難しいのが現状でございます。民生児童委員は日々の訪問活動を展開する中で、状況の把握にも努めていますし、行政といたしましても、区への加入を積極的に呼びかけますが、ぜひ区の役員の皆様方にも、区への受け入れについてご協力をいただければありがたいと思っているところでございます。転入してくる方と受け入れる方、双方が努力しなければ、よい地域をつくることはできません。地区の会議のやり方を工夫したり、会議で決まったことを周知したりするとかの努力が大切だと思っているところであります。

3つ目の、火災報知器の設置状況調査と今後の行政対応についてであります。既に平成18年6月1日から設置が義務化され、昨年の平成21年5月31日までに設置しなければならないこととなっており、6月からすべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。住宅用火災警報器の設置により、住宅火災による死者数がおよそ3分の1に減少している統計データや、実際に人命が守られた事例等を紹介しながら、住宅用火災警報器が住宅火災による犠牲者を減らす有効な手段であることから、村では広報等を通じて設置の普及促進をしてきたところであります。

北アルプス広域消防本部が、昨年9月に実施をして設置状況調査によりますと、大北管内の普及率は46.7%、うち白馬村における普及率は51.7%でありました。なお長野県における普及率は56.1%、全国では52.0%であり、全国的に見ても普及率はまだ低いと言わざるを考えない状況でございます。

総務省消防庁では普及率調査を半年ごとに定期的に行うこととしており、北アルプス広域消防本部では、この3月に300世帯を対象に電話による聞き取りアンケートを実施しております。このアンケートは設置の有無や設置状況に加えて、義務化されたことの認知度を調査するものであります。しかしながら、この調査は高齢者世帯、障害者世帯を特定した調査ではありませんので、設置状況のデータを消防署も村も持ち合わせておりません。しかし、この調査は今後も定期

的に行われるものですので、北広域消防本部及び住民福祉課とも連携をし、高齢者、障害者世帯への啓発活動や、設置普及の対策を考えてまいりたいと考えているところであります。

次に、乗り合いタクシー白馬ふれ愛号の朝の通院・通学時の増便計画についてのお尋ねにお答えをいたします。太田議員ご質問のように、PTAや一部の皆さん方から、通学に利用できないか、通勤時に利用できないかとの声のあることは承知をしております。この事業は高齢者の移動制約者の皆さんの足の確保から取り組み始まったものであり、元気号冬物語での一般客や学生の利用についてはアンケート調査を行っておりますが、ふれ愛号に関しての学生の利用に関するニーズの調査はしてございません。

白馬村に必要な交通システムはどうあるべきか議論を始めたところであり、23年までの実証運行の中で方向づけをしてまいりたいと、昨日の松沢貞一議員の質問にもお答えをしたとおりでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で、質問に対して答弁を終わらせていただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田 修君）** それでは再質問させていただきます。

まず2点目の、個人情報保護に伴います地域マップづくりということの中で、実際、今年のように雪が連続して、非常に大雪だったというようなときは、民生委員の中でも何区かをかけ持ちで担当されている方がおります。そんな中で、また区の未加入者等の情報が、なかなか得られにくいといった現実もあるみたいでございます。そんな中で、本当に地域が支え合える、そういった環境づくりが必要ではないかなと思っております。22年度に向けて取り組みを聞かせていただきましたので、ぜひそれに期待をしてみたいなと思っております。

それから、3番目の火災報知器の設置状況でございますが、平成20年、昨年度の大北圏内でもやっぱり火災件数が20件あり、そのうち3名が死亡、死傷者2名というような内容をお聞きしました。これから高齢化世代を迎え、非常にこういった安全・安心な面の側面的な、またサポートが必要になってくるのではないかなと思っております。ぜひこんなところも加味しながら、また村として何ができるのか、ぜひその辺のところについて取り組んでいただけたらと希望したいと思います。

それから、4番目の乗り合いタクシーの関係でございますが、実際、本年度元気号を運行することによって、中高生の下校時間に一定の利用があったと、こんなふう聞いていただいております。そういったところを含め、そしてまた私も駅前に勤めていたときに、朝の時間帯、本当に駅が列になるくらい子供さんを送ってくる車で列になっております。そんな状況等を踏まえ、また環境面から、いろいろな方面から見たときに、やはりこういった対策が必要ではないかなと思っております。そんなところを希望させていただきまして、次の方に移らせていただきます。

3番、景観形成について。

第4次総合計画で、村は、長野県屋外広告物条例に定める屋外広告物特別規制地域の指定を受け、これを前後して撤去事業により、立体型の商品広告、それから企業広告などのたぐいはすべて撤去したとあります。また白馬村屋外広告物に関する規制の中で、屋外広告物を新たに設置する場合、また改造する場合には届け出、許可申請が必要であるとありますが、次の点についてお伺いをさせていただきます。

昨年暮れごろになるかと思えますけれども、深空地域に看板が設置されております。それにかかります看板の申請手続がどのように行われてきて、どのように許可をされているのか、その辺についてお伺いをいたします。

また2点目では、県及び村の監視体制、そしてまたそういったものに対する指導等をどのように行っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 景観形成違反看板についてのお尋ねにお答えをしております。

白馬村は景観形成施策の一環として、平成8年10月より、長野県の屋外広告物特別規制地域の指定を受け、独自のルールを定めて、オリンピック前にはおっしゃるとおり多くの商業看板等を撤去し、景観形成を図ってまいりました。屋外広告物行政は、景観行政の中でも最も難しい分野に入ります。担当課では毎年パトロールを実施し、違反看板があった場合は是正の指導をしているところであります。白馬村の現状の実態としては、規制ルールに抵触するものは小規模なもの数件にとどまり、このところ大きな異論もなく推移をしておりました。

しかし、残念なことに昨年11月の上旬、突如として無届けのまま、議員おひざ元の深空国道沿いに、ルールに抵触する看板が設置されてしまいました。県と村の指導状況というご質問ですが、まず県は屋外広告業者に対する指導をするだけであり、違反看板の是正、撤去には直接タッチしないスタンスをとっており、残念ながら県をあてにはできないものとなっております。この看板の広告主は、白馬村に規制があることについてはわかっている方で、確信犯的な事案であり、建てられた場所も自己所有地でもあることから、簡単にはいかないケースですが、担当課においては、既に広告主には撤去依頼の文書を発送し、設置業者も特定をしているところであります。この業者のところへは地方事務所担当係長を同伴して訪問をし、施主への撤去働きかけを要請しておりますので、しばらくは様子を見させていただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田 修君）** ただいまの説明をお伺いしたわけですが、村の中で、やっぱりごみ1つが、いつの間にかごみの山になっていくというのが、ごく普通の姿ではないかなあと感じております。この看板にいたしましても、1つ認めることにより、どうしても増えていくのではないかと心配されるわけでございます。この辺について、中の規約等を見ますと罰則規定もあるよ

うな形でもってありましたけれども、ぜひこの辺も含めながら、何とかいい対策を考えていただきたいと思っております。

それでは、4番の方に移らせていただきます。

資源の活用についてお伺いをいたします。

第4次総合計画に、温泉や気候風土など特徴的な自然エネルギー資源を活用した新エネルギーを導入することも検討しており、環境負荷の低減を図りながら、安定した経済活動を持続できるよう、エネルギーの安定供給と地球環境保全に配慮した環境型社会を創造していくために、各自治体において具体的施策の基本となる新エネルギービジョンの策定が求められております。

村では中学生、高校生のアンケートを踏まえ、平成19年2月に、新エネルギー導入の基本方針を策定しており、その進捗状況についてお伺いをいたします。

まず1点は、雪氷熱エネルギーによる地域活性化にかかわる白馬雪室フェア実行委員会があったかと思いますが、この活動とその結果について報告をいただきたいと思っております。

また、2つ目といたしまして、新エネルギーを今後活用計画していくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 3つ目のお尋ねであります、資源の活用についてお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり白馬村第4次総合計画の基本計画において、「優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く」の中の、アルプスの里観光プロジェクトにおける現状と課題の中で、温泉や気候風土など特徴的な自然エネルギー資源を活用した新エネルギーを導入することも検討をいたしました。環境負荷の低減を図りながら、安定した経済活動を維持できるよう、エネルギーの安定供給と、地球環境保全に配慮した循環型社会を創造していくために、各自治体において具体的施策の基本となる新エネルギービジョンの策定が求められていますということから、総合計画初年度となる平成18年度に、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構のご支援をいただき、平成19年2月には、白馬村地域新エネルギービジョンを策定したことで、この分野における大きな一歩を踏み出しました。

なお、第4次前期基本計画には、これと関連した施策として、1つに、風力・水力発電、雪室などの環境に優しい自然エネルギーの利活用に向けた研究を進めることといたしております。

2つ目に、雪利用による栽培方法の研究と特産品開発を推進してまいります。

3つ目に、地下水資源の利活用について研究をいたします。

4つとして、4番目に、豊かな温泉の有効活用を図ってまいります等を挙げているところでございます。

最初に、雪氷熱エネルギーによる地域活性化にかかわる白馬雪室フェア実行委員会の活動と結

果についてでございますが、平成18年度に民間を中心とした組織が、県の支援金を受けて雪氷熱の食品貯蔵を主たる目的として、ウイング21をメイン会場で行い、チルド冷蔵の優位性をアピールできたことは承知をしておりますが、その後において、組織の名称を雪室研究会として活動しており、現在では白馬村営農支援センターの観光特産部会における構成員として活躍していただいているところでございます。

次に、新エネルギーの今後の利用計画についてであります。白馬村地域新エネルギービジョンの新エネルギー推進スケジュールに基づき短期目標の取り組みをご紹介しますと、平成19年度予算から白馬村森のエネルギー推進事業補助金交付要綱を制定をし、観光農政課を所管としてペレットストーブ普及促進を図っており、現在に至っているところでございます。

同じく同年には、総務課職員が講師となってアンケートにご協力をいただいた白馬高校の生徒を対象に、地域学習として新エネルギービジョンの概要版の説明や、地球温暖化についての授業を行ったところでございます。

平成20年度では、公用車の更新にあわせてハイブリッド車を1台購入しており、クリーンエネルギー自動車の普及も計画的に図っているところであります。

平成21年度では、環境課において環境家計簿を全戸配布し、モニターファミリーを募集するなど、新エネルギーのみならず省エネルギーへの普及活動を行うなど、できることから取り組んでいる状況でございます。

このように新エネルギーへの取り組みは、普及から始まり、施設整備などのハード事業など、その内容も多種多様となり、新エネルギーの保存量と可採量を勘案すると、可能性のある小水力、雪氷熱エネルギーについても水利権等の権利問題や、事業化となると事業費も膨大となることから、村が整備すべき施設なのかどうかも判断しながら、新エネルギー導入に係る段階で整備が必要であれば、行政としてのアンテナを活用して、有利な補助メニューを提供するなど、推進スケジュールに基づいて、短期から中長期的な展開を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わります。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第5番（太田 修君）** ありがとうございました。新エネルギーのプロジェクトの中の6ページになりますけれども、お米の収量の高い白馬村は、これを保存したり、雪冷蔵を生かした新しい特産品づくり、地域の活性化に役立ってます。また雪が解けた冷たい水を冷房として2次利用もできますというようなことで書いてございました。非常に魅力を感じたところでございます。また、先日からの会議の中でも、議会の中で一般質問の中でも答弁をいただいておりますけれども、やっぱり観光の目玉として、こういった形で使っていくのも1つの方法ではないかなあと考えております。

私、素人なりに考えますと、ウイング21の高台の駐車場の雪をあの下の方へ押し出して、またそこから雪解けの冷たい水を利用して、空調設備に使っていくというような方法が、非常にいい形で出てくるのかなあと考えております。その中でも、今お伺いしたように水利権の問題、あるいは経費的な問題もあると思います。あると思いますが、こういった恵まれた自然資源をやっぱり有効に活用できるものから少しずつ進めていくことが必要ではないかなあと考えております。

また、特産品の方に、その雪室フェアが特産品の方へついて、今現状神城の方で行われているという説明でございましたけれども、やっぱりこの白馬というところは、野菜等のとれる収穫時期が集中しているということで、どうしても保存食に頼らざるを得ない状況が多いかと思っております。ぜひこういった貯蔵をうまく行い、通年お客様に提供できるような、そんな施設としてもぜひ前向きに検討いただけたらと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

5のプレミアム付商品券について、お伺いをさせていただきます。

地域活性化に向けまして、昨年8月に実施しましたプレミアム付商品券の販売結果についてお伺いをしたいと思います。なお、これにつきましては最終換金日が2月の10日となっておりますので、ぼつぼつできているのかなと思いき、お伺いをさせていただきます。

その中でプレミアム商品券の回収状況、そしてまたその販売された12枚のうち、6枚が大型店、あるいは量販店で使えるようになっておりました。この辺も分けて、もし教えていただくことができたらお願いをしたいと思います。

また、2つ目では、地域活性化への波及効果をどんなように評価されていますか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、3番目といたしまして、今後の計画について、こういった計画があるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** プレミアム商品券についてのお尋ねでございます。回収状況についてお答えをさせていただきます。

商品券の最終換金日終了後、実施主体である商工会において回収状況が集計をされ、商品券6万枚が完売されたうち5万9,847枚、率にして99.745%が回収されたと報告をされております。また使用された商品券の業種割合は小売業が79.8%、宿泊業が5.1%、理美容業が1.0%、建築・建設業が11.2%、サービス業が2.9%とのことであります。

次に、地域活性化への波及効果についてのお尋ねであります。商工会による商品券発行业務の分析結果では、当初大型店への集中が懸念されたため、商品券の構成において調整をし、大型店での商品券利用は全体の30.5%となったことにより、大型店以外の事業所にも多くの波及効果をもたらされ、地域活性化の一翼を担ったとしております。また低迷する村内経済に6,00

0万弱の商品券の使用により流通が活性化、目的別消費による購買意欲の喚起や、消費刺激として大きな経済波及効果があったと考えております。

3番の今後の計画についてでございますが、今の段階では全く白紙でございます。ただ、商工会の試算によると、今回実施した商品券発行事業による経済波及効果は、推定9,000万円から9,500万円にも上るということでもあり、費用対効果の側面においても大きな効果があるので、予算の状況を見ながら前向きに検討できればとは考えております。また商工会では事業者に対してアンケートを行い、さまざまな意見集約をしてありますので、今後実施する場合には、それを生かしていかなければとも考えております。

商品券については以上でございます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太田議員。

**第5番（太田 修君）** 村の経費を使って補てんをしながら、地域の非常に役に立ったという結果になったのではないかと考えております。そういった中で、これからやはり地域の活性化に向けて、もう少しこういった今後計画を立てていただけたら、非常に村自体の経済もよくなっていくのではないかと、そんなふうに考えております。

それから、この計画、販売等につきまして、前回同僚議員の方からもいろいろ出ておりましたけれども、また今アンケートをとり、また反省しながら、次回にもし機会があれば反映していくというような内容でございましたが、やはり税金を使って、こういった企画をされる中で、やっぱり村民に平均してといいますか、ある程度公平化に行き渡るような方法を、ぜひお願い申し上げます、これで私の質問を終わらせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 質問がありませんので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

**議長（下川正剛君）** 再開をいたします。

第13番太谷正治議員の一般質問を許します。第13番太谷正治議員。

**第13番（太谷正治君）** 13番太谷正治です。3問の質問を行いたいと思います。

冒頭、申しわけございませんが、1番のごみ関連、それから2番の地区役員の問題、それから3番目に観光についてとありますが、2番目と3番目を差しかえさせていただきますので、ちょっと順番を変更させていただきますのでお願いします。

1番目のごみ関連につきましてですが、私がこの質問をしようと思ったのは、広域の議会に出ておまして、もちろん焼却場が1つということで皆さん知っていて出ているんですが、その中である大町の議員さんから、大町では10年分母についてはかかったと。白馬の方は余りいい言い方はされなかったんで、同じ地区としてやっていくのに、我々もしっかりできるんだよとい

た意味で、この質問をさせていただきたいと思います。

ご承知のように、白馬・小谷は大規模な旅館、ホテルがあるわけではなく、割と小さな経営規模の旅館民宿といったのが大多数でございます。したがって、当然ごみ焼却場へは自分で持ち込みということになるわけでございます。この4月から焼却処理の容器持ち込みのお金に関して値上げをするということで決定を見ております。その中でいろんな疑問点がありますので、質問をさせていただきます。

ごみを持ち込む人は、ごみがまとまったところで持ち込むので、重量が重くなり、料金は重いほど高くなる。これはどうしてもある程度ごみがまとまらないと持っていけない、持っていきたい、それから持っていくと重量の高いほど割高になるといったことで、ご理解をいただければと思っております。

検量ゲートを通ってから段ボール、缶、瓶、ペットボトル等の分別を処理場の中で行っているわけですが、普通は検量ゲート前にリサイクル品の置き場所があって、燃やすものとは別にしなければいけないんじゃないかなあと。これからはだんだんそういう方向で持っていかないと、1つの大町とも、一緒になったときにできないんじゃないかなあと思っております。

3番目としまして、村では各区の集積所設置を推進し、また奨励金も出しておりますが、ごみ処理場に近い地区やごみの大量のごみがある場合、直接持ち込みの方が便利であり、またご承知のように70%から80%を超える人たちが、宿泊業者が持って行ってあります。宿泊施設が多い地区での集積所設置や、その他のほかの対策があるか、またお持ちでしょうか、お聞きしたいと思っております。

4番目としまして、直接持ち込みを今後推進していく考えはございますか。というのは、この70%、80%の直接持ち込みの方々が、何か村の後押しをもらえない状態にあるんじゃないかといった意味で、この質問をさせていただきます。自分で持って行って、そんなに悪いことをしているわけではないのに、むちゃくちゃだと、これは一体何だと言われる状態を、何か後ろめたさで料金で払って持っていくのに、そういう言われ方はないんじゃないかなあと思っております。

先ほど申し上げましたように、5番目、大北地区の焼却炉が1炉になることを考えて、白馬・小谷地区リサイクルセンターを設置するお考えはございますでしょうか。

6番目といたしまして、リサイクル品や粗大ごみの持ち込みは、場所や曜日が区切られたり、季節により非常にわかりにくく、利用しにくく、ごみ処理場の付近手前にあれば、村民もリサイクルに積極的に加わり、協力できるのではないかと。お考えをお聞きしたい。

7番目といたしまして、村では環境をよくし、ごみ減量化を進めるために、直接持ち込みの方々の協力が不可欠であると思っております。協力を得るための施策はどのように推進していくかを、お考えをお聞きしたいと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太谷議員から、ごみ関連について、7つの項目に分けてお尋ねをいただいておりますが、順を追ってお答えをしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

太谷議員からは、最初に、この4月から予定している白馬山麓清掃センターの処理料金の値上げと、それに関連したご質問でございます。清掃センターの件は白馬山麓環境施設組合に関することであり、山麓議会の議決を経て決定されたことであることから、本来、白馬村長として答える立場にはありませんが、私が組管理者でもあり、ごみ処理全般にかかわることであることからお答えをしていきたいと存じます。

ご承知のとおり、今再び大町、白馬、小谷の3市村によるごみ処理広域化を目指して、新たに立ち上がった検討委員会での議論が進められています。パートナーとなる大町市からは、とかく今の白馬村はごみの分別、減量化がおくれていると指摘をされています。私はその環境は今の清掃センターのごみの捨てやすさであると思っております。特に宿泊施設や店舗から出る事業系一般廃棄物の分別ができていない、それは安く簡単に捨てられる、今の清掃センターのありように起因するものと考えております。10キログラム60円というこれまでの料金は、地区集積所に出す場合の村指定の有料ごみ袋の料金に合わせたものでありましたが、指定ごみ袋には10キログラム入れることは不可能である一方、センター持ち込みは実重量10キログラム当たり60円ということであり、事実上はセンター持ち込みの方が安く、不公平感があるとともに近隣の施設、例えば大町市の環境プラントが10キログラム200円、穂高クリーンセンターが10キログラム210円と、これまでの料金は近隣に比べて格安なものでありました。今後、大町市と一緒に新施設建設を目指す立場からは、大町市と同様に10キログラム200円にすることも検討されましたが、集積所のない地区の一般家庭と営業者への配慮から、段階を踏んでということで、30キログラムを超える10キログラム当たり100円にとどめたものであり、事業系一般廃棄物の減量化と分別、リサイクルの推進を本気で図るためには、どうしてもこの料金値上げは今回に限らず、今後もしていかざるを得ないものと考えております。

また、清掃センターの処理能力は、老朽化により建設当初の半分となっている現状下、相変わらずピットに投げ込まれるごみの7割は紙ごみやプラスチックごみであるという結果であり、紙製容器包装、プラスチック製容器包装など、今はリサイクルできるものが多く、ときにペットボトルなども袋ごと投げ込まれるなど、本来リサイクルできるものが分別されないまま投げ込まれているのが現状であります。この料金値上げを機会に、それぞれの事業者が一手間をかけて分別をしていただくことが大切であり、そうなることを願ってやみません。

次の、清掃センターの検量ゲートをくぐってからのリサイクル物分別については、本来でないことは承知をしております。清掃センターの建設当時は、今のようなりサイクル社会を想定しておらず、したがって、現在の敷地のスペースで、大町市のようなリサイクルセンターを設けることはできず、本来リサイクルできるものをそのまま燃やしてしまうことや、カレットにしてしま

うことを避けるために、場内で便宜的に行っているにすぎません。現在、環境課でごみの集積所、特にリサイクル物の集積所の設置を呼びかけているのは、まさにこのためであり、本来、ただで出せるリサイクル物をまず分別し、出せる場所を確保していただきたいものでございます。この呼びかけに集積所のなかった6地区のうち、山麓区とどんぐり区では、昨年リサイクル集積所を設置いただきました。また和田野区では地区役員による月二、三回のリサイクル物の裸出し収集が始まっております。

直接持ち込みを推進援助する考えはあるかというご質問であります。次の焼却施設がどこになるのかわからない状況下にあって、どこになってもいいようにするためには、むしろ直接持ち込み方式から、収集方式への切りかえが必要だと考えております。冒頭申し上げたとおり、今の清掃センターであるからこそ、特に議員ご出身の地区等においては、近いことから便利に持ち込みができるものであり、リサイクル物集積所の設置は議論にもならないと聞いておりますが、新しい施設が、その便利さを享受できる場所になるとは限らないことを、我々も含めて覚悟していく必要があると思っております。

リサイクルセンターのご質問ですが、これにつきましても、やはり新施設の場所に大きく左右されることになるものと考えております。新施設が白馬村内に建設される場合は、議員のおっしゃるようなリサイクルセンターを併設する施設になるものと考えますが、例えば大町市となった場合、さらにその場所にもよりますが、市には今後とも稼働可能なリサイクルセンターが既にあることから、必要ないという考え方が出る可能性もあり、そうなった場合には、白馬・小谷地区に常設のリサイクルセンターは必要になるものと考えております。環境課においては予算づくりを通じて、このリサイクルセンターを何とか既存施設を利用して設置できないか、真剣に検討しましたが、適当な施設が見つからず、新年度での設置は断念しているところであります。

これについては、ただいま進行中の広域検討委員会の結果を見て、次年度以降の検討課題としてまいりたいと存じます。議員初め、近在の皆様には現在の施設の便利さを前提にして、これを失いたくない気持ちはよくわかりますが、3市村による1炉の施設は、場所によって大きく便利さに影響するものであることを、場合によっては今より大きく不便になることも覚悟の上で、今後のごみ処理行政を進めていかざるを得ないことを、ぜひご理解いただきたいと存じます。

議員おっしゃるとおり、ごみ減量化には直接持ち込みもされている皆様方の協力は不可欠であります。センター料金値上げも1つの手段として取らせていただきますが、そのほかにも4月よりセンターに分別指導員を置き、特に分別の悪いごみの持ち込みされる方を、現場で直接指導していく方針としております。

ともかくも、今後のごみ処理施設は新設の場所ありように大きく左右をされます。ある意味では便利で捨てやすい施設になれてしまった人の意識変革は難しくも感じますが、どのような場所になろうとも、ごみ減量化は時代の要請と思っております。現在、減量化懇話会が持たれている

最中ですので、具体的な施策は申し上げませんが、今後とも地道に啓蒙活動を進め、村民理解をいただきながら、減量化とリサイクルを促進してまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

1 番のご質問については、以上をもって答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第 13 番（太谷正治君）** 今、村長の方から、いろんなご指摘をいただきましたけれども、中にちょっと重大なことを言われたのがあります。今後は持ち込みから、収集方式への切りかえが必要だというふうに言われましたけれども、本当にそういうふうにお考えで、その場合の試算、どのくらいお金がかかるのかわかっておっしゃっているのかお聞きしたい。

それから、この大北地区では白馬は安い方だという指摘がございました。我々もあちこち視察をする中で岳北施設、新しい施設ですが、行ったときに、料金は格段の差で安くなっております。何も大北に限らず、当たり前だという考え方でなしに、ぜひ安いところからでも拾っていく、集める、そういった気持ちが大切ではないかと思っております。

それから、やっぱり新施設ができないことにはリサイクルは難しい、方向的にはそういった答弁であったと思います。私どものように今の焼却炉がある地区では、積んでしまえば、何も集積所に持っていかなくてもその方が近いわけで便利でございます。そういったことも加味合わせてこの質問をさせてもらっているんですが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 再質問にお答えをいたしますが、私の足りない部分については、また担当課長の方から補足をさせますので、よろしく願いをいたします。

今、再質問をいただきましたこと、私の聞き間違いでなければ、直接持ち込みから収集に変えていくということになれば、そこにどのくらいな費用増が考えられるか試算等しておられるかというご質問のようにお聞きをいたしました。これもその私の聞いたことが間違いのないとするならば、この直接持ち込みについては、すべて否定をすることは、その状況によってできないかもしれませんが、焼却場が新たに建設される場所によって、それぞれ状況が変わってこようかと思っております。今大町市の施設にあっても、量は少なくとも直接持ち込みがあるわけでございますので、今後どこに建設をされようと、直接持ち込みというものはゼロにすることは難しいのかなと、このように思っていますが、繰り返しになりますが、できる場所によって、その負担度合いは当然出てきますけれども、今後の方針としては、きちっと集積所等へ分別して出していただいたものを収集して焼却場へ運搬をするというのが、集約をしたい結果となってくるのではないかと、こんなふうには思っております。

また、リサイクルセンターの場所についても、このごみ処理場の新設場所によって、大きく左右されるものと思っております。全く白馬・小谷村内ではなくて、大町の遠い場所に来たとき

には、それなりに白馬・小谷地区として、リサイクルセンターの必要性は当然出てくるものと、このように考えております。建設に当たっては、新規のごみ処理場がどこにできるのか、その辺の経過を踏まえながら結論を出していかなければいけないと、このようには感じておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

**議長（下川正剛君）** 丸山環境課長。

**環境課長（丸山勇太郎君）** 今、村長が答弁したとおりでございまして、すべては今後の検討委員会の方向次第でございまして。ただ、行政はある程度先を見越していかなければいけないので、例えばですけれども、大町市に新施設がなったときのことを想定すれば、収集方式への切りかえというものがようになってくるものと考えております。

ただ、それについての試算というものはもちろんまだしてございませぬ。また、料金につきましても、やはり大町市と一緒にすることを考えますと、大町市の200円というのが、今度前提の料金になってきますので、今の60円という料金というわけにはいかないわけでございます。

新施設ができなければ、リサイクルが難しいのではというようなことにつきましては、ニュアンス的にはそのように思っております。ただ、そうでなくても、ぜひリサイクルは進めていきたい、減量化は進めていかなければいけない状況下にあることもご理解いただきたいと思っております。

積んでしまえば、集積所に持ち込むよりも今の直接持ち込みの方が便利だと、それはわかっております。今の施設だから、今の場所であるから、それは言えることではないかというふうに思っております。先ほど来申し上げますとおり、新しい施設の場所によっては、もう直接持ち込みも不可能な場所になる可能性もないことはないわけでございますので、そういったことも想定しながら、今後の施策を進めていく必要があると思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

**第13番（太谷正治君）** 考えていることは一緒だと思います。私どもも分別をしないで直接持ち込みたいとは言っておりませぬし、するつもりもございませぬ。やっぱり山麓の施設へ持っていったときに、その手前にテントでもあって、その中にかごがあれば、そこへ入れられるわけです、持っていても。だから、さあ大町と一緒にになりましたよ、さあ分別しなさいと言ってもできないんで、今のうちからそういったことをどんどん広げていけば、分別もしやすいし、持っていった人もできやすいんじゃないかという意味で言っているわけです。

ですから、ちょっとものの言い方が悪かったんですけども、大町と一緒にするのがいやだとは言っていないわけで、ぜひ住民の方々にご理解を得るためにも、そういった今駐車場になっている場所が、テントを張ってかごを置いておいておけば、どんどん協力してもらえないんじゃないかといった意味で申し上げているんで、絶対にいやだと、どうのこうのというわけではございませぬので、その辺のご理解を得るためにも、ひとつ前向きな、行政の前向きなやり方といいますか、方法をとっていただければ、十二分に持ち込みの人たちも協力できるんじゃないかといった

意味で申し上げているわけなので、その辺をぜひ前向きな姿勢でお答えをいただければと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。議員もすべておわかりの上でお話をされていることは、今までの経緯で十分理解をしております。検量前に分別をしたものを置く場所を設ければ、さらに効率が上がるということ、そして利用者の理解が得られるということも、まさにそのとおりであろうかと思いますが、ただ、今までは、今の敷地の中では、そのスペースを確保できないということで、やむを得ず検量後の分別ということをしていただけてありますけれども、今、議員からテントを張ってでもという前向きのお話もありました。担当者等とも話をしながら、何か議員要望の体制がとれるかどうか、もう一度検討をさせてみたいと、このように思います。

また、焼却場の建設についてもしかりでありますけれども、議員も十分おわかりの上に、やはり施設が1カ所になった場合、料金等についても当然大町市のレベルに合わせなければいけない、その前段階として理解が得られるためにも、そうした分別、負担者の軽減もあわせ考えた施策をしていくべきだというふうにも受け取らせていただきましたので、議員ご指摘のことをあわせてもう一度担当者、関係者で打ち合わせをしてみたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

**第13番（太谷正治君）** ぜひそういった方向で、村民のごみの持ち込みの方々のご指導をしていただければ、次につながっていくのではないかと思っております。

続いて、次の質問をさせていただきます。

観光についてですが、ご承知のようにグレンデを見れば、人の影が見当たらない平日の日が続いております。各スキー場の操業率が、稼働率が前年対比12月で、12月、1月は悪かったように聞いていますが、また2月、3月にわたってどのような推移をしておりますか。

それから2番目ですが、各宿の状況はリフト会社の稼働率より悪いと思われませんが、どのような状況であるか。1点、私はちょっと会計事務所をお願いをしているんですけど、会計事務所ですのうちの管内で、前年対比宿屋で70%落ちているところがあると、ですから商売にならないところがあるといった状況も聞いております。

3番目としまして、冬季間の村内各スキー場の入り込み状況を教えていただきたい。これも私もこういったところにかかわっていますんでわかるんですけど、土日に駐車場が埋まります。それでスキー場もある程度はにぎやかになってきておりますけれども、平日がガラガラになっております。高速道料金の割引といったことが、かなり影響をしているみたいでございます。各スキー場によっては取り組み方が違って、修学旅行、それから学生大会等々の汗を流しているスキー場は、ある程度いい場面もあるんじゃないかなあと思っております。

4番目としまして、人口減や年齢層の変化を受け、昔に比べ冬季とグリーン期の来客数の差はどのように変化しているか。また、村としてどのように対応していくのか。またこれからもJCキャンペーン等々いろんな企画があるわけですが、それに対しての対応をお聞かせください。

5番目としまして、他の観光地と差別化といいますか、違った企画、違ったいろんな宣伝の仕方によって、今後、差は出てくるのではないかなあと考えております。その辺の考え方をお聞きできればと考えております。以上です。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 2つ目の質問であります観光についてお答えをさせていただきます。

議員、大変厳しいスキー場、宿泊業者の皆さんも厳しい状況等、大分ご心配になっての上でのご質問だというふうに考えますけれども、私も例年スキー客の入り込みが減少している状況を大変憂いているところでございます。スキー観光の市場は現段階ではさらに広げることは大変厳しいというのが実情であろうかと思えます。それにも増して、とにかくこの山岳観光地として、総合力で全国の中でもオンリーワンのポジションに位置するこの白馬村は、まだまだシーズンを通しての観光地としての競争力は十分持っているというようなことから、今、シーズンを通しての観光地づくり、誘客に向けての取り組みを、観光局も一生懸命取り組んでおりますので、ぜひまたご支援をいただきたいと、こんなふうに考えております。

そうした状況下でありますけれども、お尋ねのスキー場リフトの稼働状況から、順次お答えをしてみたいと思います。

村内スキー場利用者数につきましては、平成21年11月、対前年比100%の減でございます。平成21年12月対前年比33.4%減との数字でありました。この前年比100%の減につきましては、降雪が遅くスキー場のオープンがおくれたことが要因でございます。また1月は対前年比7.1%減、2月は5.8%減となり、2月末までのトータルとして69万5,537人の利用者であり、対前年比14.3%減となっております。前年を下回る結果となっております。要因としては前段でも触れましたが、降雪に恵まれず、スキー場オープンが12月下旬となったことがトータル的に響いたものと考えております。また不景気による影響や、年末年始の曜日回りが悪く、連休が短かったことも要因と考えられます。

次に、宿の稼働率の状況についてであります。宿泊者につきましては、観光客入り込み推計値では、平成21年11月9,600人泊と、前年対比59%減、平成21年12月5万6,900人泊と、前年対比では32.7%の減となっております。平成22年1月は12万2,700人泊と、対前年比7.5%減。また2月は13万3,800人泊であり、4.1%の減という調査推移結果が出ており、スキー場の減が、そのまま宿泊客の減少につながっているものと考えております。また観光庁の調査によりますと、スキー客の宿泊定員稼働率、宿泊施設の定員に対して実際に客が泊まった割合であります。08年には約33%に低下、長野県は33%、全国で

秋田、山形、新潟3県に次いで悪く、特に旅館、民宿が厳しい状況との報告もございます。

3つ目の、村内外のスキー場の入り込み状況についてであります。2008年度県内主要スキー場利用動向調査では、県内主要24カ所のスキー場利用者は、前年度を4.5%下回り、延べ555万7,000人となっております。2009から2010シーズンについての取りまとめはこれからとなりますが、小谷村3スキー場入り込み、2月までの調査結果であります。白馬村同様に対前年比3万7,157人の減であり、15.9%減との報告であります。先ほど申し上げました白馬村が14.3%減と比べますと、若干の差はありますが、ほぼ同様な状況であるというふうに認識をしております。

次に、冬季・グリーン期の来客数の変化と対応についてのお尋ねであります。平成21年の観光客の入り込みは、冬季が100万人、グリーン期が125万人でありました。グリーン期が冬季を上回ったのは平成16年からでございます。全国的にスキー場の入り込みは減少しており、白馬村ではピークの平成3年には280万人でしたので、18年間180万人減ってきております。その一方でグリーン期のお客様は増加傾向にありまして、これはスキー客のパイが年々小さくなっていく傾向の中で、村内の各事業者がグリーン期の誘客と受け入れに力を注いだ結果と思われる。

具体的な取り組みとしては4種類の温泉発掘、宿泊施設への引湯、外湯の整備、魅力あるアウトドアスポーツの充実、スキー場の夏場の利活用、公園整備などが、グリーン期のお客様の増加につながっております。また、スポーツ合宿や大人や子供のキャンプの誘致に力を入れてきたのも大きな要因となっております。インターネットを活用したスノーマーケット調査では、東京、名古屋、大阪及び長野県居住者すべてのエリアで、長野県がトップクラスで、最も訪問率が高いのは白馬のスキー場となっております。これは村内索道事業者及び観光事業者のご努力の賜物と考えております。

しかし、トップスキーエリアですが、村内経済を賄う状態にないのも事実でございます。白馬村及び白馬村観光局では、夏冬で事業年度という考え方をもとに、春夏秋のシーズンの集客拡大、またスポーツに突出した集客マーケットから一般観光客、特に女性層及びシニア層にマーケット拡大を進めております。

次に、他の観光地との差別化の方針についてのお尋ねであります。日本じゅうが観光地化を目指す昨今、観光地間競争が大変厳しい状況でございます。観光局では白馬村の観光振興中長期ガイドとして、白馬村ブランドのブランド再生拡大認知を進めることによって、シーズンを通しての集客拡大と、収益性の拡大を目指す計画を進めております。白馬村の強みは、白馬三山とそのふもとに広がる村の人的、文化的、歴史的資産の総合力だと考えております。今や、あらゆる観光商材が各地で開発され宣伝されておりますが、村全体で白馬ほどすべてがそろう場所は少ないと自負をしているところであります。外国人や国内からの移住者が多い点からも、そう言える

私は考えております。

特に村の持つオリジナルの力を使うことによって、他所が追随することも難しくなっており、また、総合力をアピールするための素材として、白馬の小径、郷土食の再編、新民宿再生、フットパット、さまざまな戦術コンテンツを整備し、総合力の可視化である、むらごと自然公園をアピールしてまいりたいと考えております。

準備はまだ半ばではありますが、J Rと提携したdestinationキャンペーン実施年である来年度より具体的な広告、情報発信を行いたいと考えております。早期に白馬ブランドイメージの再生・認知を推進し、同時代性のあるオンリーワンの優位性を確立することによって、村外集客・収益の拡大をする計画でございます。

観光について、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

**第13番（太谷正治君）** いずれにしても、お客さんのグループが人数が減ってくる、また泊数、泊まる泊数が減ってくる、また料金的にはどんどん下がってくるといった現象が続いております。村長からもブランド化というお話がございましたが、長野県の中では上高地、またくろよんルート、軽井沢といったブランドを確立している地区は、ある程度の数字を拾っていけるのではないかなあと。例えば上高地だったらちょっと行ってみるか、くろよんルートだったらちょっと行ってみたいという部分はあるんですが、じゃあ白馬でという、まだまだブランドの確立といったものは難しいのではないかなあと考えております。だからそういった意味での一体になったものの中でのブランド化というものを、早く確立したところが、今後、生き残っていけるのではないかなあと考えております。そういった意味で、観光局の指導といいますか、そういったものが、かなりの比重を得てくるのではないかなあと考えております。

それにしても、簡単な統計で14.3%の前年対比で落ちということになれば、観光局の責任といいますか、ご指導がまだまだ必要ではないかなあと考えております。そんな中で、まだしっかり聞いたわけではございませんが、観光局長の報酬が何か上がるというようなお話を聞きました。公募で年間400万ということで局長になっていただいたんですが、こんな低迷している状況の中で、観光局長の報酬が上がるというのはどうしてなんだろうということになりますが、もしそういうことがありましたら、報酬を幾らにして、どのくらいのといたしますか、その辺の考え方を、観光局の理事長である村長にお聞きしたいと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきます。観光局と議会の皆さんとの話し合いの中でも、何とかこの通年を通した観光地としてのグレードを高め、販売拡大をしていきたいという基本的な考えについては、議員も十分ご理解をいただいていると思っております。何にしても冬の白馬という名前は、もうすっかりブランド化し定着をしておりますが、しかしながら、スキーの市場が狭

まってきた状況の中で、今、力を入れなければいけないのは、グリーンシーズン期の集客をいかにしていくかということに尽きると、このように思っております。

そうした中で、このグリーンシーズン期の総合力という点では、私は先ほど申し上げましたように、ほかと比べても引けのとりものではございません。しかしながら、その総合力にまさっている可視化のできる、そのアピールをいかにしてブランド力の強さにつなげていくかということが課題であると同時に、競争の激しい中で、いかにオンリーワンの位置をキープしていくかということが何よりも大事だと、このように考えております。

そういう意味では、本来、財政的に許されるならば、一挙に投資をしてその効果を出すということも、手法としてはあるわけであります。まさに大手企業等の媒体にかかる費用の額は、もう何十億の単位になる中で、とても我々の村でそういうことはできない中で、いかに効率を高めながら、それぞれの企業とのコラボレーションを図りながら、そして安価に宣伝をしながら、しのぐということ以外ないわけでございます。

そういった中でも、今年多少の、多少と申しますか、額とすれば今までにない額で、宣伝をしていくという予算案も立てているところではありますが、今年度の予算総額を過去に置きかえてみますと、もう10年ほど前に、今10年たっていないでしょうか、今の本年度の計画事業のやはり宣伝費をかけているという事例もあるわけではありますが、世の中の経済が落ち込むに連れ、この白馬の財政も大変厳しくなってくる、そういう状況の中で、白馬村の予算編成そのものが、時によってはゼロシーリング、さらに厳しいときにはマイナスシーリングというようなことで、すべてにわたって一律に予算カットをしてきたと、その延長線上に今もあつたという状況であります。そうしたことから、観光で生きる村であれば、可能な中で何とか宣伝をかけながら、そして単発的な宣伝ではなく、期間の長い、そして常に活字となつて残る、そうした後への効果も期待しながら、本年度は雑誌等への宣伝を主力に、宣伝を展開をし誘客拡大を図っていきたくと、こんなふうに考えているところであります。

それにつけても、観光局も精いっぱい努力をしていかなければならないわけでありますけれども、常に言っているように、やはり時代認識をお互いに新たにしながら、会員もさることながら、村民上げてやはり観光で生きる村だという共通認識を持ち、相互に協力し合うことが何よりも大事なことだと、こんなふうに考えておりますので、ぜひ議員にもご理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、観光局長の給与の件でありますけれども、私とすれば、今までの給与というものが果たして妥当であったかどうかということを考えると同時に、今、局長がやっている仕事の内容等を見るにつけ、私は決して高い額ではないというふうに思っております。今後、値を上げるに、給料をアップするにも、少なくとも課長、白馬村の課長クラスの額は何とか保証してあげなければと、こんなふうに思っておりますし、ただ単に私は額の多い少ないでなくて、局長におお

願いをしていることは、とにかく給料に見合う以上の、やはり結果を出してほしいと、こういうことで結果主義を前に出してやっているわけでございます。

正直なところを申し上げますと、私もあの局長になった庵氏の局長以前の年収等も調査をしております。今の給料の数倍の所得があったわけですがけれども、観光局長としても、この白馬村が好きだと、観光局長として就任した以上、好きな白馬だけに何とか結果を出したいと、大変意気込みを持って取り組みをしているところであります。加えて、今まで観光局と議員の皆様との懇談会の中におけるそれぞれ事業計画、そして資料に裏づけられた計画、そうしたものの、その用意された資料を見るにつけ、今までの観光局の運営とは全く違う形で取り組みをしている積極的な姿勢は十分ご理解がいただけるものと、このように思っております。

理事会の中においても、この額については、従来の額で本当に何年も務めてくれるのかというようなご指摘も、数人の方からいただいておりますけれども、今までは局長との理解のもとで、一応公募時の価格でお願いをしたいと、切りかえの時期にはまたそのときの状況によって値上げをすることも考えたいという話の中で、今回、一応2年という任期は終わること、任期を迎えるに当たって、私はこの今計画している事業を進めるには、さらに現局長の素晴らしい観光に対する知識と認識、そしてさらには現場における実践活動に裏づけされた理論で、何とかこの白馬の観光を考えていただきたいと、そんな思いから、給料の値上げについて観光局の理事会の承認もいただいたところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁を含めてあと4分です。質問はありませんか。太谷議員。

**第13番（太谷正治君）** 私が言おうと思ったことを村長にとられました。結果を出すべく努力しているということでございますが、私も観光局の会員ではありますけれども、残念ながら先ほど言われたように、理事会の状況というのはよくわからないので、こういった質問の仕方になりましたけれども、最終的には、こういう商売は結果次第だと思っております。そういった意味で、頑張ってくださいよりは仕方がないんじゃないかなあと。観光というのは、幅の広く奥が深いものだと思っておりますし、それすぐ結果を出せと言ったところで、あめ玉をつくるわけじゃないので、すぐできないところはあります。それはわかっております。また課長クラスというようなコメントがございましたけれど、私はその課長クラスの平均年俸というのは承知してはおりませんが、一体課長クラスというのはお幾らいただいているんですか。教えていただきたいと思っております。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。太田村長。

**議長（下川正剛君）** 窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今、正確な数字は持ち合わせておりませんが、年末調整で出ております源泉徴収でいきますと、700から800万の間だと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

**第13番（太谷正治君）** どうもありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

**議長（下川正剛君）** 質問が終了をいたしました。

第13番太谷正治議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明日は休会とし、全員協議会を行い、3月19日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、明日は全員協議会を行い、3月の19日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

## 平成22年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成22年3月19日（金）午前10時開議

（第4日目）

### 1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 議会運営委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

## 平成22年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成22年3月19日（金）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 4 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第30号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第31号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 発委第 1 号 ILO年次有給休暇に関する条約の早期批准を求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第10 議員派遣について

## 平成22年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成22年3月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第10番	渡 辺 俊 夫
第3番	太 田 伸 子	第11番	高 橋 賢 一
第5番	太 田 修	第12番	小 林 英 雄
第6番	松 沢 貞 一	第13番	太 谷 正 治
第7番	柏 原 良 章	第14番	下 川 正 剛
第8番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

第2番 篠 崎 久美子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長 補 佐	西 澤 良 典	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	横 澤 英 明	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	篠 崎 孔 一
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 平 林 豊

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 議会運営委員長より報告並びに議案の採決
- 3) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 4) 追加議案審議

同意第1号（村長提出）説明、質疑・討論省略、採決

議案第30号、議案第31号（村長提出）説明、質疑、討論、採決

発委第1号（産業経済委員長提出）説明、質疑、討論、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5) 議員派遣の件について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 30 号 平成 21 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 31 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

9. 地方自治法第 99 条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。

発委第 1 号 ILO 年次有給休暇に関する条約の即時批准を求める意見書

## 1. 開議宣告

○議長（下川正剛君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達していますので、これより平成22年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

第2番篠崎久美子議員から、所用のため欠席との届け出がありました。

## 2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付をしてあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託された案件については、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をいただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番松沢貞一総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 6番松沢です。

平成22年第1回白馬村議会定例会、総務社会委員会の審査報告をいたします。

本定例会におきまして、総務社会委員会に付託されました議案15件、発議1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

1、議案第6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について。

要旨は、申請に対する処分や不利益処分の手続等を定めた行政手続法の改正に伴い、適用除外項目の第3条第2項に、裁判所もしくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分が追加されたため第3項へ繰り下げ、また第5章に届け出という章が設けられたため、第6章へ繰り下げのための改正でございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

2、議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、衛生組合長の報酬について、均等割をやめて会議出席割にし、ごみ集積場設置地区へ

の額を加算改正するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

3、議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、2月15日に開催した特別職等報酬審議会の答申を踏まえて、22年度の村長、副村長、教育長の報酬を継続して減額するものでございます。報酬の額は、村長は条例制定額が80万円でございますが、22年度25%減の60万円に、副村長は条例制定額は65万8,000円でございますが、22年度12%減の57万9,000円に、教育長は条例制定額は58万7,000円でございますが、22年度12%減の51万6,000円にする。また、今回の凍結防止剤問題の責任をとって、さらに村長、副村長については、4月5月分の報酬を10%減額するものでございます。

質疑において、1、村長の25%減額は据え置き、副村長、教育長は14%を12%に減額する理由はという質問があり、行政側より、村長の減額は就任時の公約として、任期中は25%減額としたい。副村長、教育長については、近隣の市町村と同様の額としたいという答弁がございました。

2、4月5月分の報酬の10%減額の根拠はという質問があり、行政側より近隣市町村や全国の事例等、さまざまな事象をかんがみて検討して決定したという答弁がございました。

3、融雪剤の問題については、まだ全体像が明らかにされていない。問題が解明されていない段階で先じて減額処分がなされるということは承認できないという意見があり、行政側より、庁内では問題について調査・検証し、検討を重ねて処分を決定した。また、そのことについて議会にも説明をしてきた。全体像と言われても、それ以上のことはないという答弁がございました。

4、融雪剤の問題については、問題点を検証し、再発防止のために今後十分な対策を講じ、そのことを明確にすべきではないかという意見があり、行政側より、再発防止のために襟を正して対応していく。結果については広報できちんと説明、報告するという答弁がございました。

5、融雪剤の問題については、役場の担当職員がやろうとしたことは間違っていない。不正行為ではないが、手続上に不備があったということなので、やる気のなくなるような処分にならないように考慮してほしいという意見がございました。

6、同様に業者についても、よかれと思って提案した融雪剤が異なる成分のものだったということで、一部被害者的な面もあるので、処分についてもその点を考慮してほしいという意見がございました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

4、議案第9号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでご

ざいます。

要旨は、管理職手当の引き下げ1%を1年間延長するための条例を改正するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

5、議案第10号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、学校保健法の一部を改正する法律、平成20年法律第73号の改正に伴い、伝染病の用語が感染症に改められたので、それに伴う白馬村一般職の特殊勤務手当に関する条例の用語を修正するものでございます。

質疑において、伝染病という言葉は使わないのかという質問があり、行政側より学校安全保健法の中の言葉が改正された。法律の中では使わなくなったという答弁がございました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

6、議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割を、0.65%を1.60%に、被保険者均等割額を1人3,000円から5,000円に、世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯3,000円を5,000円に、特定世帯1,500円を2,500円に、それぞれ増額するものでございます。

質疑において、1、総体としてどのくらいの値上げになるかという質問があり、行政側より総額で67%の値上げとなる。例えば1,000が1,670円となるという答弁がございました。

2、県の平均、市町村の平均はどのくらいかという質問があり、行政側より、長野県の平均は所得割1.93%、白馬村は1.60%、資産割は8.17%、白馬村は2.50%、均等割は5,957円、白馬村は5,000円。平等割は5,779円、白馬村は5,000円。所得割と均等割は県下78市町村で最下位、平等割は76番目、資産割がそのままなのは、国保税全体で白馬村の136世帯が資産割だけで上限の60万円の限度額に達しているためという答弁がございました。

3、影響が大きいのはどういう人かという質問があり、行政側より、所得の低い人たちである。ただし国保税全体の限度額は医療費にかかわるものは47万円だが、国は4月から50万円に引き上げる予定で、所得の多い人たちに負担をずらしていく方向にあるという答弁がございました。

4、基金はどうなっているかという質問があり、行政側より、平成20年度は残高9,600万円だが、平成21年度に1,000万円、平成22年度に3,000万円を取り崩す予定である。したがって、平成22年度には約5,000万円となるという答弁がございました。

5、基金がなくなれば、値上げせざるを得ないのではないかという質問があり、行政側より、

基金があるのに保険税だけを値上げすることはできない、基金を取り崩しながら様子を見るが、医療費の動向によっては値上げをせざるを得ない場合もあるという答弁がございました。

また、討論において、1984年には国庫負担が50%あったが、現在は25%になった。保険税負担は自治体の財政状況により千差万別であり、白馬村は他と比べてよい方であるが、これは構造的な問題である。保険証を取り上げられたり、短期資格証の人が増加している。後期高齢者医療制度は税を徴収する意図で決められ、当初は効果があったが今はない。命にかかわる問題であるので値上げしないで欲しいという意見がございました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

7、議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、白馬村が指定した文化財を保護・保全する上で、滅失や破損した場合の罰則規定を設けるものでございます。

質疑において、村の指定文化財について知らない村民が多い。もっと積極的に知らせる努力が必要ではないかという質問、意見があり、行政側より、シリーズもので作成し紹介したいという答弁がございました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

8、議案第13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、福祉医療費の給付範囲を乳幼児、満7歳から中学校卒業満15歳まで拡大し、精神障がい者の手帳2級所持者を支給対象に加えるための改正でございます。

質疑において、1、近隣市町村の状況はどうかという質問があり、行政側より、松川村はこれまで中学校卒業までの給付をしていたのを満18歳まで引き上げた。池田町は中学校卒業まで実施している。大町市は小学校3年生までの実施で、これは長野県と同様であるという答弁がございました。

2、財源は何かという質問があり、行政側より福祉基金を1,000万円取り崩す予定である。また、県は小学校3年生まで2分の1を補助するという答弁がありました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

9、議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、学校保健法等の一部を改正する法律、平成20年法律第73号の改正に伴い、伝染病の用語が感染症に改められたので、それに伴う条例中の用語を修正するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

10、議案第15号 白馬村サービスセンター条例の一部を改正する条例についてござ

います。

要旨は、学校保健法等の一部を改正する法律、平成20年法律第73号の改正に伴い、伝染病の用語が感染症に改められたので、それに伴う条例中の用語を修正するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

11、議案第16号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

要旨は、墓地等の経営許可の申請書を提出する際の添付書類のうち、従来登記簿謄本と言っていたものが、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、現在は登記事項証明書となったことから、条例中の用語を修正するものでございます。

質疑は特になく、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

12、議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

要旨は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,581万円を追加し、歳入歳出それぞれ56億5,552万7,000円とするというものでございます。

1、総務課関係では、主なものは2款1項2目財産管理費を733万3,000円増額するものでございます。内容は、白馬村庁舎等改修工事の779万7,000円で、庁舎正面のエントランスのバリアフリー化のためでございます。

質疑は特にありませんでした。

2、税務課関係では、主なものは2款2項2目賦課徴収費を22万円増額するものでございます。内容は、土地の地目更正の追加によるものでございます。

質疑は特にありませんでした。

3、環境課関係でございます。主なものは4款2項1目塵芥処理費を1,899万1,000円減額するものでございます。内容は、塵芥処理委託料の882万9,000円の減額、白馬山麓環境施設組合負担金の988万円の減額等でございます。

質疑は特にありませんでした。

4、住民福祉課関係でございます。主なものは3款1項2目老人福祉費を687万5,000円減額するもの。内容は、老人福祉施設措置費の420万円の減額でございます。

2、3款1項4目社会福祉施設費を570万6,000円増額するものでございます。内容は、保健福祉ふれあいセンター改修事業でございます。

3、3款1項6目住民総務費を754万3,000円減額するものでございます。内容は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額でございます。

4、4款1項2目保健予防費を411万4,000円減額するものでございます。内容は、妊

婦健診補助金の120万円の減額。新型インフルエンザワクチン接種委託料の200万円の減額等でございます。

質疑において、里山塾に異動した人数についての質問があり、行政側より、5名が異動したという答弁がございました。

5、教育委員会関係でございます。主なものは1、2款7項2目施設管理費を1,375万1,000円増額するものでございます。内容は、白馬ジャンプ競技場のリフト改修工事費1,400万1,000円の増額、及びスノーハーブの備品購入費の25万円の減額等でございます。

2、9款1項2目事務局費を1,224万2,000円増額するものでございます。内容は、中学校のベランダの手すりの改修400万円の増、及び南小のトイレ改修800万円の増でございます。

3、9款5項2目体育施設費を802万7,000円増額するもの。内容は、ウイング21改修事業611万8,000円及び北部グラウンド用地購入費190万9,000円等でございます。

質疑は特にありませんでした。

以上、議案第17号について、総務課・税務課・環境課・住民福祉課・教育委員会のそれぞれの所管事項の質疑が終了後、それぞれ採決をいたしました。そのいずれも委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

13、議案第18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

要旨は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,729万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,139万円とするというものでございます。

主なものは、歳入では1、4款1項1目前期高齢者交付金の1,910万7,000円の減額。

2、5款2項1目保険財政共同安定化事業交付金の2,417万4,000円の減額。

3、8款1項1目前年度繰越金の2,770万3,000円の増額でございます。

歳出では、1、4款1項1目後期高齢者支援金1,792万9,000円の増額。

2、7款2項1目保険財政共同安定化事業拠出金1,832万円の増額。

3、6款1項1目介護納付金の2,506万5,000円の減額でございます。

質疑において、共同拠出金についての質問があり、行政側より、医療費の急激な伸びに対応するため、各市町村が共同で負担し支え合うための拠出金であるという答弁がございました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

14、議案第19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

てでございます。

要旨は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,118万3,000円とするものでございます。

内容の主なものは、軽減等の保険料の減額に伴い2款1項1目保険料等負担金を171万円減額するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

15、議案第20号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

要旨は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ570万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662万1,000円とするものでございます。

内容の主なものは、平成20年度国庫負担金精算により3款2項1目一般会計繰出金576万3,000円の追加、及び21年度負担金精算による3款1項3目県負担金返納金1万2,000円を追加するものでございます。

質疑は特になく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

16、発議第1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定についてでございます。

この発議の趣旨は、村税を滞納しかつ納税に著しく誠実性を欠くものに対し、納税を促進し滞納を防止するために特別措置を講じることにより、村税の納税意欲の高揚と徴収に対する村民の信頼を確保するというものでございます。

質疑において、1、滞納について、白馬村は県下78市町村の中でワーストワンの徴収率となっている。滞納は長年にわたる課題であり、放置できない問題であり、何とかしなくてはという気持ちは議員全員が共有している。しかし、条例化しても情報公開に関して悪質な滞納者の氏名の公表が可能かどうかは大変難しい問題である。意図は十分に理解できるが、現実的にはもう少し慎重に検討する必要がある。

2、条例制定の前に、滞納問題に今まで以上に真剣に取り組む努力をすべきではないか。例えば対策本部を立ち上げ、徴税について専門に取り組むようなことを、まず実行すべきではないか。

3、小田原市の研修では、税務署OBを頼み徴税効果があったという話を聞いた。そういう方法もある。

4、現状では条例化しているところはまだ非常に少ない。もう少し様子を見るべきではないか。また行政側より、納税促進が大前提であるが、金融機関が第1の抵当権を設定しているので果たして効力があるか慎重に検討する必要がある。税務課としては、徴税については差し押さえな

ど厳しい姿勢で対応し、やるべきことはやっている。調査や情報収集に関しては、国税徴収法で対応できるのではないかという意見がございました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の反対により、否決すべきものと決定いたしました。

否決はいたしました。付随、特に意見がございまして、滞納問題に関して発議があったということ、議会として大変重大な問題であるという認識を持ち、納税意識を高めるために、さらに努力していくことを議会報等で村民に知らせるべきであるという意見がございましたので、特につけ加えます。

以上、総務委員会に付託されました案件につきましての審議の報告といたします。

**議長（下川正剛君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺俊夫です。2点についてお聞きします。

まず議案第8号ですが、今、予算委員会でもかなり審議になったことですが、村税の収入が大幅な減をしていると、減少はとまらないと。民間の給与も減額を見込んでいるという中で、村内の経済状態はかなり悪化しているというふうに考えますが、その点の考慮はされたのでしょうか。

もう1点、発議1号についてです。これは滞納に関する条例ですが、小田原市など先進地には実際に条例が運用されています。すなわち滞納者の公表ができるという条例が運用されているんですけども、その実態の把握を委員会としてなされたのでしょうか。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。松沢委員長。

**総務社会委員長（松沢貞一君）** 最初の質問でございまして、議案第8号の特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審議でございまして、その中では、村の財政全体の話はございませんでした。

また、2番目の発議の方の質問でございまして、小田原市の先進事例の視察、前の議員の皆様が小田原市へ行って研修をなさったようでございまして、その実態についての研修は、特にやってありません。

**議長（下川正剛君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第6号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。12番小林英雄議員。

**第12番（小林英雄君）** 12番小林英雄です。私は、議案第8号について反対討論をさせていただきます。

この8号議案の中で、特別職の給与カットの部分について、この議会で決めることには反対であることを表明させていただきます。この給与カットは、融雪剤事件についての責任を取ることと説明をされております。もとよりこのような事件を起こさないよう、再発防止策が何より重要なことは言うまでもありません。そのためには、今回の事件の全容が解明され、問題点が明らかにされて、初めて再発防止策が取られるべきだと私は思います。

その意味で、今回の問題は本会議での質疑や、また昨日の全員協議会でも、まだ全容が解明されていない、そういう認識を私は持っております。問題点の把握もまだまだ不十分だと思います。私は今回の問題の最大の問題は、業者の言い分をそのまま信用していること、そのことを含め、村の契約事務の未熟さにあると思います。村の契約事務の改善については昨日出されましたが、これもまだ不十分だと思いますが、従来のやり方を根本的に見直し改善すること、このことは大いに期待したいと思います。

問題は業者との対応ではないでしょうか。業者を最初から、誤解のないように申し上げておきますが、業者を最初から私は不信感を持って接する、このことは厳に戒めなければならない。その点は留意したつもりでございますが、しかしながら、疑問に思ったことは事実を確認すること、このことが何よりも重要だと思います。

そこで第一に、今回の問題の相手先は山田工務店ですが、不思議に思うことは、これだけの問題が起こっているながら、異なる成分の商品が届いたことに気づかなかつたとマスコミは報道しております。その原因、経過について調査し、公表したことは一切目に触れておりません。村にも調査結果を報告したとも、村が調査結果を報告せよと要求した、このことも見当たりません。山田工務店は名誉にかけて調査し公表すべきだし、村も要求すべきではないでしょうか。

2つ目には、Cタイプの商品が実際に存在するのか。きのうの全員協議会では、これも山田工

務店に聞いたら、あると言っているということで実物は見ていないようです。輸入申告書を見せてもらって、価格が高いことを確認したとのことですが、実物を手にして、それがCタイプであることの分析、確認した、そういう説明はありません。さらに、きのうの全員協議会で納入品を分析したところ、分析した2つの検体ともCタイプではなかったことを確認しながら、納品された全部がCタイプでないという確認できない、そういう答弁がございました。普通は、検査したものがすべて違うなら、全部がCタイプと違うと推定するのではないのでしょうか。

3つ目に、支払った代金については特に不利益はなかったと判断し、代金の返還は要求しないということです。山田工務店が契約と違ったものを納品し、代金をもらってすましていることは、これは一般常識では考えられないと私は思います。また、不利益はなかったとのことですが、環境に優しいものとして低塩化物有機酸系を導入したはずではないですか。そうでないものをまいたということは、低塩化物有機酸系の効果が出ない、そういう不利益を受けたのではないのでしょうか。むらごと自然公園を目指す白馬村にとっては、大きな損害ではないのでしょうか。車のさびなど、直接不利益を受けているのではないのでしょうか。

そのほか、まだいろいろございますが、このように見てくると、山田工務店が本当に善意であったのか、故意か過失なのか私には判断できません。こういうことも含めて、今回の問題は何だったのか、全体を把握してから、特別職の給与カットも10%を2カ月でいいのかどうか、それを決めるべきではないのでしょうか。現時点で決めるべきではないと思います。

以上、申し上げましたが、同僚議員の皆さんのご賛同を、できることならお願いしたいと思います。以上を持ちまして討論を終わります。

**議長（下川正剛君）** 次に、第1番横田孝穂議員。

**第1番（横田孝穂君）** 1番横田孝穂です。議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場で討論いたします。

今回、凍結防止剤の購入に当たり、村が求めた製品とは異なる製品が納入され、その検証の中で役場関係職員においては手続上に不備があることがわかり、村民の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしましたことは、大変遺憾であります。今後におきましては、このようなことが生じないように再発防止に向けての対策をきちんと実行し、危機管理体制の確立を望むものであります。

管理者として、村長、副村長はみずから姿勢を正し、一刻も早く村民の信頼回復に努めるべきであり、報酬の減額を実施することは適切な措置と判断いたします。

私は以上の理由により、第8号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

**議長（下川正剛君）** 次に、第10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺俊夫です。反対の立場で討論をいたします。

22年度の人件費、これは2,600万円増というふうな計上になっています。予算総額に占

める割合は17.7%、昨年比3.6%も上昇しています。

増加の理由は、平成17年度から村独自に実施してきた給料カットについて、一定の成果が得られたために廃止しましたとしています。一定の成果とは、税収入も、収支も落ちつきの兆しが見え始めたからという説明でした。

一方、村税収入は全体で前年比4.1%の減額を見込んでいます。個人住民税は6.6%減、法人税は何と12.7%減としています。ちなみに民間の給与は8%減と見込んでいるのです。

地方自治法第1条には、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とするとあります。

住民から税金をいただき、住民のために行政運営に当たるものであり、また、その行政職員の中でも特別職である者の給与の増額は、現下の住民の生活実態からかけ離れ、到底理解できません。また2カ月間の減俸については、融雪剤の事件に関する責任をとってとの説明がありました。しかし、いまだ全容の解明すらできていない状態での処分は認めることができません。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 以上で討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第8号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立多数です。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第9号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第9号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第10号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。第12番小林英雄議員。小林英雄議員、3分以内をお願いします。

**第12番（小林英雄君）** 議案第11号 白馬村健康保険税条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で申し上げます。

この低所得者に重い負担を強いるような、その典型が国民保険税ではないでしょうか。2009年6月現在の国保税の滞納は445万世帯、滞納率は2割を超えています。滞納を理由に保険証を取り上げられ、医療費の10割負担を求められる資格証明書にかえられた世帯は331万世帯にまで達しております。国の統計では、国保税の収納率は88.3%に低下をいたしております。

この数字は、国民皆保険制度となった61年以降最低の数字であります。その原因は、高すぎる保険料にあることは間違いありません。高い保険料の原因は、国保会計に対する国庫負担を引き下げた、それが最大の要因ではないでしょうか。

命を守るべき医療保険の負担が重すぎて、病院にかかれずに命を落とす、あるいはそのことを苦にしてみずから命を絶つ、このような悲惨な出来事が現実起こっております。あすは我が身、そういう言葉がございます。白馬村にも起きて不思議ではございません。自公政権の悪政の置き土産といってもよろしいのではないのでしょうか。このことが国民を苦しめています。国民が直面する困難を解決し、制度を改善していく、そういう取り組みが今何よりも求められていると私は思います。

このことを申し上げて、討論を終わります。

**議長（下川正剛君）** 第3番太田伸子議員。

**第3番（太田伸子君）** 議案第11号について、賛成の立場で討論いたします。

白馬村は地域柄、いわゆる観光産業が中心の村であるため、自営業者や季節労働に従事する人が多いことから、全世帯数の50%以上が国保加入世帯になっています。そのためほかの市町村に比べ白馬村の負担も大きなものとなっています。

一昨年9、600万あった基金を取り崩し、来年度には基金残高が5、000万になってしまいます。所得割を1.6に引き上げても県平均より0.33低く、資産割は据え置きます。均等割も5、000円に引き上げても県平均より下回っています。

村の健全な国保会計に近づけるためにも、今ここで改正することに賛成いたします。

**議長（下川正剛君）** 以上で討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(下川正剛君)** 起立多数です。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第12号 白馬村文化財保護条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第13号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第14号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第16号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第18号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第19号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第20号 平成21年度白馬村老人医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

発議第1号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

発議第1号 白馬村税の滞納に対する特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

**議長(下川正剛君)** 起立少数です。よって、発議第1号は否決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番柏原良章産業経済委員長。

**産業経済委員長(柏原良章君)** 第7番柏原良章です。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました議案3件、陳情1件につきまして、審議の概要及び結果のご報告をいたします。

付託されました、議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第5号)の所管事項であります。これは歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ7,581万円を増額し、総額を56億5,552万7,000円とするものであります。

内容は、観光農政課の所管事項で、農林業費で207万2,000円の増額、観光商工費で480万8,000円の増額、農林業施設災害復旧費で81万4,000円の減額であります。

また建設水道課の所管事項では、土木費で8,265万7,000円の増額、公共土木施設災害復旧費で583万円の減額であります。

委員から、観光施設整備費の質問があり、行政より、道の駅白馬とスポーツアリーナのトイレ改修事業等の説明がございました。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

歳出で、浄化センター管理事業、単独公共下水道事業で264万5,000円の歳出。公債費利子で同額の減額との説明があり、委員から、共同排水設備設置補助金についての質疑があり、2カ所であり、補助の上限を150万円とし、事業費の10分の7を補助するというので、新規設置者を求めやすいとの答弁がありました。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万3,000円を減額し、総額7,031万2,000円とするものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号 公共事業等における入札制度の改善を求める陳情であります。

この陳情につきましては、前回の審査で内容の再確認及び近隣市町村の状況を確認してから再度の検討となり、継続審査となっております。

内容確認では、一般競争入札制度ではなく入札制度との答弁がありました。近隣市町村でも、落札価格を85から90%の変動制を実施している市町村はなく、また除雪事業の5年契約もないとの説明がありました。

委員からは、落札価格の85から90%での落札のみは考えられないが、企業の存続、従業員の雇用にも大切なことであるとの意見。また、除雪事業の契約につきましては、5年契約は長すぎ、新規事業者が入札に参加できなくなるなどの意見がございました。

審査の結果、委員長を除く全員反対により、不採択すべきものと決定をいたしました。

なお委員会からは、行政に、落札価格による失格基準の検討、及び除雪事業の長期契約について検討するよう要望をいたしました。

次に、融雪剤購入問題の件であります。今までの説明状況は11月16日の契約、12月14日産業経済委員会、16日に全員協議会、29日に新聞報道、1月22日に全員協議会、2月5日と22日に産業経済委員会、3月1日の議会運営委員会による審議案の提出等、融雪剤関連の説明、業者に対する契約解除、指名停止、損害賠償、行政処分等の説明がありました。

また、説明の段階の中でいろいろと違いが出てきてしまい、購入に当たり不足面もあり、職員にも責任はあるが、管理者としても責任をとらなければならない。これから以降、今回のようなミスを起こさないために、庁内全課にも指導を強化していくとの説明がありました。

委員からは、今回のミスは重大であり、再発防止対策はいつまでに行うのかという質問がありました。行政からは、ミスは重大とは思えないが、再発防止はできるだけ早く実施するとの答弁がありました。また、これから以後、業者を呼んで説明を受けたいとの意見もありましたが、委員会としては必要がないとの決定となっております。

なお行政に、今後このような事故が起きないように検証し、会期中に結果報告書の提出を求めてまいります。

以上で、産業経済委員長の報告を終わります。

**議長（下川正剛君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第21号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告

のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第22号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第12号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第12号 公共工事等における入札制度の改善を求める陳情の件を、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 な し)

**議長(下川正剛君)** 起立なしです。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定をいたしました。

常任委員会において、分割の審査をいただいております議案第17号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第17号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまより、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

**議長(下川正剛君)** 再開をいたします。

#### △日程第2 議会運営委員長報告並びに議案の採決

**議長(下川正剛君)** 日程第2 議会運営委員長より報告並びに議案の採決を行います。

議会運営委員長より報告を求めます。11番高橋賢一議会運営委員長。

**議会運営委員長（高橋賢一君）** 11番高橋賢一です。議会運営委員会から委員長報告を申し上げます。

平成22年第1回白馬村議会定例会において、議会運営委員会に付託された案件は、発議第2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について1件であります。以下、審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

議会会議規則の改正の理由として、議員の自由な発言を制限し、議案の審議を困難にするものであるとして、第43条2項を削除、第51条の改正を求めるものであります。

審査に当たりまして、現行規則改正後、初めての定例会開催でありましたが、質疑についての要旨通告については何の問題もなく、発言の制限をするものではない等の意見がありました。

審査の結果、委員長を除き賛成者なしにより、白馬村議会会議規則の一部を改正する規則については、これを否定すべきものと決しました。

以上、議会運営委員会の委員長報告です。

**議長（下川正剛君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。小林議員。

**第12番（小林英雄君）** 12番小林英雄です。委員長報告の中で、審議の経過と結果について質問をさせていただきます。

最初に、私のこの質疑も、現在の会議規則によりますと、事前通告をしないと質疑ができないことになっている、そういうふう思うわけであります。委員長報告に対する質疑は、通告しなくても発言できるというようなことが、議運の中で議論されたかどうか、そのことをまずお尋ねします。委員長報告は、昨日の午後の全協で初めて聞いたので、昨日の午前9時までに通告できないことは皆さん承知だと思います。承知していることだと思います。

それから、もう1つございますが、議会運営委員会の議論です。他の議員の質問を聞いていて、または説明や報告を聞いていて、質問したいことが出てきたときには、質問したいというそういう委員に対して、第51条1項のただし書きで、ただし議事進行、一身上の弁明等についてはこの限りでないという、そうなっています。この等で質疑できると説明があったそうです。委員長報告にはそれがなかったのですが、実際は本当でしょうか。そうだとすると、この等で質疑や討論ができるのはどんなときか、そのことをご説明いただきたいと思います。

**議長（下川正剛君）** 答弁を求めます。

**議会運営委員長（高橋賢一君）** 規則によりますと、委員長の報告に対する質疑は、審査の結果と結果に対する質疑にとどめて、付託された議案に対し提案者に質疑することはできないというふうになっております。

したがいまして、今回の規則改定についての提案者は、今ご質問のありました小林英雄議員であります。私の方から小林さんにその審議のほどをたずねることはできませんので、今の質問につ

きまして、わかりかねる部分が随分ありますので、今回は審査の結果と経過についての報告をさせていただきます。

もう一度繰り返します。質疑についての要旨通告については何の問題もなく、発言の制限をす  
るものではないという意見がありました。

審査の結果につきましては、委員長を除き賛成者なしにより否決すべきものといいたしました。  
以上が委員長報告であります。

**議長（下川正剛君）** 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑ありませんので、質疑を終結をいたします。

発議第2号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺俊夫です。発議第2号に関して賛成の立場で討論いたします。

地方分権の流れの中で、地方議会のあり方の議論が盛んになってきている、このことについては皆周知のことです。今、全国の議会では行政の単なる追認機関となることなく、本来、議会に付与された議論の活性化を図るためのさまざまな試みが行われています。このような状況下において、わずか12名の白馬村議会にあって、真に議会議論の府として、住民に信頼される議会を目指すために議会改革の歩みこそ進めるべきであり、まさに後退させるようなさきの改正、言ってみれば改悪を改正する必要があります。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 第8番田中榮一議員。

**第8番（田中榮一君）** 8番田中榮一です。私は発議第2号について反対の立場で討論をいたします。

委員長報告にもありましたように、現議会会議規則が、議員の自由な発言を制限するものとは思いませんし、議会の活性化を損なう内容を持つ会議規則とも思いません。

よって、原案に反対するものであります。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 以上で討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

発議第2号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（下川正剛君）** 起立少数です。よって、発議第2号は否決されました。

### △日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。13番太谷正治予算特別委員長。

予算特別委員長（太谷正治君） 13番太谷正治です。平成22年第1回白馬村議会定例会予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案7件につきまして、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議案第23号 平成22年度白馬村一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ43億1,500万円で、前年度当初予算に比較すると2,200万円の減であります。

総務課からは、これまで住民サービスの一層の向上を目指して、職員数の削減や公債費の縮減など義務的経費の圧縮を進め、財政基盤の健全化に努めてきたが、今後も村税等徴収率向上など自主的財源確保の取り組みを引き続き強化し、持続可能な財政運営を前提に、真に必要なものを見きわめ、むだを排除する選択が必要であるという認識の中で、平成22年度は地域情報通信基盤整備による情報提供手段の確立に985万円、参議院選挙、県知事選挙、村長選挙に1,580万円、5年に1度の国勢調査に424万円、北部分団の小型動力ポンプ付積載車の更新に670万円、10戸2施設の耐震診断に471万円を計上したとの説明がありました。

委員からは、特別職・一般職の給与、憩いの杜耐震診断についての質疑がありました。

税務課からは歳入の村税が13億7,371万円で、経済不況による所得の減収と、土地の時点修正により前年度比5,887万円の減になるとの説明がありました。

委員からは、滞納金の徴収体制、入湯税についての質疑があり、徴収体制については村税徴収職員を1名減らし、延滞金徴収職員を1名ふやすとの答弁がありました。

住民福祉課からは、子ども手当を通常の児童手当分に加え9,515万円の増、乳幼児医療給付費の給付対象を中学生まで拡充という点、重度心身障がい者医療給付費の給付対象を精神2級まで拡充するため1,100万円の増、デマンド型乗り合いタクシーの運行に1,111万円。平成21年度から3カ年計画で自殺対策緊急強化事業に63万円計上し、講演会や相談会の実施するという説明がありました。

委員からは、配食サービス事業、医療サービス事業、子育て支援事業、子育て支援ルームの運営についての質疑がありました。

環境課からは、建設費の償還終了により白馬山麓環境施設組合負担金の減、ごみ減量化対策として、給食残渣の堆肥化、小さなごみ袋の作成費を計上したとの説明がありました。

委員からは、ごみ集積場設置補助、塵芥処理委託、松川公衆トイレ、野良猫対策、廃屋に対する条例制定との実態調査、オオタカ保護、リサイクル物の取り扱いについての質疑がありました。

観光農政課からは、産地確立交付金が廃止され、ソバの生産者が大幅な減収が見込まれるため、

村単位で米生産調整負担金701万円を計上し、ソバの里づくり推進、山枯れ対策事業に379万円、森林整備事業に496万円、小雪溪避難小屋の建設が終了したため1,900万円の減、シャトルバス運行事業に900万円、21観光戦略事業では、宣伝費用として3,000万円の増額をし、負担金1億1,003万円を計上したとの説明がありました。

委員からは、耕作放棄地、観光農政施設の稼働率、国調成果による課税、今後の奈良井地区の整備、有害鳥獣対策、山枯れ対策、21観光戦略事業、特産品開発、食育基本計画の策定等についての質疑がありました。

建設水道課からは、神城山麓線の事業量の減少により、1億1,500万円の大幅減額となったという説明がありました。

委員からは、道路維持補修、道路凍結防止剤、除雪費についての質疑があり、特に、神城山麓線については早期完成を要望しました。

教育委員会からは、スノーハープの木橋等の改修に5,698万円、北小・中学校に特別支援のために加配講師の雇用と、安曇養護学校通学バスに同乗する介助員賃金157万円、幼稚園就園奨励補助に290万円を計上したとの説明がありました。

委員からは、ジャンプ台施設、スノーハープの木橋等の改修と今後の利活用、白馬塾、小・中学校のスキー教室の質疑がありました。

審査の結果、委員長を除き賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ11億9,998万6,000円で、前年度当初予算に比較すると2,561万7,000円の減であります。

平成22年度は、国内景気の低迷により減収が見込まれるため、基金から3,000万円の繰り入れと、後期高齢者支援金については支援金分の税率を改正し、国保財政の安定化を図るとの説明がありました。

国民健康保険給付費が伸び続け、平成20年度1人当たりの医療費は23万1,128円で、県全体では73位にランクされているが、入院が増加により、伸び率は12.7%で、県内10位である。

委員からは、保険料滞納者の子供の保険証の取り扱い、給付費準備金についての質疑がありました。

審査の結果、委員長を除き賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,484万9,000円であり、前年度当初予算に比較すると203万7,000円の増であります。これは、保険料の増によるとの説明がありました。

委員からは、保険料滞納者についての質疑がありました。

審査の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計予算につきましては、老人保健制度の終了から3年目となり、平成20年度3月分以前の医療費にかかわる過誤調整分等のみの予算のため、歳入歳出それぞれ50万円であるとの説明がありました。

委員からは、特に質疑がなく、審査の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億6,394万8,000円で、前年度当初予算に比較すると3億6,716万3,000円の減であります。

これは平成22年度に高資本対策の借款債がないためであり、新規事業としては、下水道事業認可申請書作成委託に1,000万円、農業集落排水東部地区との統合申請書作成委託に200万円を計上したとの説明がありました。

委員からは、下水道の加入率、使用料の推移、滞納処分、47の区域外流入についての質疑がありました。

審査の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 平成22年度白馬村農業集落排水利用特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,572万7,000円で、前年度当初予算に比較すると3,515万8,000円の減であります。これは平成22年に高資本対策の借款債がないためという説明がありました。

委員からは、農業集落排水東部地区からの公共下水道への統合についての質疑がありました。

審査の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算につきましては、収益的収支、事業収益2億9,390万4,000円、事業支出2億7,364万2,000円とし、資本的収支額は収入額647万4,000円、支出額1億5,976万円で、資本的収支不足額金をもって補てんするという説明がありました。

委員からは、滞納の現状について質疑がありました。

審査の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員長報告を終わります。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第23号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番渡辺俊夫議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺俊夫です。議案第23号 平成22年度白馬村一般会計予算に関して、反対の立場で討論いたします。

新年度予算の人員費は2,600万円増となり、予算総額に占める割合は17.7%で、昨年比3.6%も上昇しました。増加の理由は、平成17年度から村独自に実施していた給料カットについて、一定の成果が得られたために廃止しましたとしています。一定の成果とは財政収支も落ちつきの兆しが見えたからという説明です。

一方、村税収入は全体で前年比4.1%の減額を見込んでいます。個人住民税は6.6%減、法人住民税は何と12.7%減としています。ちなみに民間の給与は8%減と見込んでいます。

地方自治法第1条には、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とするとあります。住民から税金をいただき、住民のために行政運営に当たるものであり、給与の増額は、現下の住民の生活実態からかけ離れ、到底理解ができません。

また、観光局負担金に関して、観光戦略事業では観光宣伝事業の新規事業分として新たに3,000万円を計上しています。主なものは、JRが企画しているディステネーションキャンペーンにあわせて、5つの月間誌への総額約2,000万円を投じての村の宣伝をしてもらおうというものです。観光再生への取り組みの一環としていますが、競争激化している観光市場の中であって、いかに他者との違いを出し、存在感を充実させるかが、今、最も大事な課題であり、最も優先して取り組まなければならない事項であると考えます。すなわち今まさに投資すべきは白馬村の中にあり、外ではないのです。

以上です。

**議長（下川正剛君）** 次に、第1番横田孝穂議員。

**第1番（横田孝穂君）** 1番横田孝穂です。議案第23号 平成22年度白馬村一般会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

予算特別委員会においては、これまで村民サービスの向上を目指し、職員数の削減や、公債費の縮減など、義務的経費の圧縮を進め、また財政基盤の健全化に努め、平成22年度においても村税徴収率の向上など、自主財源確保の取り組みを引き続き強化し、持続可能な財政運営を前提に、必要なものを見きわめ、むだを排除する選択が必要であると説明がありました。

厳しい情勢下、限られた予算の中で連日にわたり慎重審議し、密度の濃い議論を重ねてまいりました。白馬村一般会計予算は適切であり、むだなところは見当たらないと確信いたしました。

よって、私は賛成の立場で、賛成討論いたします。

**議長（下川正剛君）** 以上で、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 23 号 平成 22 年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立多数です。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 24 号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 24 号 平成 22 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 25 号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 25 号 平成 22 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 26 号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 26 号 平成 22 年度白馬村老人保健医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 27 号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 27 号 平成 22 年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第28号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第29号 平成22年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、村長から同意議案の申し出、産業経済委員長より発議の申し出、また常任委員長、議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。日程第4 同意第1号、日程第5 議案第30号、日程第6 議案第31号、日程第7 発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 異議なしと認めます。よって、同意第1号、議案第30号、議案第31号、発議第1号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第4 同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、

採決をしたいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 異議なしと認めます。よって、日程第4 同意第1号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

**△日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**議長(下川正剛君)** 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 固定資産評価審査委員のお1人が任期満了に伴い、新たに委員の選任をお願いするものでございます。朗読して説明をさせていただきます。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城1089番地

氏 名 武 田 茂

生年月日 昭和26年6月9日

平成22年3月19日 提出 白馬村長

よろしくお願いたします。

**議長(下川正剛君)** 採決をいたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(下川正剛君)** 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

**△日程第5 議案第30号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第6号)について**

**議長(下川正剛君)** 日程第5 議案第30号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長(太田 忠君)** 議案第30号 平成21年度白馬村一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,022万4,000円とするものであります。

また、繰越明許費でありますけれども、これにつきましては、3ページをお開きをいただきたいと思ひます。繰越明許費であります、経済危機対策、それから公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、災害にかかわる災害復旧費等を繰越明許するものであります。

内容につきましては、地域情報通信基盤整備推進事業が9億5,100万円、白馬村庁舎等改修事業が858万円、白馬ジャンプ競技場維持管理事業、これは県の経済対策で村の方に来るものであります、1,400万1,000円、保健福祉ふれあいセンター改修事業、壁等の補修であります、616万円、しろま保育園改修と子育て支援ルーム整備事業に251万6,000円。それから児童措置事業子ども手当のシステム構築のための委託費であります、225万8,000円、それから農業用施設小規模修繕事業525万円、道の駅白馬とスポーツアリーナ改修事業207万5,000円、村道小規模修繕と深空橋改修事業2,000万円、村道改良国庫補助事業神城山麓線にかかわる交安施設等あります、1,798万円、防災事業、J-ALERTシステムが間に合わないために繰り越しをするものであります、1,217万5,000円、中学校改修と南小衛生環境整備事業、トイレ等の改修ですが、それに1,320万円、理科教育設備の整備事業、全国一斉交付のために製品が間に合わないということで翌年度に繰り越すものであります、48万8,000円、ウイング21の改修事業に641万8,000円、給食調理場改修事業につきましては250万円、それから災害復旧費の関係で、現年発生林道施設災害復旧事業、林道東山線等あります、530万円、それから現年発生公共土木施設災害復旧事業、菅沢等に2,084万円あります。

7ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入明細でございますが、自動車重量譲与税、額がある程度確定しましたので245万9,000円を減額するものであります。

それから、今回、国の方から一般会計の5号で補正をいたしましたものに、さらに加えて677万1,000円の追加の経済対策の交付金がありましたので、今回、収入を677万1,000円追加するものであります。

それから、諸収入でありますけれども、弁償金ということで38万5,000円、凍結防止剤購入にかかわる指名停止業者からの賠償金ということで、これにつきましては、過日の一般質問等で村長から説明があったとおりであります。

8ページ以降をご覧いただきたいと思ひます。8ページ以降につきましては、一般会計の補正予算(第5号)のところでご説明したものに、今回、経済対策で加わりました670万を加えて予算化したものであります、繰り返しになりますが、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、白馬村庁舎等改修事業に78万3,000円ということで、内容的には庁舎エントランスバリアフリーのスロープ等に増額して経費をつけるものであります。

それから、社会福祉施設費につきましては、保健福祉ふれあいセンターの改修事業ということで、壁・床・畳等の修繕に45万4,000円を追加してつけるものであります。

保育所費につきましては、しろうま保育園改修と子育て支援ルーム整備事業ということで、網戸・柱等の塗装に30万円を追加するものであります。

農地費につきましては、水路等の改修に25万円を追加するものであります。

それから、観光施設の整備費でありますけれども、深空にありますスポーツアリーナの改修に11万円を追加するものでありまして、内容的にはトイレとか下水道接続の工事であります。

土木費、道路維持費でありますけれども、100万円の追加でありまして、村内道路のオーバーレイ、それからクリーンスポーツのつり橋の床板の補修に経費を追加して行うものであります。

それから、教育費の事務局費であります。中学改修と南小の衛生環境整備事業ということで、中学のベランダの手すり交換、南北小のトイレ改修に120万を追加するものであります。

体育施設費につきましては、ウイング21の非常用電源ガスタービン発電機の修繕に30万円を追加するものであります。

学校給食費につきましては、給食調理場の排水、それからシンク、畳、トイレ改修等に30万円を追加するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。渡辺議員。

**第10番（渡辺俊夫君）** 10番渡辺俊夫です。今、歳入の中に雑収入、ページで言いますと7ページに弁償金ということで38万5,000円が計上されています。このことについて、今、説明がありましたが、融雪剤に関する弁償金であるということですが、まだ検証すべき事項が、まだ残っている状態でありまして、まだ精査、まだ議会での精査も済んでいない状態なので、この処分に関しては拙速であろうということで、反対いたします。

**議長（下川正剛君）** ほかに討論ありませんか。太谷議員。

**第13番（太谷正治君）** 賛成の立場から申し上げます。予算委員会の中で、何度もこの金額につきましてはいろいろ説明があり、賛成できるものだと思っております。

以上、賛成意見です。

**議長（下川正剛君）** 討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第30号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

**議長（下川正剛君）** 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

**△日程第6 議案第31号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について**

**議長（下川正剛君）** 日程第6 議案第31号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

**総務課長（太田 忠君）** 議案第31号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

条例第10条第2項第4号として、新たに1号を加えるための一部改正であります。追加する号につきましては、国の法律を補完する市町村条例を整備する際に必要なマニュアルとして、準則的に提示されておりましたけれども、本村においては、これをその時点において条例ではっきりと規定しなかったために、実施機関である役場内の課と課において、これまでは個人情報資料を提供できないについて、その都度協議をしなければならない状況が生じてきました。

今回、一部改正をすることで庁内各課の業務においてのみ使用する場合には、個人情報保護を意識せずに資料の提供が各課間でスムーズに行われることとなりますので、事務の効率化にも資することになります。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（下川正剛君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（下川正剛君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第31号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

**△日程第7 発委第1号 ILO年次有給休暇に関する条例の早期批准を求める意見書**

**議長（下川正剛君）** 日程第7 発委第1号 ILO年次有給休暇に関する条例の早期批准を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柏原産業経済委員長。

**産業経済委員長（柏原良章君）** それでは、発委第1号の説明をいたします。

発委第1号 ILO年次有給休暇に関する条約の早期批准を求める意見書であります。別紙意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣あてに提出するものであります。

意見書の内容は別紙のとおりでございます。

**議長（下川正剛君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第1号 ILO年次有給休暇に関する条例の早期批准を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（下川正剛君）** 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長（下川正剛君）** 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項のについて、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（下川正剛君）** 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

#### △日程第9 議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査について

**議長（下川正剛君）** 日程第9 議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

#### △日程第10 議員派遣の件について

**議長(下川正剛君)** 日程第10 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りをいたします。本件について、お手元に配付してあります議員派遣についてのとおりに、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(下川正剛君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程はすべて終了をいたしました。

第10番渡辺俊夫議員に申し上げます。3月17日の一般質問での発言は一部不穏当と認めますから、発言の取り消しを命じます。

(「異議あり」の声あり)

**議長(下川正剛君)** これで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 平成22年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

3月8日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出いたしました全案件につき、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

議会や村民の皆様には、大変な不信感を与えてしまった凍結防止剤購入に関しましては、12月末に問題が発生して以来、内部調査を進め、担当委員会や全員協議会で報告をさせていただきましたが、結果として行政も大いに反省すべき事項が散見されたことから、再発防止のための今後の取り組みとして、昨日、全員協議会で説明をさせていただきました。一刻も早く信頼回復ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、この問題に関しての一般質問で、あたかも私と私の親族が経営する会社に関係しているような発言がございましたけれども、ご心配をされるようなかかわり合いはないことを、改めて申し上げさせていただきます。

議会で取り上げる発言については、内容を十分吟味した上で、流言飛語的な発言は慎んでいただきますようお願い申し上げます。

3月の月例経済報告では、景気が着実に持ち直してきているとの基調判断がされたものの、厳しい雇用情勢が報じられており、街角の景気は依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、政治と金の問題などで、あれほど高かった内閣の支持率が、半年過ぎた現在40%を割ったとの報道がなされるなど、参議院選挙を控え、再び国民の声をクローズアップするマスコミの動きがにぎやかになってきました。

このような中で、お認めをいただきました本村の新年度の各事業の予算につきましては、村民の安全、安心のために福祉の向上、産業や教育振興のため、それぞれの部署において創意工夫をしながら、有効に執行するよう努めてまいり所存であります。

そして、未来に希望、あすに豊かさを求めて、村民の皆様と一緒に知恵を出し合い、引き続き村づくりを進めたいと思っております。

私に残された任期もあとわずかとなりました。一般質問でお答えをいたしましたように、各方面から、もう1期頑張れとの温かいお言葉もちょうだいしております。志半ばでもありますし、村政を停滞させないためにも、引き続き村政運営のかじ取りを任せていただけるよう、新しい年度に向かって、また新たな気持ちで日々の仕事に邁進し、次期につなげたいと考えております。

さて一昨日、特別交付税の3月交付分が決まりました。12月交付分と合わせて2億153万6,000円となり、予算額を1,650万円ほど上回る交付がありましたので、お知らせをいたします。

身近な行政を創出し、行政情報等を迅速丁寧に発信をする上で、重要な要素であるケーブルテレビ事業については、新しい年度の中で早速取りかからなければならない事業であります。各戸にケーブルテレビ白馬への加入申込書を発送して1カ月が経過いたしました。昨日現在での申し込みは約700件となっておりますが、目標の1,800件に向け、なお一層の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、この事業を含め、今後ともそれぞれのお立場で行政運営にご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御礼のごあいさついたします。

まことにありがとうございました。

**議長（下川正剛君）** これをもちまして、平成22年第1回白馬村議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後0時16分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月19日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員